

令和 4 年度 認証評価

青森中央短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	37
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	58
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	84
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	89
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	92
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	100
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	102
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	105
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、青森中央短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 24 日

理事長

石田 憲久

学長代行

石田 憲久

ALO

宮田 篤

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

<学校法人青森田中学園の沿革>

昭和 21 年	学校法人青森田中学園創立・青森珠算簿記学院（現 青森中央経理専門学校）並びに青森裁縫学院（現 青森中央文化専門学校）創立
昭和 31 年	学園創立 10 周年記念・円型校舎竣工（橋本校地）
昭和 41 年	学園創立 20 周年記念 ラ・ペーの像建立（神田校地）
昭和 45 年	青森中央女子短期大学家政学科設置・1 号館竣工
昭和 46 年	青森中央女子短期大学附属幼稚園設置
昭和 49 年	青森中央短期大学並びに青森中央短期大学附属幼稚園に改称 青森中央短期大学家政学科被服専攻、食物栄養専攻に分離し、幼児教育学科を設置・2 号館竣工
昭和 51 年	学園創立 30 周年記念・バイオレットカラーの円型校舎増築落成
昭和 53 年	青森中央短期大学家政学科被服専攻を家政専攻に変更 家政学科に図書館司書・学校図書館司書教諭の課程を設置
昭和 55 年	青森中央短期大学開学 10 周年 青森中央短期大学附属幼稚園を青森中央短期大学附属第一幼稚園に改称 青森中央短期大学附属第二幼稚園設置
昭和 56 年	青森中央短期大学附属第三幼稚園設置
昭和 57 年	青森中央短期大学幼児教育学科に司書課程を設置
昭和 58 年	青森中央短期大学家政学科・幼児教育学科に社会福祉主事任用資格課程を設置 こぶし会館（4 号館）竣工
昭和 59 年	学園創立 40 周年記念館・瑞力館（3 号館）竣工
昭和 61 年	青森中央短期大学経営情報学科棟（5 号館）竣工
昭和 62 年	青森中央経理専門学校・青森中央文化専門学校橋本校地より神田校地へ移転 青森中央短期大学経営情報学科設置
昭和 63 年	青森中央短期大学家政学科の専攻課程の廃止に伴い食物栄養専攻を食物栄養学科に変更 青森中央短期大学専攻科福祉専攻設置・6 号館竣工
平成元年	青森中央短期大学 全学科に秘書士課程を設置 青森中央短期大学開学 20 周年
平成 2 年	学園創立 50 周年記念・浅虫校地の拡充・野外教育活動用地の取得
平成 8 年	青森中央学院大学設置計画の発表 青森中央学院大学経営法学部経営法学科設置
平成 10 年	新校舎（本部棟）・国際交流会館（8 号館）・図書館棟・プール棟竣工 青森中央短期大学 経営情報学科廃止（改組転換）
平成 11 年	青森中央短期大学 食物栄養学科にフードスペシャリスト課程を設置

青森中央短期大学

平成 12 年	青森中央短期大学開学 30 周年 幼児教育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置 専攻科福祉専攻に生きがい情報士課程を設置
平成 14 年	学術交流会館（9 号館）竣工 野球場、サッカー場、陸上競技場完成
平成 15 年	青森中央短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科に変更
平成 16 年	青森中央学院大学大学院設置・青森中央学院大学地域マネジメント研究所開設
平成 17 年	青森中央短期大学 食物栄養学科に栄養教諭課程、フードサイエンティスト課程を設置
平成 18 年	学園創立 60 周年・青森中央短期大学 看護学科設置（入学定員 80 人 3 年制） 看護棟（7 号館）竣工
平成 19 年	創立者 理事長 久保豊 逝去 新理事長に学園法人本部長 石田憲久 就任 総合運動場拡張用地の取得・整備
平成 20 年	創立者 学園長 久保ちる 逝去 新学園長に青森中央短期大学学長 久保薫 就任 青森中央学院大学開学 10 周年 青森中央短期大学が平成 20 年度第三者評価の結果「適格」と認定 （財団法人短期大学基準協会）
平成 21 年	青森中央学院大学が平成 21 年度機関別認証評価の結果「適格」と認定 （財団法人日本高等教育評価機構）
平成 22 年	青森中央短期大学開学 40 周年
平成 24 年	認定こども園青森中央短期大学附属第一幼稚園に認定 認定こども園青森中央短期大学附属第三幼稚園に認定 青森中央文化専門学校服飾一般課程の廃止
平成 25 年	認定こども園青森中央短期大学附属第二幼稚園に認定
平成 26 年	青森中央学院大学経営法学部経営法学科（入学定員 175 人）の入学定員を 150 人に変更 青森中央学院大学看護学部看護学科設置（入学定員 80 人） 青森中央短期大学看護学科募集停止
平成 27 年	青森中央短期大学が平成 27 年度第三者評価の結果「適格」と認定 （一般財団法人短期大学基準協会）
平成 28 年	学園創立 70 周年 青森中央学院大学が平成 28 年度機関別認証評価の結果「適格」と認定 （公益財団法人日本高等教育評価機構）
平成 29 年	新サッカー場完成
平成 30 年	青森中央学院大学開学 20 周年 青森中央学院大学看護学部別科助産専攻設置（入学定員 5 人） 第 2 体育館（10 号館）、屋内練習場（11 号館）竣工
平成 31 年	学園展示コーナー +C（プラスシー）完成
令和 2 年	青森中央短期大学開学 50 周年
令和 3 年	学園長 久保薫 逝去

青森中央短期大学

< 青森中央短期大学の沿革 >

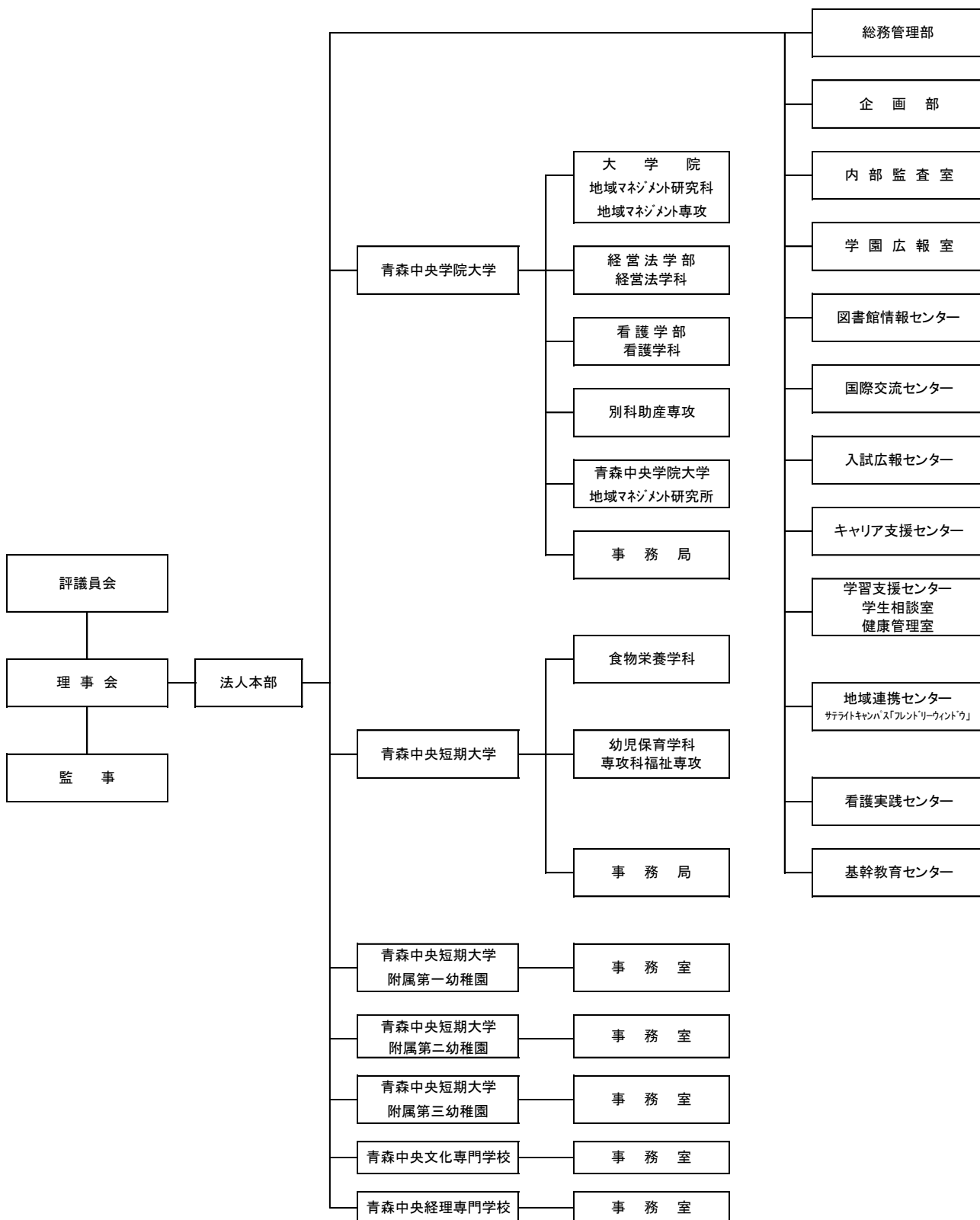
昭和 45 年	青森中央女子短期大学家政学科（入学定員 100 人）設置
昭和 49 年	青森中央短期大学に改称（家政学科被服専攻[入学定員 20 人]、食物栄養専攻[入学定員 30 人]に専攻分離し、幼児教育学科[入学定員 50 人]を設置）
昭和 53 年	青森中央短期大学家政学科被服専攻を家政専攻に変更 家政学科に図書館司書・学校図書館司書教諭の課程を設置
昭和 55 年	青森中央短期大学開学 10 周年
昭和 57 年	幼児教育学科に司書課程を設置
昭和 58 年	家政学科・幼児教育学科に社会福祉主事任用資格課程を設置
昭和 63 年	青森中央短期大学経営情報学科（入学定員 100 人）設置 青森中央短期大学家政学科の専攻課程廃止に伴い、食物栄養専攻を食物栄養学科に変更
平成元年	青森中央短期大学専攻科福祉専攻（入学定員 20 人）設置 全学科に秘書士課程を設置
平成 2 年	青森中央短期大学開学 20 周年
平成 11 年	青森中央短期大学 経営情報学科廃止（改組転換） 食物栄養学科にフードスペシャリスト課程を設置
平成 12 年	青森中央短期大学開学 30 周年 幼児教育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置 専攻科福祉専攻に生きがい情報士課程を設置 食物栄養学科入学定員 30 人を 60 人へ変更
平成 15 年	幼児教育学科を幼児保育学科に変更・入学定員 50 人を 80 人へ変更
平成 17 年	食物栄養学科に栄養教諭課程、フードサイエンティスト課程を設置 幼児保育学科入学定員 80 人を 100 人へ変更
平成 18 年	青森中央短期大学看護学科（入学定員 80 人 3 年制）設置
平成 20 年	平成 20 年度第三者評価の結果「適格」と認定 （財団法人短期大学基準協会）
平成 22 年	青森中央短期大学開学 40 周年
平成 24 年	青森中央短期大学専攻科福祉専攻（入学定員 20 人）の入学定員を 25 人に変更 青森中央短期大学看護学科募集停止（改組転換）
平成 27 年	平成 27 年度第三者評価の結果「適格」と認定 （一般財団法人短期大学基準協会）
令和 2 年	青森中央短期大学開学 50 周年

(2) 大学設置法人青森田中学園の概要（令和４年５月１日現在）

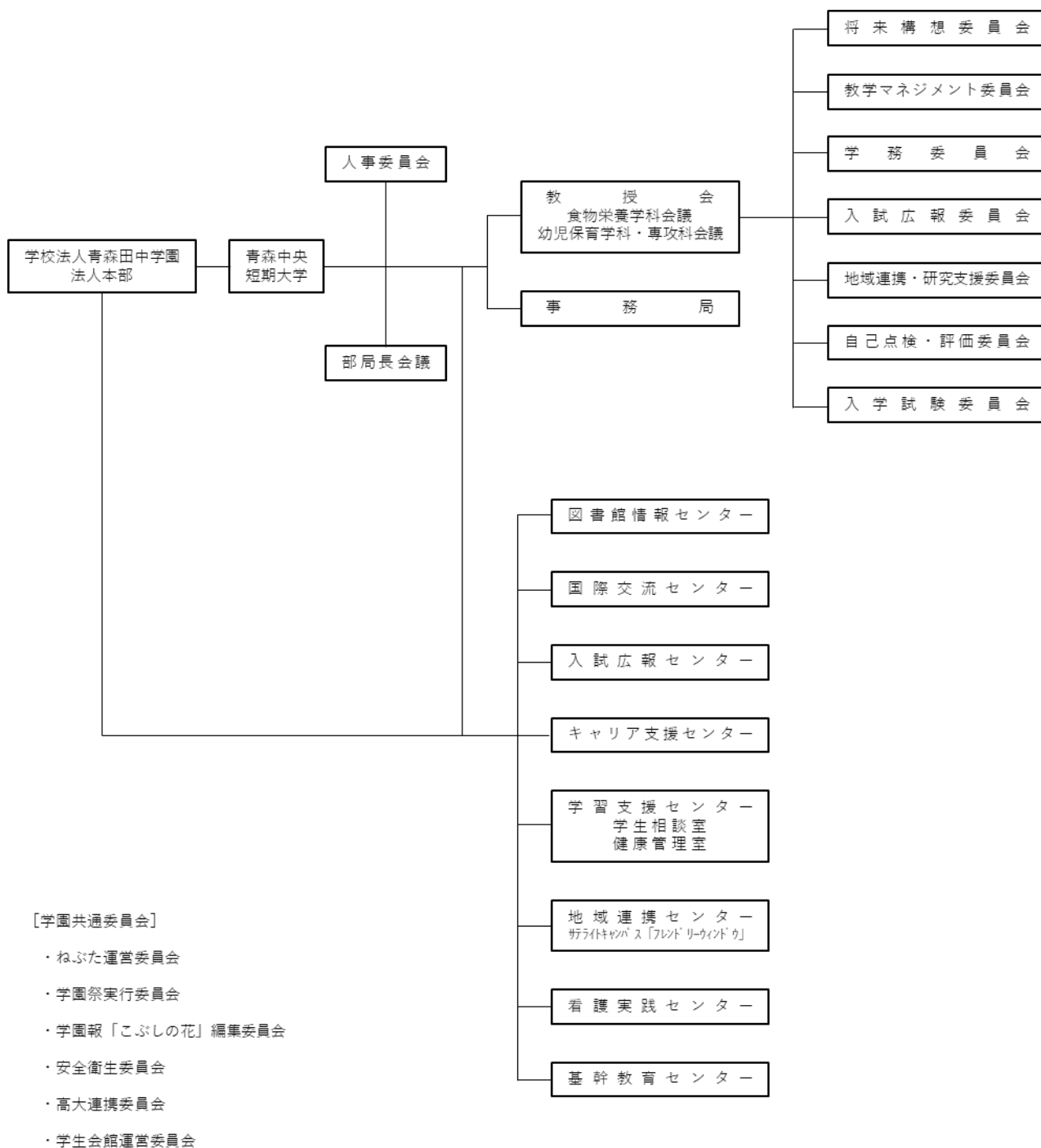
教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
青森中央短期大学	青森県青森市横内字神田 12	185	345	204
認定こども園 青森中央短期大学 附属第一幼稚園	青森県青森市野尻字今田 108	—	199	138
認定こども園 青森中央短期大学 附属第二幼稚園	青森県青森市三内字丸山 16	—	199	137
認定こども園 青森中央短期大学 附属第三幼稚園	青森県青森市原別字袖崎 9	—	159	104
青森中央学院大学	青森県青森市横内字神田 12	250	995	1,081
青森中央学院大学 大学院	青森県青森市横内字神田 12	10	20	14
青森中央文化専門学校	青森県青森市横内字神田 12	20	40	17
青森中央経理専門学校	青森県青森市横内字神田 12	20	40	47

(3) 大学設置法人・大学の組織図

① 学校法人青森田中学園組織図（令和4年5月1日現在）



② 青森中央短期大学組織図（令和４年５月１日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

① 青森市の人口動態（平成 30 年～令和 4 年）

青森市の人口は約 27 万人であるが年々減少している。死亡数が出生数を上回っているうえに転出超過であるため、自然増減数および社会増減数ともにマイナスとなっている。その一方で、令和 4 年は一時減少しているものの、世帯数は増加傾向にあり、高齢者単身世帯化や核家族化が進んでいることがうかがえる。

基準日 4 月 1 日 （単位：人、世帯）

区分	人 口				世帯数	備考
	男	女	総数	増減数		
平成 30 年	132,816	152,342	285,158	△2,642	136,423	
令和元年	131,390	150,671	282,061	△3,097	136,456	
令和 2 年	129,917	149,047	278,964	△3,097	136,457	
令和 3 年	128,645	147,694	276,339	△2,625	137,018	
令和 4 年	127,032	145,720	272,752	△3,587	136,781	

② 学生の入学動向（平成 29 年～令和 3 年）

本学の在学生は、県内出身者が約 90%を占めている。県外出身者のほとんどが岩手県と秋田県出身である。両県に 1 名ずつ進学アドバイザーを配置し、進学相談会や高校訪問を積極的に行っている。平成 30 年度からは函館市にも進学アドバイザーを配置し、北海道からの入学者の確保も目指している。

〈食物栄養学科〉

年度 地域	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
青森	45	76.3	50	89.3	48	88.9	37	84.2	55	91.6
岩手	5	8.5	3	5.4	2	3.7	3	6.8	3	5.0
秋田	8	13.5	2	3.6	3	5.6	2	4.5	1	1.7
宮城	1	1.7	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他	0	0.0	1	1.7	1	1.8	2	4.5	1	1.7

〈幼児保育学科〉

年度 地域	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
青森	65	87.8	70	95.9	68	90.7	49	89.1	54	94.7
岩手	1	1.4	2	2.7	0	0.0	2	3.6	1	1.8
秋田	8	10.8	1	1.4	7	9.3	4	7.3	2	3.5

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 評価する前年度の令和 3 年度を起点に過去 5 年間。

③ 地域社会のニーズ

本県では 18 歳人口が減少し、それに伴い年々入学者も減少傾向にある。しかし本学では 2 年で学位取得が可能で学費も抑えられること、社会貢献度の高い免許・資格の取得が可能で就職に有利であることから、地域のニーズは今後も維持されていくと考えている。

食物栄養学科は栄養士養成課程を中心にフードスペシャリスト課程やフードサイエンティスト課程、栄養教諭二種課程など、幅広く資格を取得できるよう科目を配置している。青森県の「平均寿命全国最下位」という問題を、「食生活・食習慣」の視点から解決できる人材を育成することが、本学食物栄養学科の責務である。

青森県は、出生数は減少しているものの、核家族化や共働き世帯の比率の増加により、認定こども園のニーズが高まっている。この期待に応えるために、本学は幼児保育学科に保育士養成課程、幼稚園教諭二種課程を設置し、認定こども園で必要とされる「保育教諭」を養成する機関として地域に求められ続けるものと自負している。

④ 地域社会の産業の状況

青森県は農業・漁業などの第一次産業が主力であり、全国平均と比べても第一次産業の就業者数は多く、その比率は高い。反対に、製造業・建築業・工業などの第二次産業に携わる就業者数は少なく、その比率は低い。

本学が位置する青森市は県庁所在地であり、中核市に指定されている。北東北における商業流通拠点都市として発展し、県内における優位性を保っているが、本市商業を取り巻く環境は、商圈の拡大と分散、都市間競争の激化などによって、非常に厳しいものがある。

平成 28 年 3 月に、新幹線は青函トンネルを経て新函館北斗駅まで開通した。令和 12 年度（2030 年度）末には、函館から札幌までが開通することから、青森県が本州と北海道をつなぐ重要な経路地となることは確実で、交流人口の増加が見込まれる。

⑤ 短期大学所在の全体図

青森市は青森県の中央に位置し、面積は 824.61 km²である。北は青森湾に面し、南部から東部にかけては奥羽山脈の北端部にあたる八甲田山・東岳山地の山々が連なる。隣接する市町村には、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、東津軽郡平内町、蓬田村、南津軽郡藤崎町、北津軽郡板柳町、上北郡七戸町がある。

本学は、青森市街地と十和田湖を結ぶ国道 103 号線沿いにキャンパスを構えている。この通り沿いは土地開発が進み、ここ十数年で急速に発展を遂げてきた。JR 青森駅から公共交通機関（バス）を利用し 25 分「青森中央学院大学前」停留所で下車、徒歩 3 分に位置し、東北自動車道「青森中央インターチェンジ」（車で 5 分）、青森空港（車で 20 分）からも近く、交通の便に恵まれている。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
なし
(b) 対応状況
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
なし
(b) 対応状況

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

本学における公的資金は「青森中央短期大学における研究費等の取扱いに関する規程」「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」により適正に管理されている。

■ 本文記載文言に対する特記事項

「評価校マニュアル」に記載されている以下の文言は、文中において本学に適合した文言に変更して記載している。

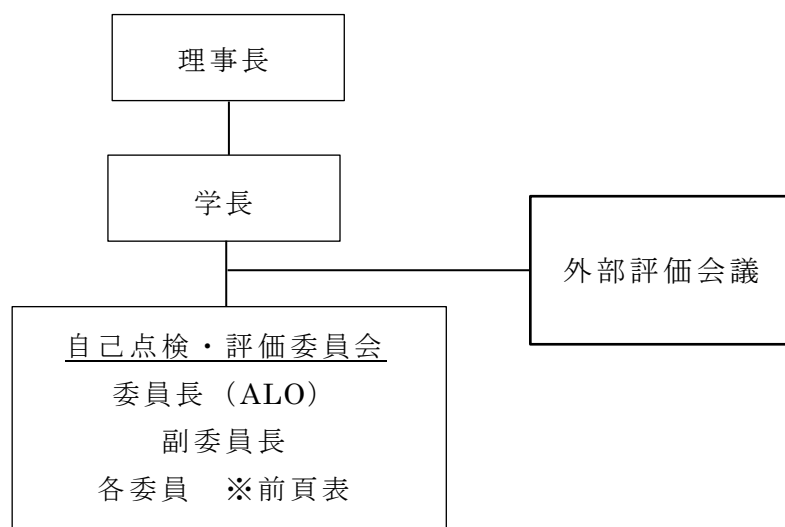
評価校マニュアル記載文言	本学で使用している文言
学習成果	学修成果

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（令和4年5月1日現在）

構 成 員	
顧問 石田 憲久	学校法人青森田中学園理事長、青森中央短期大学学長代行、 幼児保育学科教授、入学試験委員会委員長
委員長 宮田 篤	食物栄養学科教授、自己点検・評価委員会委員長、ALO
副委員長 鈴木 寛康	幼児保育学科教授、地域連携・研究支援委員会委員長
清澤 朋子	食物栄養学科教授、学科長
前田 美樹	幼児保育学科教授、学科長
棟方 秀和	食物栄養学科教授、教学マネジメント委員会委員長
伊藤 弓月	幼児保育学科准教授、専攻科福祉専攻主任、 将来構想委員会委員長
兼平 友子	幼児保育学科准教授、学務委員会委員長
木村 貴子	幼児保育学科准教授、入試広報委員会委員長、入学試験委員会 副委員長
松浦 淳	幼児保育学科准教授、キャリア支援委員会委員長
櫻庭 肇	事務局長
石田 壮平	法人企画部長
青島 満幸	事務局次長（総務担当）、総務管理部長
石田 智久	事務局次長（学事担当）
寺井 和夫	事務局次長（研究支援・地域連携担当）
田中 繁徳	事務局キャリア支援課長
舘山 新	事務局総務課長
工藤 由佳子	事務局入試広報課長
野呂 竜二	事務局学務課長、ALO 補佐

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

青森中央短期大学は、「自己点検・評価委員会」を組織し、同委員会規程に基づき自己点検・評価を実施している。

同委員会では、全学的な課題を共有・点検するために、本学独自の自己点検・評価チェックシートを用い、各部門の年間計画が自らのPDCAを通して絶えず改善・改革を意識して遂行されているかを確認している。

各部門長はMicrosoft Teams上で随時チェックが可能な体制を整えており、年度末のチェックに対しては全部門長に共有され、Microsoft Formsを活用して他の部門に対する意見も取りまとめている。取りまとめた意見は、全部門長に共有するとともに、学長より次年度の年間計画に反映されるための参考として活用され、教職員が参画したPDCAを実現している。

また、本学は外部評価を毎年度受けており、本学の教育目標・3つのポリシーに基づく人材育成が、地域・社会の要請に応えているかを確認している。

自己点検・評価報告書は毎年、自己点検・評価委員会が中心となってまとめ、全教職員に配布・配信するとともにホームページで外部に公表している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和3(2021)年度を中心に)

年月日	会議名	主な議題等
令和3年10月28日	令和3年度第6回 自己点検・評価委員会	・認証評価に向けた自己点検・報告書作成スケジュール案の提示
令和3年11月25日	令和3年度第7回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシート更新依頼
令和3年12月23日	令和3年度第8回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートの進捗状況の確認 ・基礎資料等作成スケジュール案提示
令和4年1月27日	令和3年度第9回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートの更新依頼(最終) ・令和3年度自己点検・評価報告書執筆者一覧表(案)の提示 ・外部評価会議の実施案内
令和4年2月24日	令和3年度第10回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートに対する意見募集 ・令和3年度自己点検・評価報告書執筆者一覧表(最終案)の確認
令和4年3月30日	令和4年度青森中央 短期大学教員研修会	・チェックシートに基づいた各部局から所管事項を表明
令和4年4月28日	令和4年度第1回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書作成スケジュールの詳細確認。 ・訪問調査日程調整 ・ALO補佐について
令和4年5月26日	令和4年度第2回 自己点検・評価委員会	・報告書の進捗状況確認 ・課題・改善計画の共有
令和4年6月23日	令和4年度第3回 自己点検・評価委員会	・部局長メンバーによる自己点検・評価報告書の最終確認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準 I -A 建学の精神〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 学生便覧（令和 3 年度）
- 2 ウェブサイト「建学の精神」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/the_school_motto
- 3 ウェブサイト「教育理念」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/idea
- 4 青森中央短期大学学則
- 5 ウェブサイト「学則」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/rules
- 6 将来ビジョンについて
- 7 第二期中期計画「こぶしの花プラン」
- 8 ウェブサイト「将来ビジョン・長期計画・中期計画」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/vision
- 9 青森中央短期大学教員研修会（令和 3 年度）
- 10 学長講話（令和 3 年度）
- 11 教育懇談会資料（令和 3 年度）
- 12 非常勤講師対象説明会（令和 3 年度）
- 13 青森中央短期大学デジタルパンフレット（令和 3 年度）
- 14 青森中央短期大学デジタルパンフレット（令和 4 年度）

備付資料

- 1 青森中央短期大学40周年記念誌
- 2 青森田中学園報「こぶしの花」
105号～106号、開学 50 周年記念号、卒業記念号
- 3 開学50周年記念フォトブック「キャンパスのたからもの」
- 4 青森中央短期大学・青森中央短期大学図書館情報センターと青森県立図書館の連携・協力に関する協定書
- 5 青森地域大学間連携協定書
- 6 青森中央短期大学と青森県立青森中央高等学校との高大連携に関する協定書
- 7 青森市横内町内会と青森中央学院大学・青森中央短期大学との連携・協力に関する協定書
- 8 学校法人青森田中学園と青森市の包括的な連携に関する協定書
- 9 特定非営利活動法人青森県消費者協会と学校法人青森田中学園との連携に関する協定書
- 10 災害時における避難所等施設としての使用に関する協定書
- 11 青森中央短期大学と青森明の星短期大学との大学間包括連携に関する協定書

- 12 青森市内高等教育連携機関と青森市との包括連携に関する協定書
 - 13 青森商工会議所と青森地域5大学との連携・協力に関する協定書
 - 14 青森中央学院大学・青森中央短期大学と青い森信用金庫との連携協力協定書
 - 15 青森中央学院大学・青森中央短期大学と青森県立大湊高等学校との高大連携に関する協定書
 - 16 令和3年度青森中央短期大学公開講座チラシ
 - 17 令和3年度青森中央短期大学出前講座一覧
 - 18 令和3年度青森中央短期大学食育講座一覧
 - 19 ウェブサイト「オープンリソース」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/activity/open_resources
 - 20 ウェブサイト「SDGs」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/activity/sdgs
 - 21 令和3年度青森中央短期大学教員免許更新講習
 - 22 ウェブサイト「企業・地域とコラボ」
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/food/collaboration_project
 - 23 2021年度個人研究費・学長裁量経費及び特別研究等運営費ハンドブック（短大）
- 備付資料-規程集
- 2-6 青森中央短期大学 部局長会議規程
 - 2-7 青森中央短期大学 教授会規程
 - 2-24 青森中央短期大学 聴講生規程
 - 2-25 青森中央短期大学 科目等履修生規程

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

青森中央短期大学の建学の精神は、「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」であり、それに基づき教育理念は、価値観の多様性を理解する「豊かな人間性」と自立して生きていくために必要な「実学」を身につけることとしている（提出-1,2,3）。本学を設置する学校法人青森田中学園の教育理念が、実学と豊かな人間性の育成としているのは、創立者久保豊前理事長と久保ちゑ前学園長が、「青森珠算簿記学院」と「青森

裁縫学院」を設立した昭和 21 年に遡る。戦後の混乱期で、青森市も焼け野原となり、住む家もなく、どのように家族を養い、未来に希望を持って生きていけるのか憂慮していた。そのような中、まずは手に職をつけて生活の自立をはかること、貧しいながらも豊かな心を育んでいくことが最も大切であると考え、これらを教育の理念に掲げたのである。生活の自立を可能とする知識や技術を身につけるだけでなく、それを実社会において使いこなせる術をもって真の知恵が備わったといえる。そして、その知識や技術は、尊敬や思いやりの心で他者を尊重する寛容さがあってはじめて活かされる。これらが調和してこそ、いつの時代にあっても、いかなる状況におかれても、自分を見失うことなく、自らが進むべき真の道を切り開いていくことができる。この理念は確固たるアイデンティティを持ち、自分らしく社会貢献ができる人材の育成として現在まで引き継がれている。特に周年記念誌や学園広報誌を定期的に発行し、創立時の理念を再確認している（備付-1,2,3）。

本学は、この建学の精神のもとに教育の目的を定め、学則第 1 条に「本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成することを目的とする」と明記している（提出-4,5）。

建学の精神に含まれる概念は抽象的であるため、現代社会に合わせた表現方法を検討し、「愛あれ」からは「溢れんばかりの情熱（Passion）の発揮」、「知恵あれ」からは「確固たる能力（Competency）の獲得」、「真実あれ」からは「社会全体の幸せ（Well-being）の達成」を引き出した。一言で表現すれば、「情熱と能力をもって、社会の幸せの達成をめざす」となる。人、自然、文化、伝統、地域に対して関心を持ち、それらを深く理解し、地域社会が最善の状態で持続していけるように、修得した知恵を時代の要請に応じて発揮できる人材を育成することは、青森を愛し、青森のために学び得た専門性を発揮できる人材を育成することである。これらをまとめて本学の将来ビジョンを「情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学」と掲げている（提出-6,7,8）。

【青森中央短期大学将来ビジョンロゴマーク】



情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し
ともに地域といきる大学

以上のように建学の精神は、本学の教育理念および将来ビジョンを明確に示しており、その内容は、教育基本法、私立学校法に基づいた公共性を有している。また、年度始めの青森中央短期大学教員研修会（提出-9）において、教育基本法ならびに私立学校法を確認し、全教員に対し「公共性」に対する共通理解を図っている。

教育研究上の目的に関するこれらの情報は、学校教育法施行規則第 172 条の二項に基づき、学生便覧に以下のように記載し、また本学のホームページにも記載し、学内外に公表している。

建学の精神

愛あれ、知恵あれ、真実あれ

教育理念

青森中央短期大学は、価値観の多様性を理解する「豊かな人間性」と自立して生きていくために必要な「実学」を身につけることを教育理念とします。

将来ビジョン

情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学

教職員に対しては、年度始めの短期大学教員研修会の中で、学長による建学の精神、教育理念、本学の使命を確認する講話を実施している。学生に対しては、入学式・新入生オリエンテーション・始業ガイダンスなどの際に実施する学長講話（提出-10）、学園創立記念行事、学位記・修了証書授与式などの学校行事での学長あいさつでも建学の精神に触れている。これらの手段により、建学の精神に触れる機会も多く、学内において建学の精神が共有されている。ただし、学園創立記念行事として例年 6 月に運動会を実施し、その際に学長から建学の精神および沿革について触れられているが、令和 3 年度はコロナ禍により実施しなかった。

建学の精神は校舎玄関口やエレベーターホールなどに提示して日頃から学生が目にする事ができるように環境を整備するとともに、例年であれば、オープンキャンパス、入学前学習会、保護者対象教育懇談会（提出-11）、非常勤講師対象説明会（提出-12）、青森中央短期大学パンフレット（提出-13,14）などにおいても、本学入学希望者、保護者および非常勤教員に向けて本学の教育・研究活動の基盤となる建学の精神・教育理念・将来ビジョンを説明している。ただし、コロナ禍により入学前学習会はオンラインスクリーニングとなり、全体講話を実施することができなかった。保護者対象教育懇談会は録画を視聴してもらうオンデマンドスタイルに切り替え実施した。非常勤講師対象説明会は、全体説明から個別説明と切り替えることで、建学の精神等を説明することができた。

建学の精神を表した学園のシンボルマークを建築物、印刷物などにも取り入れ、学内外に表明している。

【青森田中学園のシンボルマーク】



建学の精神の英語表記 Love,Wisdom,Truth と学園創立年 1946 年（昭和 21 年）を表しています。

中央は校章にも使われている こぶしの花と雪の結晶です。

本学では、部局長会議や教授会（備付-規程集 2-6,2-7）において、建学の精神が社会構造、価値観の変化の中で普遍的に通用するのか、また具現化する上で、どのように解釈すべきかを確認している。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業については、主として地域連携・研究支援委員会の所管として実施している。

本学の公開講座は、公益財団法人青森学術文化振興財団から一部助成を受けて実施している一般向けの公開講座の他に、青森県福祉・介護人材確保対策事業として、青森県から補助を受けて実施している「福祉セミナー」等を実施している（備付-16）。

No	開催日	講座名	講 師	連携団体
1	7 月 22 日	セミの羽化鑑賞会		認定特定非営利活動法人あおもり NPO サポートセンター
2	10 月 16 日	ビオトープで遊ぼう	佐々木正弥 氏 須藤 李奈 氏 井上 由貴 氏	認定特定非営利活動法人あおもり NPO サポートセンター
3	7 月 14 日	座ったままでできる 日用品を使った健康ストレッチ	講師 齋藤 雅美	青森学術文化振興財団
4	8 月 11 日	青森の食文化・郷土料理について学ぶ	講師 池田 友子	青森学術文化振興財団
5	9 月 1 日	なぜ太る？太ると体はどうなるの？	助手 千葉 綾乃	青森学術文化振興財団
6	7 月 3 日	災害・防災をもういちど自分事として考える ～東日本大震災から 10 年、わたしたちにできること～ ※オンライン講座	東北医科薬科大学 福地 成 氏	青森学術文化振興財団
7	10 月 9 日	子どものための心理的応急処置 紹介研修 ※オンライン講座	東北医科薬科大学 福地 成 氏	

8	12月17日	子どものための心理的応急処置 1日研修	東北医科薬科大学 福地 成 氏	
9	11月27日	福祉セミナー 最新の介護機器で未来の介護を体験しよう	リコージャパン 青森支社	青森県
10	2月26日	福祉セミナー コロナ禍における施設の感染予防対策 ※オンライン講座	(株) プラナ代 表取締役社長 松本 忠男 氏	青森県

令和2年度は、青森中央短期大学50周年の節目の年であり、各種記念事業を準備していたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、50周年記念講座を令和3年度に延期していた。令和3年度もコロナ禍であったものの、オンライン配信を同時に行うことで会場参加者数を制限し、規模を縮小して3講座実施することができた。

No	開催日	記念事業名	講師
1	6月20日	「もったいないばあさん」作者 真珠まりこさんによるお話と読み聞かせ	絵本作家 真珠 まり子 氏
2	7月18日	サステイナブルな地球環境 ～食用コオロギの可能性～	(株) グリラス代表 取締役社長 渡邊 崇人 氏
3	9月3日	究極の地産地消 ～全国からお客さんを呼ぶには～	オステリアエノテカ タブ・サスイノ オーナーシェフ 笹森 通彰 氏

本学では、県内各地の教育機関、福祉施設等へ、無償で本学教員を講師として派遣する出前講座を実施しており、令和3年度は12件の出前講座を実施した（備付-17）。

No	開催日	派遣先	テーマ	講師
1	6月27日	むつ市教育委員会中央公民館	「こどものうた」の遊び方	教授 前田 美樹
2	7月14日	中央市民センター	名曲“出前”喫茶～懐かしいあの曲を生演奏でお届けします	准教授 木村 貴子
3	8月20日	横内市民センター	毎日の食生活を見直してみよう！ ～楽しく健康な人生のための食生活～	助手 千葉 綾乃
4	10月15日	野辺地町食生活改善推進委員会	フレイル予防－元気で生き生き過ごすための食事－	准教授 森山 洋美
5	10月22日	青森県立弘前実業高等学校	青森県の食の魅力と食育	准教授 木村亜希子
6	10月30日	弘前市立東部公民館	ピアノミニコンサート	教授 前田 美樹

7	11月4日	青森県消費者協会	フレイル予防－元気で生き生き過ごすための食事－	准教授 森山 洋美
8	11月10日	認定こども園百石幼稚園	ピアノミニコンサート	教授 前田 美樹
9	11月11日	サングループホーム横内	歌って健康！うたごえ”出前”喫茶 ～懐かしいあの曲を聴いて歌って楽しみましょう～	准教授 木村 貴子
10	12月5日	青森県農林水産部 食の安全・安心推進課	フレイル予防－元気で生き生き過ごすための食事－	准教授 森山 洋美
11	12月22日	特別養護老人ホーム 勝田三思園	ピアノミニコンサート	教授 前田 美樹
12	12月24日	特別養護老人ホーム 三思園	ピアノミニコンサート	教授 前田 美樹

また、本学独自の取り組みとして、教育機関、福祉施設等へ「食育」をテーマとした「食育講座」を実施しており、令和3年度は1件の食育講座を実施した（備付-18）。

No	開催日	派遣先	テーマ	講師
1	11月26日	今別こども園	食事のマナーを身に付けましょう	准教授 森山 洋美

学内で組織した食育活動団体「学生食育プロジェクト『おむすび』」は、オリジナル食育ソング&ダンス「あさごはんブルース」のDVDを作成し、県内各地の公共施設への配布や希望者への販売を行うと共に、学生を主体とした食育活動を実施している。また、開学50周年記念事業（令和2年度）の一環として制作された食育ソングCD「大豆の唄」は、オープンリソースとして地域施設で活用されている（備付-19）。なお、本学はSDGs（Sustainable Development Goals）も推進しており、この取り組みは、17のゴール（目標）のうちの「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」を掲げ、活動している（備付-20）。

正課授業の開放については、科目等履修制度及び聴講生制度（備付-規程集 2-24,2-25）を設けており、一般の方に対しても講義を受講する機会を提供している。

教育現場に従事する方に対する貢献活動として、「教員免許状更新講習」を同制度が導入された平成21年度から継続して開講している。毎年2～4講習開講し、教員として従事している本学卒業生（主に幼児保育学科卒業生）を中心に、年平均70名前後の受講者を受け入れている。担当は本学専任教員であり、毎年各学科の特色を取り入れた講習を開講している（備付-21）。

地域・社会の地方公共団体等との連携事業については、下記の内容で連携協定を締結し、連携事業を実施している（学校法人青森田中学園との協定を含む）（備付-4～15）。

No	協定先	協定内容	令和3年度の実績
1	青森県立図書館	連携・協力に関する協定	・ 図書の相互貸借 ・ 蔵書検索システムのネットワーク化 ・ 定期便の運行
2	青森市内6大学	青森地域大学間連携協定	・ 単位互換の実施 ・ FD、SDの公開 ・ 学生の連携活動の支援
3	青森県立青森中央高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
4	青森市横内町会	連携・協力に関する協定	・ 定期協議会の実施 ・ 地域の行事への学生参加 ・ まちづくり協議会の運営
5	青森市	包括的な連携に関する協定	・ まちなかフィールドステイへの参加 ・ 定期的な協議会の開催 ・ 学内での期日前投票所の開設
6	NPO法人青森県消費者協会	連携に関する協定	・ 学生に対する消費者講座の実施 ・ 消費者講座への講師派遣
7	青森市	災害時における避難所等施設としての使用に関する協定書	・ 協定書の締結
8	青森明の星短期大学	大学間包括連携に関する協定	・ 職員の人事交流の実施 ・ 共同IRの実施 ・ 共同FDの開催
9	青森市	青森市内高等教育連携機関と青森市との包括連携に関する協定書	・ 青森市産官学連携プラットフォーム事業
10	青森商工会議所	連携・協力に関する協定	・ 中心市街地活性化協議会事業への協力
11	青い森信用金庫	連携協力協定	・ 施設の相互利用
12	青森県立大湊高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施

その他、青森県からの委託を受けた、あおもり食育サポーター事務局の運営、青森県内の大学短期大学と連携して実施している「あおもり食育検定」の事務局運営、青森県子育て支援員研修の実施への会場貸与・講師派遣等の協力、青森県内のイトーヨーカドーでの本学学生開発レシピによる産学官コラボ弁当の販売、JA青森との県産野菜を使ったレシピ考案等、多様な地域連携活動を展開している。（備付-22）

本学では学長裁量経費（備付-23）として「地域活動費」を設け、協定に基づく積極的な地域活動を推奨している。

令和 2 年から拡大した新型コロナウイルス感染症により、公開講座を開催する際はオンライン講座も併用することにより、令和 3 年度はコロナ禍に応じた地域連携活動を行うことができた。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞

本学は建学の精神を確立しており、今後も様々な媒体を介して、学生および教職員へより一層の浸透を図っていく。コロナ禍により対面で建学の精神を説明する機会が減少したが、オンラインやオンデマンド、個別対応等により、説明する機会を極力減らさないよう工夫できたため、令和 4 年度においても柔軟に対応していく。

地域社会活動では、令和 2 年度の経験を活かし、コロナ禍においても本学の教育資源をどのように還元できるかを模索し、現状で提供出来得る最大限の方法で実施してきた。引き続き、本学の専門性や特色を活かし、地域に貢献していきたい。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

本学は、令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業（文部科学省）のタイプ 3（地域社会への貢献）のプラットフォーム型に選定されている。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 学生便覧（令和 3 年度）
- 3 ウェブサイト「教育理念」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/idea
- 4 青森中央短期大学学則
- 5 ウェブサイト「学則」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/rules
- 10 学長講話（令和 3 年度）
- 15 ウェブサイト「学科紹介」
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging
- 16 カリキュラム・ツリー（令和 3 年度）
- 17 ウェブサイト「カリキュラム・資格免許」
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/food/curriculum_syllabus
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/infant/curriculum_syllabus
- 18 学修成果達成状況（成績の推移）（令和 3 年度）
- 19 GPA を活用した「学びの質」の自己チェックシート（令

和 3 年度)

- 20 カリキュラム・マップ (令和 3 年度)
- 21 ディプロマ・サプリメント (令和 3 年度)
- 22 シラバス (令和 3 年度)
- 23 青森中央短期大学募集要項 (令和 3 年度)
- 24 青森中央短期大学募集要項 (令和 4 年度)
- 25 青森中央短期大学入試ガイド 2021
- 26 青森中央短期大学入試ガイド 2022
- 24 学科会議議事録
- 25 外部評価会議議事録

備付資料

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

大学設置基準第 2 条に基づき、学則第 1 条には本学の教育研究上の目的として「高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成する」と明記されている(提出-4,5)。各学科の人材養成に関する目的は建学の精神に基づき以下のように定め、教育目標として学生便覧(提出-1)に明示している。

教育目標

【食物栄養学科】

[令和 3 年度学生便覧 P.65]

食物栄養学科では、短期大学全体のディプロマ・ポリシーを念頭に置いて、栄養士は「栄養学に関する知識や技能をツールとして社会の発展(人びとの健康の維持・増進)に貢献する専門的職業人である」ととらえ、「根拠に基づきながらも対象者によりそった栄養の指導と給食の提供をできる栄養士」の育成することを目標とします。この栄養士像を達成するためには、栄養の指導や給食の運営、栄養や健康に関する知識や技能だけでなく、関連領域である現代社会の状況・人体の構造や機能・食品素材などに対する幅広い知識や技能も不可欠です。これらの知識や技能を体系的に組み合わせ、食べ物と人体・社会との相互の関係性を深く考えることにより、根拠に基づいた科学的な判断を下すことができるようになります。一方、対象者によりそうためには、豊かな人間性を身につけることが欠かせません。大学生活のさまざまな場面で多様な価値観に触れ、幅広く教養を学ぶ機会を提供し、豊かな人間性の形成を支援します。「根拠に基づきながらも対象者によりそった栄養の指導と給食の提供をできる栄養士」の育成を実現するために、以下のように「ディプロマ・ポリシー(学修成果)」および「カリキュラム・ポリシー」を定めます。

【幼児保育学科】

[令和 3 年度学生便覧 P.77]

幼児保育学科では、短期大学全体のディプロマ・ポリシーを念頭に、学生一人ひとりが子どもたちへの献身的な「教育愛」を自覚し、これを多種多様な教育・保育の場面において実現するための「知識・技能」を身につけ、ひいては社会全体の幸福へと近づくために「真の人間形成」を果たす支援をすることを目標とします。

古今東西のどの例もまたず、保育者は「教育愛」に基づいて行動することに専門職としての誇りがあります。「教育愛」とは、いわば保育者自身の内面をつねに明るく照らしだし、適切な教育・保育方法・態度へと導く太陽です。そして、「教育愛」に基づいた、教育・保育に関する「知識・技能」は太陽のぬくもりを地上にもたらす光です。保育者は反省的実践家として、みずからの「知識・技能」をたえず振りかえり、表現者として子どもたちに光をあて輝かせなければなりません。これらの営みは、子ども一人ひとりの幸福だけでなく、社会全体の幸福をも願うものです。これを実現するための「真の人間形成」には、子どもたちの自由な活動を基調にし、自己の良心・道徳性に気づかせる支援が欠かせません。

これらの教育目標を達成するために、以下の「ディプロマ・ポリシー（学修成果）」「カリキュラム・ポリシー」に説明されるような諸規定を遵守しつつ、学生の主体的な学びを見守ることを本学科の教育的信条とします。

短期大学の三つのポリシーおよび学科の教育目標は、学長講話（提出-10）や新入生オリエンテーションの際に学生便覧を用いて学生に説明している。保護者には、例年入学式後の保護者ガイダンスの際に説明しているが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保護者ガイダンスを中止したため、保護者全員に対して学生便覧・ガイダンス資料等を郵送して対応した。さらに、令和 3 年度は非常勤講師対象説明会も中止となり個別説明となったため、非常勤講師に対しては次年度の担当科目のシラバス作成を依頼する際に、本学の基本方針や学科の教育目標およびカリキュラムツリー・カリキュラムマップなどを提供し、シラバスや教育活動に反映させてもらっている。

短期大学の三つのポリシーおよび学科の教育目標は、本学のホームページにも掲載し、広く学外に公表している（提出-3）。

学科の教育目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えているか、学科会議やFD活動において定期的に点検している（備付-24）。地域・社会の要請の変化に応えるために、本学では 5 年周期で学科の教育目標を見直すこととしており、これらが地域・社会の要請に応える人材を輩出する目標となっているかを確認するために、毎年外部評価（備付-25）を受け、意見を聴取している。

【区分 基準 I-B-2 学修成果（Student Learning Outcomes）を定めている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学修成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科の学修成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学修成果を学内外に表明している。

- (4) 学修成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

本学は、建学の精神、教育理念、将来ビジョンに基づき、公正かつ厳正な成績評価により学修成果の獲得状況を把握するために、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を、次のように定めている。

青森中央短期大学 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）【学修成果】

[令和 3 年度学生便覧 P.4]

青森中央短期大学は、公正かつ厳正な成績評価を行い、2 年以上在学し学科授業科目より総合教育科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上を含み、合計 70 単位以上（卒業必修を含む）修得した者には学修成果を獲得した者として短期大学士の学位を授与します。

- ① すべての人が健康で幸せである持続可能な社会を作るために、主体的に、かつ責任をもって、未来を切り開いていく知恵と勇気を持つことができる。
- ② 獲得した知識・スキルを統合活用し、実社会においては、倫理観と道徳的価値観をもって実践できる。
- ③ 人間と社会・文化・自然との共生を維持するとともに、多様な価値観を受け入れ、対立・矛盾を克服し、協力して、新しい価値を創造できる。
- ④ 専門職としての使命感を持ち、地域社会に貢献するために、生涯にわたって学び続けるとともに、社会の変化を読み取り、その変化に応じて自らの専門性を展開できる。

本学のディプロマ・ポリシーは全学的な共通のディプロマ・ポリシーをもとに、学科ごとのディプロマ・ポリシーが定められている構成となっている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）【学修成果】

【食物栄養学科】

[令和 3 年度学生便覧 P.65]

公正かつ厳正な成績評価を行い、2 年以上在学し学科授業科目より総合教育科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上を含み、合計 70 単位以上（卒業必修を含む）を修得した者には学修成果を獲得した者として短期大学士（食物栄養学）の学位を授与します。加えて、それぞれの免許・資格にかかわる教育課程科目の所定の単位を取得した者には、該当する免許・資格の授与あるいは申請に必要な証明書を発行します。

〈汎用的能力〉

- ① 社会の一員として、社会の利益や発展のために、自己の良心に従って主体的に取り組む姿勢を示すことができる。（態度・志向）
- ② 多文化・異文化、歴史、社会、自然などに関する知識を深め、自己の人間性の向上に役立てることができる。（知識・理解）
- ③ 問題解決力、対人関係能力、情報活用能力などを、社会生活に役立てることができる。（技能・伝達）
- ④ 社会全体の幸せを実現するために、他者とともに課題解決に向けて創造的に行動することができる。（行動・創造）

〈専門的能力〉

- ① 栄養・食品衛生関連法規を遵守し、労力を惜しまずに専門職としての使命と責任を道徳的に果すことができる。(態度・志向)
- ② 栄養の指導・給食の運営および関連領域の知識を体系的に理解し、地元青森の現状と関連づけて解釈できる。(知識・理解)
- ③ 栄養の指導・給食の運営および関連領域の技能や手法を地元青森の現状を踏まえて適切に発揮することができる。(技能・伝達)
- ④ 修得した知識や技能を自発的に高め、食を通して人々の健康の維持・増進に貢献することができる。(行動・創造)

【幼児保育学科】

[令和3年度学生便覧 P.77]

公正かつ厳正な成績評価を行い、2年以上在学し学科授業科目より総合教育科目12単位以上、専門科目50単位以上を含み、合計70単位以上(卒業必修を含む)を修得した者には学修成果を獲得した者として短期大学士(幼児保育学)の学位を授与します。加えて、それぞれの免許・資格にかかわる教育課程科目の所定の単位を取得した者には、該当する免許・資格の授与あるいは申請に必要な証明書を発行します。

〈汎用的能力〉

- ① 社会の一員として、社会の利益や発展のために、自己の良心に従って主体的に取り組む姿勢を示すことができる。(態度・志向)
- ② 多文化・異文化、歴史、社会、自然などに関する知識を深め、自己の人間性の向上に役立てることができる。(知識・理解)
- ③ 問題解決力、対人関係能力、情報活用能力などを、社会生活に役立てることができる。(技能・伝達)
- ④ 社会全体の幸せを実現するために、他者とともに課題解決に向けて創造的に行動することができる。(行動・創造)

〈専門的能力〉

- ① 教育・保育の関連法規を遵守し、社会に有為な人材を育成するために、専門職の使命と責任を道徳的に果たすことができる。(態度・志向)
- ② 教育・保育に関する知識体系を身につけ、地元青森を意識しながら、現場における教育・保育に能動的、実践的に役立てることができる。(知識・理解)
- ③ 教育・保育現場にふさわしい教育・保育的スキルを発揮して子どもたちを導くのと同時に、地元青森を意識しながら、適切な職場環境を構成することができる。(技能・伝達)
- ④ 子どもたちの幸せのために、仲間と協働し、自発性を促す理想的な教育・保育環境や教育・保育方法を創造することができる。(行動・創造)

全学的な共通のディプロマ・ポリシーと学科ごとのディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載するとともに、本学ホームページに掲載(提出-3,15)し、学内外へ表明している。学生に対しては、年度始めの学科別ガイダンスにおいて、学修成果(ディプロマ・ポリシー)に掲げられている目標を詳しく説明したうえで、「カリキュラム・ツリ

ー」(提出-16,17)を活用して2年間の学びの過程の理解を深めている。また、カリキュラム・ツリーに基づき、食物栄養学科は「学修成果の達成状況(成績の推移)」(提出-18)、幼児保育学科は「GPAを活用した『学びの質』の自己チェックシート」(提出-19)を学期ごとに作成し、学生一人ひとりに、ディプロマ・ポリシーに掲げられている学修目標に対する到達状況をふり返らせている。さらに、ディプロマ・ポリシーと各科目との関連性を示したカリキュラム・マップ(提出-17,20)をもとに、卒業時に「ディプロマ・サプリメント」(提出-21)を本人用および社会提示用の2部発行している。本学の「ディプロマ・サプリメント」は、ディプロマ・ポリシーの達成状況を示したレーダーチャート、取得した免許・資格、アセスメントテストの結果、特別研究(卒業研究)の概要、課外活動および通算GPA等を示しており、卒業生自身が自分の強み・弱みを把握することに加え、身につけた学修成果を客観的に社会へ提示できる資料となっている。これにより、本学における学修成果を就職先等の社会に対してわかりやすく表明する仕組みが著しく充実したと評価している。

学修成果(ディプロマ・ポリシー)は、学校教育法「短期大学」の規定に照らしつつ、全学共通のディプロマ・ポリシーに関しては教学マネジメント委員会が、学科単位のディプロマ・ポリシーに関しては学科会議が定期的に点検・確認を行っている。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修目標を確実に学生に達成してもらうために、ディプロマ・ポリシーに基づいて定められている。アドミッション・ポリシーに関しても、ディプロマ・ポリシーに掲げられている学修目標を確実に達成できる熱意のある学生を獲得するために、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められている(提出 1,3)。

三つの方針の策定にあたっては、教学マネジメント委員会が中心となり、三つの方針の策定の枠組みを作成し、それに基づいて学科が原案を作成することとなっている。原案は定期的に教学マネジメント委員会において共有されるとともに、整合性などを点検しながら策定することとなっている。

各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性は「カリキュラム・マップ」にまとめられている。カリキュラム全体でディプロマ・ポリシーがバランスよく関連付けられているかどうかに関しては、教学マネジメント委員会において点検している。カリキュラム・ツリーでは、科目の特徴ごとに分類し、それらの科目群とディ

プロマ・ポリシーとの関連性を示すことによって、科目群の履修順序や科目群とディプロマ・ポリシーと関連性を可視化している。シラバス（提出-17,22）はディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに加え、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを踏まえて作成されており、シラバスに従って教育活動が展開されている。

三つの方針は学生便覧に掲載するとともに、ホームページにおいても掲載している。アドミッション・ポリシーについては学生募集要項（提出-23,24）、青森中央短期大学入試ガイド（提出-25,26）にも掲載し、受験生に周知するようにしている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

ディプロマ・サブリメントでは、令和2年度の課題を改善し、正課内評価だけでなく、課外活動を記載することで、卒業生に対してより多くの観点から学修成果を可視化し、提示することができた。しかし、学生の課外活動の記録を蓄積する仕組みを検討しなければならない。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 青森中央短期大学学則
- 5 ウェブサイト「学則」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/rules

27 青森中央短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料

- 25 外部評価会議議事録
- 26 自己点検・評価報告書（平成30年度～令和2年度）
- 27 ウェブサイト「情報公開」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
- 28 自己点検・評価チェックシート
- 29 高校訪問報告書
- 30 高校教員対象進学説明会アンケート集計結果
- 31 アセスメント・プラン
- 32 アセスメント・プラン実施年次報告書
- 33 成績評価のガイドライン
- 34 栄養士実力認定試験結果一覧
- 35 保育士就職模擬試験、幼稚園教諭専門試験、教養試験結果一覧
- 36 カワイピアノグレード結果一覧
- 37 卒業生に対するアンケート結果

- 38 卒業生対象就職先アンケート結果
- 39 ミュージカル公演来場者アンケート結果
- 40 履修カルテ
- 41 授業評価アンケート
- 42 成績評価分布と授業評価アンケート結果
- 43 ウェブサイト「情報公開」(成績評価分布と授業評価結果)
https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
- 44 ウェブサイト「教員紹介」
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/food/teachers
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/infant/teachers
- 45 簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成のガイドライン
- 46 栄養士養成施設指定基準に関わる自己点検表

備付資料-規程集 2-43 青森中央短期大学自己点検・評価委員会規程

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、学校教育法第 109 条に基づき、青森中央短期大学の教育研究水準の向上に資するため、教育・運営ならびに施設・設備の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するため、自己点検・評価委員会を組織している。このことは、学則第 16 章第 78 条に示し（提出-4,5）、さらに、「自己点検・評価委員会規程」（提出-27、備付-規程集 2-43）に定めている。

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、その委員は、学科長、学科長補佐、ALO、各委員会委員長（副委員長）および各事務局担当職員で組織され、1 ヶ月に 1 回定例で開催している。

自己点検・評価委員会については、年度始めの短期大学教員研修会において、所管事項、職務目標と進行計画、構成員が資料として示され、委員長である学長が全教職員に対して、自己点検・評価の意識を持つことを喚起すると同時に、副委員長が本学に所属する全教職員に対し、趣意・目的の説明を行い周知している。

自己点検・評価報告書（備付-26,27）については、各部門で作成された「自己点検・評価チェックシート」（備付-28）に基づき毎年度作成し、ホームページ上で公開するとともに、本学全教職員に配布し、課題の共有を図っている。また、全教職員は、原

則委員会に所属し、各委員長は「自己点検・評価チェックシート」作成の際に、構成員へ意見を求めて作成されている。よって、全教職員は自己点検・評価活動に参画している。

本学並びに併設された青森中央学院大学では、年に 1 回合同で外部評価会議を開催してきた。しかし、令和 3 年度はコロナ禍であると同時に、外部評価員からより多くの意見を取り入れる時間の確保することを目的に、本学単独で外部評価会議を実施した（令和 4 年 3 月 18 日）（備付-25）。外部評価員にはあらかじめ 3 つのポリシーと自己点検・評価報告書を提示し、これらを踏まえた教育目的や教育活動を報告後、意見を聴取し、次年度の評価活動に活かしている。

【令和 3 年度外部評価員】

職名	役職
青森県農林水産部食の安全安心推進課	課長（オンライン参加）
公益社団法人青森県栄養士会	会長（オンライン参加）
一般社団法人青森県保育連合会	会長
青森県立青森中央高等学校	校長

高等学校教員から意見聴取の機会は、上記外部評価だけでなく、学生募集のための高校訪問（備付-29）や、高校教員対象進学説明会（備付-30）においても、直接意見を聴取する機会を設けている。

「自己点検・評価チェックシート」を用いた自己点検・評価活動は、各部門の年度当初の計画を基にチェックシートを用いて実施している。令和 3 年度からは前年度までの紙媒体のチェックシートを廃止して Teams でチェックシートの更新をすることとしており、自己点検・評価委員会委員長および 2 名の副委員長（内 1 名は ALO）による点検が随時可能となり、課題があれば年度途中での方向修正を可能としている。

年度末での点検・評価では全部門の自己点検・評価委員が相互にチェックシートを閲覧することが可能となり、委員会内で最終的な検討、意見交換、提言ができる体制を確保している。その結果を踏まえて各部門の責任者は、自己点検・評価委員会ならびに部局長会議にて次年度の各部門の方針と年間計画の調整、短期大学教員研修会での表明を実施している。

これらのことから本学の自己点検・評価の全学的な PDCA サイクルのシステムは確立しており、自己点検・評価委員会からのフィードバック事項は、各学科、各委員会、各センター、事務局各課などにおいて改善活動に活用され、全ての教職員が全学的に関与しているといえる。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学修成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。

- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ-C-2の現状＞

本学では「アセスメント・プラン」(備付-31)を制定し、学修成果の検証方法を、大学全体レベル、学位レベル、授業科目レベル、学生レベルで定め、日常的に定めた項目を点検する体制が整っている。点検した結果は、「アセスメント・プラン実施年次報告書」(備付-32)としてまとめられ、学内で共有することとしている。

このアセスメント・プランは、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針」内で掲げている「Ⅰ 3つの方針を通じた学修成果の具体化」「Ⅱ 授業科目の編成・実施」「Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化」「Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤(FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)」「Ⅴ 情報共有」の5項目を大きな柱としており、「評価項目」「評価者(評価周期)」「必要な情報(準備者)」を記載し、学修成果を焦点としたアセスメントを実施できるようになっている。

本学の教育内部質保証の仕組みとして、「成績評価のガイドライン」(備付-33)により教員の成績評価における全学的な基準を策定し、算出されるGPAの信頼性を確保している。これに基づいて評価した成績評価の分布状況を授業評価アンケートの結果とともに確認し、教育活動の改善に活用できるようになっている。

本学は教育の外部評価の仕組みとして、外部試験を活用している。食物栄養学科では2年次の12月に全国共通で行われている「栄養士実力認定試験」を外部試験として活用している(備付-34)。また、1年次の3月には、栄養士実力認定試験の過去問を実施することで、学生自身が1年次の学修成果の獲得状況を把握する機会を提供している。これらの結果(正答数の全国平均・本学学生平均)とそれに対応する栄養士課程の科目の成績を比較し、授業科目の成績評価と栄養士実力認定試験の結果との関連性を確認している。この点検により、本学食物栄養学科の学生における学修成果の獲得状況を把握するとともに、本学の教育内容が適正であるかどうかの確認にも役立てている。栄養士実力認定試験の結果が学科で定めた基準を下回る学生には学科独自に補習授業および再試験を実施し、質の保証に努めている。なお、例年であれば年度末に科目の成績分布と学生の成績等を分析し、学修成果の獲得状況を一覧で学科教員に示しているが、令和3年度はコロナ禍により後期科目の成績の確定がずれ込んだため、令和4年4月に状況を確認する予定である。

幼児保育学科では、1年次の3月、2年次の1月に「保育士就職模擬試験」「幼稚園教諭専門試験」「教養試験」(実務教育出版)を実施し、1年終了時および卒業時に保育士・幼稚園教諭としての知識や、社会人になる上での教養が身についているかを確認している(備付-35)。試験結果は同封されている「解説書」と同時に返却し、確認する時間を設けている。また、音楽関連科目では、カワイピアノグレードテストを導入し、個人レベルにあわせて目標を設定することで、知識だけでなく、技術的な質の保証にも努めている(備付-36)。授業外でさらに上級グレードに挑む学生もあり、この

取り組みは学生の意欲を向上させることにも効果を示している。

原則として年に一度、卒業後 3 年目にあたる卒業生の就職先および卒業生自身に対し、アンケート調査（備付-37,38）を実施し、本学の学修成果である「汎用的能力」「専門的能力」が、社会でどの程度発揮できているかを確認している。

これらのことから、本学はアセスメント・プランに基づき恒常的に学修成果をモニタリングし、各レベルにおいてそれぞれの評価者が定期的に評価・点検する仕組みを有している。

本学は教育の向上・充実のために、教学マネジメント委員会が下記基本方針を示し、PDCA サイクルを機能させるための資料作成やデータ収集・分析を行い、レベルごとに情報提供を行っている。

令和 3 年度 教学マネジメント委員会 基本方針

テクノロジーの急速かつ継続的な進化、グローバル化の一層の進展の中で、社会は個人間の相互依存を深めつつより複雑化・個別化している。予測困難な時代にあって、学生自身は目標を明確に意識しつつ主体的に学修に取り組み、成果を自ら評価し、さらに必要な学びに踏み出していく自律的な学修者となることが求められている。こうしたことを背景としつつ、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（H30.11.26、中央教育審議会答申）」においては、高等教育改革の実現すべき方向性として、

- ◇ 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学習者が実感できる教育を行っていること

- ◇ このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質保証の在り方へ転換されていくこと

を掲げ、「学修者本位の教育の実現」を謳っている。また、グランドデザイン答申においては、教学マネジメントの確立に当たって、各大学が学長のリーダーシップの下で、

- ◇ 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程（学位プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むこと

- ◇ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用すること

が必要であり、適切な PDCA サイクルを確立させることを求めている。

本委員会の目的は、「教学マネジメント指針」（R2.1.22、中央教育審議会大学分科会）に基づき、本学の強みや特色を生かした教学マネジメントを確立させることである。学修者本位の教育の実現は、既存システムを前提とした「供給者目線」を脱却し、「学修者目線」で教育を捉え直すという根本的かつ包括的な変化が求められる。このため、学修者本位の教育の実現に向けた教学マネジメントの確立は、安定的・継続的に取り組まれることにより実現されるものとなる。安定的・継続的に取り組むにあたって、令和 3 年度は以下に掲げる項目を本委員会の職務目標とする。（以下省略）

教育の質の向上のための PDCA サイクルについて、食物栄養学科では、年度末にかけて学生の学内における成績、栄養士実力認定試験の結果、校外実習先の担当者から

のコメント、学生の卒業時における進路状況、特に栄養士、食品関連企業の専門職への決定状況などを振り返り、学科会議などで情報共有をはかり、次年度の取り組みを年間計画に盛り込み、さらに実施するというサイクルが確立している。このようなサイクルの下、関連分野の栄養士実力認定試験結果と担当科目の成績評価を比較することによって、各科目の学生の到達度を客観的に把握し、その分析に基づいた授業改善に取り組んでいる。

幼児保育学科では、毎年度末に、担当科目の教員が、シラバスの作成やシラバスに基づいた具体的な学習指導計画を、短期大学の教育目標や学科の教育目標、カリキュラム・マップに示されている学修成果に基づいて作成している。年度中の教育は、シラバスの計画通りに各科目の講義が運営され、教員によっては形成的評価（小テスト等）を課し、学生の到達度・理解度の状況を押さえつつ、計画の修正・微調整を絶えず行い、学生の学習状況に柔軟に対応している。学期末や年度末には、各科目で学生が取得した評価の状況や、ミュージカル公演で行う来場者アンケートの結果（備付-39）、教職実践演習における模擬授業の評価や履修カルテ（備付-40）の内容、保育所実習や教育実習の評価票の内容等を活用して、担当する科目の教育内容が適切にされたかを評価する。その後、学科会議やFD研修会、教員個人によって、自己の教育活動の評価を分析し、改善点を洗い出し、次学期および次年度の教育内容の改善に活かしている。

科目ごとの教育の質の向上のためのPDCAサイクルについては、前期・後期 Semester ごとの授業終了時に「授業評価アンケート」（備付-41）を実施している。各教員はアンケート結果から授業を振り返り、素点ならびにS～Dの8段階の評価で示される成績評価や単位認定に基づき、ディプロマ・ポリシーに対する学生の達成度を確認し、年度末に教学マネジメント委員により集計された「成績評価分布と授業評価アンケート結果」（備付-42,43）を全教員（非常勤講師含む）に個人配布することで、次年度のカリキュラム・マップおよび授業設計を見直し、改善した授業を実行するというサイクルが確立している。

また、専任教員には令和元年度より「簡易版ティーチング・ポートフォリオ」（備付-44）を毎年度作成することとしている。簡易版ティーチング・ポートフォリオは、「簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成のガイドライン」（備付-45）に基づいて、シラバス、学生の答案やレポート、成績評価の分布状況、授業評価アンケートの結果などの資料を根拠として作成されている。教育の向上・充実のための1年ごとのPDCAサイクルとして確立されている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などは、通達に従い適宜学科・事務局ともに確認し、栄養士は「栄養士養成施設指定基準に係る自己点検表」（備付-46）を使用して法令遵守に努めている。食物栄養学科では学校教育法、短期大学設置基準、栄養士法、栄養士法施行規則、栄養士養成施設指導要領、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令・規則の変更に対し、幼児保育学科では児童福祉法、児童福祉法施行規則、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令・規則の変更に対し、それぞれ法令遵守を心がけている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

アセスメント・プランを策定することで、学修成果を焦点として、定期的に評価・点検する仕組みは確立されている。令和 3 年度は、アセスメント結果報告様式を統一することで、アセスメント・プラン実施年次報告書が作成できた。しかしながら、効率の良い年次報告書を作成するために、報告方法の更なる検討が必要である。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

本学は令和 3 年度私立大学等改革総合支援事業（文部科学省）において、タイプ 1（特色ある教育の展開）を獲得した。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. 建学の精神・教育目標・学修成果・3つのポリシーは 5 年を目途に見直しを図る。
2. 「就職先向けアンケート」「卒業生向けアンケート」の質問項目を見直しと実施方法を改善し、より一層の教育の質の保証に努める。
3. 各部局の振り返りは年度末のみで実施していたが、中間・年度末で 2 回実施し、自己点検・評価活動の実施体制の向上・充実を図る。

【改善計画の実態状況】

1. 建学の精神・教育目標・学修成果・3つのポリシーは 5 年周期で見直しを行っており、3つのポリシーは令和元年度に大きな見直しが行われた。
2. 「就職先向けアンケート」「卒業生向けアンケート」は、学修成果に対応させた質問項目へと見直し、結果を収集・分析した。その結果を各学科の教育に反映させ、今後も継続的に実施し、活用方法を発展させていく。
3. 年度末のみで実施していた部局長による自己点検チェックシートについて、平成 28 年度より中間チェックと年度末チェックの 2 回実施とした。また、令和 3 年度からは、令和 2 年度までの中間・年度末に紙媒体で実施していたチェックシートを廃止し、Teams でチェックシートの更新をすることとした。これにより自己点検・評価委員会委員長および 2 名の副委員長（内 1 名は ALO）による点検が随時可能となり、課題があれば年度途中で方向修正が可能となった。

最終的には、年度末において全部門の自己点検・評価委員が相互にチェックシートを閲覧することを可能とし、相互に検討、意見交換、提言ができる体制を確保した。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

ディプロマ・サプリメントは、学生個人の課外活動の記録を蓄積する仕組みを有していないため、学生が効率的かつ定期的に記録できる仕組みづくりを検討していく。

アセスメント・プランの実施報告については、報告担当者間で随時共有され、スムーズな報告書作成が可能になるような方法を検討していく。また今後は、この報告書

をもとに、各レベルで課題を抽出・確認し、確実に改善していけるように、次年度 4 月の部局長会議に提出し、働きかけていく必要がある。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 学生便覧（令和 3 年度）
- 4 青森中央短期大学学則
- 5 ウェブサイト「学則」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/rules
- 13 青森中央短期大学デジタルパンフレット（令和 3 年度）
- 14 青森中央短期大学デジタルパンフレット（令和 4 年度）
- 15 ウェブサイト「学科紹介」
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging
- 16 カリキュラム・ツリー（令和 3 年度）
- 17 ウェブサイト「カリキュラム・資格免許」
※「カリキュラムの詳細はこちら」
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/food/curriculum_syllabus
https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/infant/curriculum_syllabus
- 18 学修成果の達成状況（成績の推移）（令和 3 年度）
- 19 GPA を活用した「学びの質」自己チェックシート（令和 3 年度）
- 20 カリキュラム・マップ（令和 3 年度）
- 21 ディプロマ・サプリメント（令和 3 年度）
- 22 シラバス（令和 3 年度）
- 23 学生募集要項（令和 3 年度）
- 24 学生募集要項（令和 4 年度）
- 25 青森中央短期大学入試ガイド 2021
- 26 青森中央短期大学入試ガイド 2022
- 28 学事暦（令和 3 年度）
- 34 栄養士実力認定試験結果一覧
- 35 保育士就職模擬試験、幼稚園教諭専門試験、教養試験結果一覧
- 36 カワイピアノグレード結果一覧
- 37 卒業生に対するアンケート
- 38 卒業生対象就職先アンケート
- 47 資格・免許等取得状況等一覧
- 48 ウェブサイト「情報公開」資格・免許等取得状況一覧
https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
- 49 特別研究集録 46 号

備付資料

- 50 成長実感・満足度調査結果
- 51 ウェブサイト「情報公開」成長実感・満足度調査
https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
- 52 学修ポートフォリオ
- 53 教養科目履修確認票
- 54 令和 3 年度時間割（前後期）
- 55 青森市大学間連携協議会単位互換科目一覧
- 56 芸術鑑賞・テーブルマナーについて
- 57 芸術鑑賞「日本の大人」チラシ
- 58 芸術鑑賞に関するアンケート結果
- 59 卒業後のアンケート調査結果（2021年度）
- 60 ウェブサイト「情報公開」卒業後のアンケート調査
https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
- 61 青森中央短期大学 GPA 制度及び履修登録単位数上限並びに修学指導等に関する取扱い要項
- 62 シラバス作成の手引き（2021 年度用）
- 63 シラバスチェックシート

備付資料-規程集 2-23 青森中央短期大学 入学者選抜規程

【区分 基準Ⅱ-A-1 学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学修成果に対応している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、P.24～27 に前述の通り、全学共通および学科ごとに定めている。

食物栄養学科および幼児保育学科のディプロマ・ポリシーは、学則第 16、18、19、20 条に定められている卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を引用（提出-4,5）し、学修成果である学科共通の 4 つの「汎用的能力」、学科ごとに定められた 4 つの「専門的能力」との関連性を明確に解説している（提出-1,15）。

ディプロマ・ポリシーは、「短期大学設置基準」などの法令に従ったものであると同時に社会のニーズに合わせて作成している。また、社会に通用する態度、実社会に活用できる知識、職業生活に必要とされる技能を身につけた学生に学位を授与することを明記するとともに、栄養士法、栄養士法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則など、関係法令・規則に則り、栄養士

養成施設、指定保育士養成施設、幼稚園教諭二種免許課程設置施設として身につけてもらいたいそれぞれ専門の知識、技術も含んでいる。これにより、令和3年度食物栄養学科卒業生（資格希望者）の97.6%が栄養士免許を取得、幼児保育学科卒業生（資格希望者）の92.6%が保育士資格を取得、98.0%が幼稚園教諭二種免許を取得している。よって、ディプロマ・ポリシーを達成することは、社会的（国際的）に通用性がある。

学科のディプロマ・ポリシーは、学科で点検・確認され、5年周期で見直されている。令和4年度には学科にワーキンググループを立ち上げ、見直しを行うことにしている。

【資格・免許等取得状況（令和3年度卒業生）】（備付-47,48）

＜食物栄養学科＞

1. 単位修得で得られる資格・免許

資格・免許名	a.卒業生数 43 名			
	b.履修者 (人)	c.資格・免許 取得者 (人)	d.資格・免許 取得率 (%)	e.資格・免許 選択率 (%)
栄養士免許	42	41	97.6	97.6
フードサイエンティスト資格	20	20	100	46.5
社会福祉主事任用資格	13	12	92.3	30.2
栄養教諭二種免許	8	8	100	18.6
司書資格	3	3	100	7.0
秘書士資格	3	2	66.7	7.0

※ 資格取得率は $c/b \times 100$ 、資格選択率は $b/a \times 100$ とし、小数点第2位を四捨五入している。

2. 単位修得で得られる受験資格

資格名	受験資格取得者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
フードスペシャリスト資格 認定試験受験資格	16	14	87.5
専門フードスペシャリスト (食品開発)	4	1	25.0

3. 各種検定試験

《秘書技能検定》

検定級	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
2 級	2	1	50.0
3 級	2	2	100.0

< 幼児保育学科 >

1. 単位修得で得られる資格・免許

資格・免許名	a.卒業生数 54 名			
	b.履修者 (人)	c.資格・免許 取得者 (人)	d.資格・免許 取得率 (%)	e.資格・免許 選択率 (%)
保育士資格	54	50	92.6	100
幼稚園教諭二種免許	50	49	98.0	92.6
社会福祉主事任用資格	54	54	100	100
レクリエーション・インストラクター資格	5	5	100	9.3

※ 資格取得率は $c/b \times 100$ 、資格選択率は $b/a \times 100$ とし、小数点第 2 位を四捨五入している。

2. 各種検定試験および認定資格

《JFA 公認キッズリーダー養成講習会》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
JFA 公認 キッズリーダー (U-6)	コロナ禍のため中止		
JFA 公認 キッズリーダー (U-8)	コロナ禍のため中止		

《幼児体育指導者検定》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
幼児体育指導者検定 2 級	17	17	100

《こども環境管理士》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
2 級こども環境管理士	15	4	26.7

《カワイピアノグレード試験》

取得級	合格者 54 名		
	合格者数 (人)	割合 (%)	
5 級	0	0.0	ピアノ指導者 グレード ↑
6 級	0	0.0	
7 級	10	18.5	
8 級	4	7.4	
9 級	2	3.7	
10 級	5	9.3	
11 級	28	51.8	
12 級	5	9.3	
13 級	0	0.0	
未取得	0	0.0	

【区分 基準Ⅱ-A-2 学科ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学修成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学修成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、ディプロマ・ポリシー（学修成果）に基づき、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを次のように定めている（提出-1,15）。

食物栄養学科カリキュラム・ポリシー

[令和 3 年度学生便覧 P.66-69]

食物栄養学科では、汎用的能力と専門的能力を修得するために、総合教育科目と専門教育科目を連携させ、カリキュラムを体系的に編成・実施・評価します。

【編成】

〔総合教育科目〕

コモンベシックスでは、外国語、情報処理、キャリア設計の科目をもとに編成します。外国語ではコミュニケーション・スキル、情報処理では ICT スキル、キャリア設計では職業観や社会人基礎力を育成します。

教養科目では、幅広い教養を学び、人間性の向上を目的に、人間の理解、現代社会と国際理解、科学技術と環境の理解の科目群を設置します。現代社会と国際理解の科目の郷土と文化では、郷土の祭りである青森ねぶたの由来や歴史を学ぶとともに、囃子や手踊りを修得し、青森ねぶた祭りの合同運行に、学園のねぶたとして参加し、青森ねぶた祭りへの理解を深めます。就職に対する意識を向上させ、修得する必要のある能力を実感させることを目的とし、インターンシップ A およびインターンシップ B を設置します。さらに、国際理解を深めるために、本学園の国際交流センターが企画する海外研修プログラムへの参加を海外研修として設置します。

〔専門教育科目〕

専門教育科目は、栄養士法施行規則に定める「社会生活と健康に関する科目」、「人体の構造と機能に関する科目」、「食品と衛生に関する科目」、「栄養と健康に関する科目」、「栄養の指導に関する科目」、「給食の運営に関する科目」の 6 系列を中心に編成します。

専門教育科目へスムーズに移行できるように専門科目の基礎を学ぶために、食事計画論、給食管理基礎実習、食品学基礎実験を 1 年次前期に設置します。食事計画論では、献立作成の基礎などを学びます。給食管理基礎実習では、厨房作業の基礎や厨房機器の扱い方などを学びます。食品学基礎実験では、食品に関する基本的な実験を通して化学の知識をふり返ります。

選択科目として、調理技能の更なる向上を目的とした調理学実習Ⅲを設置します。専門的な実践力を向上させることを目的とし、食育活動を実践的に学ぶ食育実践演習と、臨床栄養分野における栄養教育の手法を実践的に学ぶ臨床栄養教育実践演習を設置します。

大学での学びのスキル（教わる力）を修得することを目的とし、初年次教育科目としてアカデミックスキルズ入門とスタディスキルズⅠを 1 年次前期に設置します。また、研究活動・実践活動の基本やリサーチリテラシーを学ぶスタディスキルズⅡを 1 年次後期に設置します。そして、短期大学の学びの集大成として、問題発見・解決能力、プレゼンテーション・スキル等、総合的な学習経験と創造的思考力を育成することを目的とした特別研究を 2 年次に設置します。

栄養教諭二種免許を取得しようとする学生に対して、教育職員免許法施行規則に基づく「栄養に係る教育に関する科目」、「教職に関する科目」を設置します。また、より幅広い知識や技能を修得しようとする志の高い学生に対して、フードスペシャリスト課程科目、フードサイエンティスト課程科目を設置します。

【実施】

〔基本方針〕

食物栄養学科の教員は、短期大学全体のカリキュラム・ポリシーを念頭に、自己の専門分野における研究活動を推進するとともに、教育力の向上に努めます。そして、教育の実施に対す

る基本方針を以下に掲げます。

- ① 結果だけでなく考える過程を重視した学生主体の教育を実施します
- ② 知識や技術だけでなく専門職業人としての態度や倫理観も重視した教育を実施します
- ③ コミュニケーションを大切にして学生の個性を尊重した教育を実施します

[実施上の工夫]

教育課程の実施に際しては、学生の学びが円滑に進められるように以下のような特色や工夫を行います。

① 履修系統図の活用

すべての授業科目の科目を可視化し共有できるように履修系統図を活用します。履修系統図では、専門教育科目を「人・社会を中心とする科目群」、「食べ物を中心とする科目群」、「人・社会と食べ物をつなぐ科目群」の3つに分類します。それに「コモンベシックスとアカデミックスキルズ科目群」「教養科目群」を加え、5つに区分して示します。

② シラバスの作成と共有

シラバスは、教員間でお互いの授業内容と到達目標を共有し、到達目標が学科の学修成果を網羅していることを確認しながら作成します。授業実施の際も、授業間のつながりを意識しながら進めていきます。

③ 学外実習と事前事後指導の充実

病院、事業所、保育所等で実施する給食管理校外実習では、実習に先立ち、学力、人物ともに確かな者を審議する学科内審査を実施します。学外実習をより充実したものにするために、事前・事後指導を丁寧に実施します。

④ アクティブラーニングの要素を取り入れた授業の展開

学生の主体的な学習を促進するために、すべての科目において、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションなどのアクティブラーニングの要素を取り入れて授業を展開します。少人数学習も積極的に取り入れ、学生の学習の深化に努めます。

⑤ 能力別クラス編成

学生の能力や関心のレベルに対応し、英語Ⅰと情報処理演習Ⅰにおいてはクラス分けテストの結果をもとにクラス分けを実施し、レベルの近い学生で学べるように配慮します。

⑥ 初年次教育・リメディアル教育の実施

初年次教育の一環としてプレイスメントテストや不安度調査などを実施し、学生自身が自分の現状を把握し学習計画を立てやすいようにします。これらの情報はクラスアドバイザーを中心とした学生支援にも活用し、現状把握をより確実なものにし、学生の学びを支援します。高校までの学びの達成状況が不十分な学生には補習的プログラム（リメディアル）を実施し、高校までの学びを補完します。スタディスキルズⅠでは学修ポートフォリオを導入し、少人数グループで実施することで学生の個人差に適した大学での学びのスタイルを確立させます。

⑦ 学びの青森化

設置している科目で可能な限り青森について深く学ぶ機会を取り入れ、青森に対する関

心を高め地域への誇りや愛着を持てるようにします。

⑧ キャリア支援の充実

キャリア設計科目（キャリアプランニング）に合わせて、キャリア支援センターが企画する学内企業セミナーやキャリア支援セミナーを実施し、就職への対する意識を向上させると同時に、希望する進路の達成を支援します。

⑨ インターンシッププログラムの充実

事前・事後指導を充実させ、インターンシップ研修を通して社会人に求められる能力などを自覚し、今後の就職活動へ活用できるように支援します。

⑩ 編入学支援

管理栄養士課程などへの編入学希望者に対して、編入学についての情報を提供し、編入学試験対策を個別に実施します。

⑪ 短期海外留学プログラムへの配慮

国際交流センターが企画する短期海外留学プログラムに参加しやすいように学事暦を策定します。国際交流センターでは、希望者に対して語学研修プログラムを開講しています。

⑫ 課外活動の促進

日頃の学びを発展・応用する機会として、希望者に対して食育活動を中心とした課外活動プログラムを実施します。

⑬ 免許・資格取得への配慮

栄養教諭二種課程、秘書士課程、司書課程を履修しやすいように、時間割を編成します。

⑭ ティーチングポートフォリオの作成

教員の教育活動をふり返るとともに、教育活動を充実することを目的として、学科の専任教員は毎年ティーチングポートフォリオを作成します。ティーチングポートフォリオを学科教員で共有し、組織的な教育活動を充実させます。

【評価】

成績評価は、「S, A+, A, B+, B, C+, C, D」の8段階のGPA制度を導入し、学修成果の質に対応させたGPおよび素点を示した成績評価基準ガイドラインに従って客観的に実施します。

多様な観点を成績評価に取り入れ、試験による知識や技能だけでなく、日常的な学びに対する姿勢も評価します。

全国的なレベルを評価するために、栄養士実力認定試験の結果を活用します。学内基準に達しなかった学生には補習プログラムを実施します。

【学修成果の自己評価・把握】

① 個人成績シート

履修系統図の科目区分に合わせた個人成績シートを Semester ごとに配付し、科目区分ごとの習熟度や全体の中の相対的な位置を確認します。個人成績シートをもとに、自己評価シートを作成し、今後の学習計画に役立てます。科目ごとの成績分布も公表し、科目レベルで自分の学修成果の獲得状況を確認できるようにします。

② 学修ポートフォリオの活用

学生の学修成果を把握する取組として学修ポートフォリオを活用します。把握した学修成果は、修学指導やキャリア支援に活用します。

③ 栄養士実力認定試験

2年次の12月に実施される栄養士実力認定試験の結果をもとに、学修成果の獲得状況を客観的に把握し、今後の教育活動に活用します。1年次終了時には、栄養士実力認定試験の過去問を解答してもらい、栄養士課程の学びの進捗状況を確認します。その結果は、その後の教育活動にも活用します。

幼児保育学科カリキュラム・ポリシー

[令和3年度学生便覧 P.78-80]

幼児保育学科では、汎用性能力と専門的能力を修得するために、総合教育科目と専門教育科目を連携させ、カリキュラムを体系的に編成・実施・評価します。

【編成】

[総合教育科目]

コモンベシックスでは、外国語、情報処理、キャリア設計の科目をもとに編成します。外国語ではコミュニケーション・スキル、情報処理ではICTスキル、キャリア設計では職業観や社会人基礎力を育成します。また、教養科目では、幅広い教養を学び、人間性の向上を目的に、人間の理解、現代社会と国際理解、科学技術と環境の理解の科目群を設置します。現代社会と国際理解の科目の「郷土と文化」では、郷土の祭りである青森ねぶたの由来や歴史を学ぶとともに、囃子や手踊りを習得し、青森ねぶた祭の合同運行に、学園のねぶたとして参加し、青森ねぶた祭への理解を深めます。

[専門教育科目]

専門教育科目では、保育士資格における専門教育科目と選択必修科目、幼稚園教諭二種免許における教科に関する科目と教職に関する科目を中心に編成します。二年間の学びにおいて、1年次を専門職に必要な基礎力育成期、2年次を応用実践力育成期ととらえ、1年次にはより基礎的な内容を扱う講義科目を、2年次にはグループワーク、ディスカッション等を含んだ演習科目を多く配置しています。選択科目として、学生の興味関心に応じた専門の学びを支援するための科目も用意されており、専門職としてのさらなる能力の開発を可能にしています。教育実習や保育所実習、施設実習は、1年次の授業がすべて終わった後に日程が組まれており、それまでの学びを実習で確認することが可能になっています。

初年次教育は1年次の教育課程全体を通じておこなうこととされ、該当する講義ごとにその内容が定められています。初年次教育によって、学生が高校との違いに戸惑わずに短大の学びに適応できるように配慮します。また、プロフェッショナリズム教育は2年間の教育課程全体を通じておこなうこととされ、こちらも該当する講義ごとにその内容が定められています。プロフェッショナリズム教育を経て、学生は保育の専門家として二年間かけて成長していきます。くわえて、これらすべての科目に共通して、本学科は「学びの青森化」に取り組み、ほぼすべての科目で「地元青森」に関連づけて学ぶことを実行しています。

本学科の学びの集大成として学生は「特別研究」を履修し、個人もしくはグループの興味関心に従って、研究テーマを定め論文を作成します。学生は2年次の大半をかけ研究に努力し、年末の特別研究発表会の準備をします。

レクリエーションインストラクター資格の取得を希望する学生のために、本学科では専門教育科目を設

置します。

【実施】

〔基本方針〕

幼児保育学科の教員は、短期大学全体のカリキュラム・ポリシーを念頭に、専門分野における研究活動を推進するとともに、教育スキルの研鑽に努めます。そして、教育の実施に対する基本方針を次のように定めます。

- ① 学生の模範となるように教育愛をもって学生と向きあい指導します。
- ② 教育活動に必要な知見と経験を積むことで、充実した授業を行います。
- ③ 学生の主体性を尊重し、真の人間形成の支援ができる教育を実施します。

〔実施上の工夫〕

教育課程の実施に際しては、学生の学びが円滑に進められるように以下のような特色ある工夫をおこないます。

① シラバスの作成

科目ごとに担当教員がシラバスを作成し、当該科目の到達目標や進度についてあらかじめ学生が準備できるようにします。また、講義はシラバスに沿って運営され、評価はシラバスの記載に沿って出されます。シラバスは教員と学生との間の契約として、適切に履行できるように配慮します。

② 学外実習と実習指導の充実

専門職に就くために必修とされる学外実習については、短期大学におけるすべての学びをそこに集約し、試行する機会とみなします。また、その事前指導、事後指導をおこなう実習指導においては、学生の学力だけではなく、精神的な素養全般も指導の範囲内にあります。

③ 診断的評価の実施

学生の円滑な学びのために、診断的評価を行います。入学時にはプレイスメントテストが行われ、高校までの学びの達成状況が確認されます。このテストで一定の評価を下回る学生は、アカデミックライティング等の高校までの学びの補習的プログラム(リメディアル)を受け、成果確認テストによって実力をつけます。

④ 能力別クラス編成

科目によっては学生の能力・関心の個人差に対応します。外国語(英語)、情報処理科目においては、学生の個人差に対応したクラス分けをおこない、学生の主体的な学びの機会を確保します。

⑤ アクティブラーニング

学生の深く主体的な学びがおこなえるように、すべての科目においてアクティブラーニングを実施します。学生が講義中に受け身の姿勢で教員の話の聞き続けるだけにならないように、科目の特徴を生かしたやり方で様々な形態のアクティブラーニングの手法を工夫します。

⑥ キャリア支援の充実

学生の学びが将来の就職へとつながるように、キャリア支援センターやクラスアドバイザーを中心に、キャリアプランニングの講義をおこないます。地元の教育・保育施設を招いた説明会の実施など、実践的な学びの機会となるように配慮されています。

⑦ 特色ある教育活動

学生の表現活動の集大成としてミュージカル等の発表を行います。保育者は子どもたちの前で表現者として活動するという視点から、演技、造形、音楽の融合した有機的な表現活動を体験する貴重な機会として運用されます。

⑧ サークル活動の充実

幼児保育学科では週に一コマ程度サークル・ボランティア活動の時間が確保されています。この時間は、学生の日頃の学びを発展的に応用させる機会としての意味だけでなく、自分の良い点や関心に気づくために体験の幅を広げるという意味もあります。

⑨ 留学プログラムへの配慮

長期休暇を利用した短期プログラムの参加が可能です。学生が短期留学に参加しやすいように学事暦が策定されます。また希望者は、国際交流センターの語学研修プログラムを受けることができます。

⑩ 編入学・進学支援

幼児保育学科における二年間の課程を修了した後に、他大学に編入し社会福祉士などの資格取得を目指すことができます。また、幼児保育学科専攻科福祉専攻に進学して介護福祉士の資格取得を目指すこともできます。

【評価】

成績評価は、「S, A+, A, B+, B, C+, C, D」8段階の「グレード・ポイント・アベレージ制度」(GPA制度)を導入し、客観的な評価基準を適用します。

多様な観点を成績評価に取り入れ、試験による知識や技能だけでなく、日常的な学びに対する姿勢も評価します。

学生を評価するために教育課程内外の多様な機会、実力テスト「保育士専門試験」・「幼稚園教諭専門試験」、カワイピアノグレード、幼児体育指導者検定、JFA キッズリーダー等を取りいれます。

【学修成果の自己評価・把握】

学生はセメスターごとに配布される GPA チャートを受けとり、学修分野ごとの習熟度や全体の中での相対的な位置を確認します。この振り返りによって、学生の学びは PDCA サイクルにのり、卒業までに随時、自分の学修状況のチェックを適切に進め、学習計画を構想する機会をえることになります。そのほかに、教職実践演習の「履修カルテ」(2年次後期)は教員としての資質能力を自己評価シートを併用して振かえり、卒業までの課題を明らかにします。本学科ではこのようにして学生の自己評価が円滑に進められるようにしています

本学の教育課程は法令や協会に指定されている科目を、短期大学設置基準・本学のカリキュラム・ツリー(提出-16,17)、カリキュラム・マップ(提出-17,20)に則り体系的に編成しており、学生の習熟度に応じて段階的に科目を配置している。カリキュラム・マップでは、各科目とディプロマ・ポリシー(学修成果)との関連性を数値化することによって、ディプロマ・ポリシーの各項目がバランスよく教育活動に反映されているかを確認できるようになっている。その対応関係はシラバス(提出-17,22)に

も明記しているため、本学の全授業科目は学修成果に対応している。

単位の実質化については、学事暦（提出-28）の工夫（祝日の活用や補講日の設定など）、時間割の調整（科目数のバランスや同一時間帯の複数科目開講）を行い、学生の勉強時間を確保するよう努めている。また、シラバスの各回に予習・復習の内容および時間数を明記することで、学生に計画的な学習を促している。さらに、一部の科目について、学期をさらに前半・後半に実施するターム科目とし、学生の学修の密度が高まるような工夫をしている。

令和 3 年度入学生より年間履修単位数は 50 単位と定め（備付-61）運用を開始し、全学生が上限内であったことを確認している。

成績評価については、各教員が「成績評価のガイドライン」に基づき、学修成果の水準を確認しながら科目の到達目標を設定し、学修成果を測定する成績評価の方法および基準を定めている。成績評価の方法は、試験、課題、レポート、小テスト、受講態度などの観点も取り入れ、多角的に実施し、成績評価基準は学生便覧に表記するとともに学生に周知し、厳格かつ公正に行われている。複数教員による科目においては、成績評価基準をループリックに示すことで、教員による差が生じないように工夫している。また、授業実施時間数の 3 分の 2 以上出席していること、学費を完納していること、履修登録をした授業科目について学業成績が合格であることの要件を満たしていなければ単位が認定されないことは、学生便覧に明記するとともに、ガイダンスで十分説明されている。学業成績の評価は、「S, A+, A, B+, B, C+, C, D」の 8 段階で行うこととし、適用している。その旨については、学則第 16 条に明記され、C 以上を合格とし、D を不合格としている。また、科目成績平均値（Grade Point Average : GPA）の制度を導入し、厳格な成績評価を実施している。評価区分と学修成果の水準、成績評価点、素点の関係については、次表の通りである。

【成績評価区分と学修成果の水準との関係性】

評価 区分	学修成果の水準	GP	素点	判定
S	授業科目の到達目標に対して秀逸な学修成果をあげた。	4.0	90-100	合格
A+	授業科目の到達目標に対して優秀な学修成果をあげ、一部においては秀逸な学修成果をあげた。	3.5	85-89	
A	授業科目の到達目標に対して優秀な学修成果をあげた。	3.0	80-84	
B+	授業科目の到達目標に対して良好な学修成果をあげ、一部においては優秀な学修成果をあげた。	2.5	75-79	
B	授業科目の到達目標に対して良好な学修成果をあげた。	2.0	70-74	
C+	授業科目の到達目標に対してほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部においては良好な学修成果とは言えない結果であった。	1.5	65-69	

C	授業科目の到達目標に対して合格となる最低限の学修成果であった。	1.0	60-64	
D	授業科目の到達目標に対して合格となる学修成果に届かなかった。	0	0-59	不合格

上記 8 段階による成績表示・評価を行うことで、GP の範囲を国際基準の 0.0～4.0 とし、より素点に近い GPA を算出している。また、成績評価の信頼性の確保と、教育の質と学修成果の水準を保証し、継続的に向上させることを目的とした「成績評価のガイドライン」を全教員へ周知しており、成績評価と到達目標の立て方について、教員間で共通理解を図っている。

本学においてシラバスは、学科・科目共通の様式を使用しており、必要な項目（授業概要・目的、到達目標、授業計画（予習復習の内容・時間含む）、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。これらについては本学ポータルサイトやホームページから閲覧できる。

また、「シラバス作成の手引き」（備付-62）を活用し、専任・兼任問わず統一されたシラバスを作成することができている。授業計画には 1 単位当たり 45 時間の学習時間の確保の観点から、それぞれの予習・復習および学習時間の目安の記載を徹底している（実験・実習はその限りではない）。成績評価の方法・基準では、具体的かつ複数の判断材料をもって評価すること、出席自体を評価の対象としないことが共通理解されている。シラバス作成に関しては、学科会議内でシラバス作成に関する説明を実施することにより、シラバス作成のためのスキル向上を図っている。例年は非常勤講師対象説明会において、非常勤講師に対してもシラバス作成について丁寧に説明しているが、令和 3 年度はコロナ禍により説明会を実施しなかったため、シラバス作成依頼の際に、個別に注意点などの説明を行った。

さらに、シラバスチェックシート（備付-63）を用いて学務委員がシラバスチェックを実施し、内容については学科長が確認している。これにより、記載漏れだけでなく、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、各種法令やコアカリキュラムに則った授業を展開し、精度の高いシラバスの作成と継続的改善が可能となっている。

教育課程は、法令の変更だけでなく、文部科学省の答申、厚生労働省からの通達など、各省庁から求められる人材を養成できているかを学科・学務課にて定期的に点検・確認し、時代の変化に応じて修正・変更している。

※ 本学は通信による教育は行っていない。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 II-A-3 の現状＞

本学は建学の精神である「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、自立して生きていくために必要な「豊かな人間性」と「実学」を身につけることを教育理念としている。また、本学ではこの教育理念を達成するために、広い教養と深い専門性を兼ね備えた人材を育成することを教育目標としている。

本学では教養科目にあたる科目を総合教育科目と分類し、各学科のディプロマ・ポリシーでは、総合教育科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上含み、合計 70 単位以上（卒業必修科目含む）を修得し、学修成果を獲得した学生に学位を授与することを明記しており、教養教育の重要性を示している。さらに、このディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、総合教育科目には、グローバル社会、情報社会に順応できる基礎的な態度や技術、また、幅広い教養と知識を身につけるため、コモンベシックスとして「外国語」「情報処理」「キャリア設計」、および価値観の多様性に気づかせ、人間性を豊かにする教養科目として「人間の理解」「現代社会と国際理解」「科学技術と環境の理解」の三つの領域を編成している。

学長は新入生オリエンテーションにおいて、建学の精神に込められている、大学生として身につけてほしい教養や物事の考え方と、開設している科目との関わりについて新入生へ説明している。また、授業科目に限らず、学校行事、ボランティア、サークル活動、短期留学など、さまざまな課外活動も教養を身につける機会と捉え、積極的な参加を勧めている。

総合教育科目は学科ごとに教育課程表に示し、学生便覧に明記している。これらの科目は本学の専任教員、併設の青森中央学院大学教員、外部からの非常勤教員で実施され、本学の教養教育の実施体制は確立されている。

本学の総合教育科目は、カリキュラム・ポリシーにその位置付けを示し、専門科目と有機的に連携し、系統的に学修できるよう編成している。教養科目については、年度始めのガイダンスにおいて、学生便覧の教育課程表を用いながらクラスアドバイザーより丁寧に説明しており、卒業に関わる必要単位数や資格に関わる科目を「教養科目履修確認票」（備付-53）を用いて確認している。また、学生にできるだけ多くの教養科目を選択してもらいたいという観点から、原則、曜日・コマを限定した時間割を作成している（備付-54）。さらに選択肢を増やすために、青森市大学間連携協議会による単位互換により、さらなる選択の幅を持たせている（備付-55）。

また、教養教育の一環として、毎年学校行事において「芸術鑑賞」「テーブルマナー」を実施している（備付-56）。芸術鑑賞は、「音楽」「造形」「表現」の3分野を中心とした鑑賞をすることで、芸術に対するたくさんの感性を磨く機会とし、令和3年度は、青森市の演劇集団である「渡辺源四郎商店」を大学にお呼びし、短期大学全学生が観劇した（備付-57）。テーブルマナーは、1年次は西洋料理、2年次は日本料理の会食マナーを学び、食事中だけでなく、食前・食後の作法も学ぶ機会を設けている。ただし、

テーブルマナーは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和 3 年度は中止とした。

これらは学生便覧に目的と内容を明記するとともに、クラスアドバイザー引率の下、全員参加する体制を整えている。

教養科目に対する測定・評価について、「学修成果の達成状況（成績の推移）」（提出-18）、「GPA を活用した『学びの質』自己チェックシート」（提出-19）および「ディプロマ・サプリメント」（提出-21）を用いて、教養教育に関わる比重の大きい学修成果「汎用的能力」に対する確認と、結果に対する評価を実施している。これは学生個人のみならず、学科においても教養教育を測定・評価する上で、貴重な指標となっている。

また、年度末には「成長実感・満足度調査」（備付-50,51）を実施し、「幅広い教養や一般的な知識」「情報の収集・分析および情報機器の操作技術」「外国語を運用する能力」などを調査した。この調査結果は教学マネジメント委員会で取りまとめ評価し、次年度の改善へと活かすサイクルを確立している。

さらに、令和 3 年度に実施した芸術鑑賞に関するアンケート（備付-58）では、回答者 116 名のうち、芸術鑑賞を実施することにより「教養が大いに深まった」と回答した学生が 105 名（90.5%）、「教養を少し深めることができた」と回答した学生が 11 名（9.5%）となっていることから、学生にとって有意義な行事であると評価できる。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

短期大学の基本方針では、職業人として必要な知識・技術・態度等を育成していくことを明記し、それに基づき学科の教育目標ならびに三つの方針が定められており、本学のカリキュラムは、職業教育を実施している。

食物栄養学科の専門科目では主に「栄養士」を育成し、就職者 38 名中（進学者 2 名除く）34 名（89.5%）が栄養士（栄養教諭 1 名含む）として食品関連企業に就職している。幼児保育学科の専門科目では主に「保育士」「幼稚園教諭」を育成し、就職者 46 名（進学者 5 名除く）中 46 名（100%）が幼稚園教諭・児童福祉関連職に就職している。以上のことから、専門職に必要な知識・技術・態度等を育成できている。

さらに職業教育である「キャリアプランニング」では、自己理解・自己分析、一般常識、マナー等の修得を、さらに職業・職場理解、自己表現・就職活動等の修得を目的としており、専門職業人のみならず、社会人として必要な知識等を育成する体制を整えている。また、食物栄養学科はインターンシップを単位化し、「インターンシップ

A)「インターンシップ B」を総合教育科目に配置することで、さらなる職業意識の醸成を図っている。

職業教育の効果に対する測定方法は、卒業生ならびに就職先企業に対してアンケート（備付-37,38）を実施し、職業教育の効果測定している。その結果を各学科において評価し教育に反映させている（備付-59,60）。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学修成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー（学修成果）を獲得した卒業生を社会に輩出するために、アドミッション・ポリシーに示した能力を有する者、あるいは有することが期待できる者を選抜するための方針である。よって、本学は学修成果に対応する入学者受入れの方針を示している。

食物栄養学科アドミッション・ポリシー

[令和3年度学生便覧 P.69]

食物栄養学科では、短期大学全体のアドミッション・ポリシーを念頭に、卒業後の自己の目標を明確に持ち、学科のディプロマ・ポリシーに掲げられている能力の獲得に熱意をもって取り組める人を入学者として受け入れます。加えて、高等学校での学びやさまざまな活動に積極的に取り組んだ人を求めています。これらのことを踏まえ、食物栄養学科のアドミッション・ポリシーを以下のように定めます。入学者選抜ではアドミッション・ポリシーに基づき、受験者を多面的・総合的に評価します。

- ① 栄養学および関連領域の知識や技能を身につけ、社会の発展に貢献したい人
- ② 高等学校までの学習を活かし、物事の中から問題の本質を見極め、解決方法を考えることができる人
- ③ 多様性を尊重し、互いの個性を生かして協働することができる人

幼児保育学科アドミッション・ポリシー

[令和3年度学生便覧 P.80-81]

幼児保育学科では、短期大学全体のアドミッション・ポリシーを念頭に、本学科にふさわし

い入学者像を以下のように設定します。入学者選抜では、高校の学びの定着度合いを試すだけでなく、入学志望者ごとに今後どれくらい努力できるかという意欲を多面的・総合的に評価します。

- ① 保育者になるために一所懸命学び、子どもたちへ愛情を注ぎ教育・保育をしようとする人
- ② 高校までの学びを確実にし、今後は自ら学び、何事にも向上心をもって行動することのできる人
- ③ 自分の意志で社会やその人々と交流し、教育・保育の分野で貢献することのできる人

入学者受入れの方針は、学生便覧（提出-1）、学生募集要項（提出 23,24）、青森中央短期大学パンフレット（提出-13,14）、青森中央短期大学入試ガイド（提出-25,26）およびホームページ（提出-15）に明示されている。また、オープンキャンパスや進学説明会などにおいても、学長講話、配布資料に基づいた担当教職員の説明によって入学者受入れの方針を周知している。入学者受入れの方針に対応した入学者選抜方法の基本方針は、入学試験区分ごとに策定されており、この方針に基づいて小論文試験、面接試験、学力試験を実施している。これらの試験と提出される推薦書や調査書を総合して、入学前の学修成果の把握・評価ができる内容となっている。この基本方針は学生募集要項に次のように明記し、表明している。

各試験区分における入学者選抜方法の基本方針 [令和4年度学生募集要項 P.6・10]

・ 総合型選抜入学試験

ミニ講義または体験授業に関連したレポート作成と個別面接に基づき、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、さらには将来専門職として活躍するための計画性や意志などを総合的に判断します。

レポートでは、ミニ講義、または体験授業で実施したテーマを題材に、文章表現力や論理的思考力などを評価します。個別面接では、これまでの経験などに基づく将来に対する決意や、本学で学ぶことの目的などを評価します。調査書では、記載された内容（学習成績の状況のほか、部活動やボランティア活動、資格や検定試験など）について評価の対象とし、点数化します（「備考」については、特に記載を求めません）。

・ 学校推薦型選抜入学試験

学校長から提出される推薦書と調査書、本学で実施される小論文と面接に基づき、専門への適性を総合的に判断します。調査書では、記載された内容（学習成績の状況のほか、部活動やボランティア活動、資格や検定試験など）について評価の対象とし、点数化します（「備考」については、特に記載を求めません）。

小論文では、それぞれの学科の学習内容に関連した文章の読解及び要約を含んだ出題とし、読解力、論理的思考力、表現力、文章構成力などを評価します。

面接では、提出された調査書を参考資料として活用し、特に「総合的な学習の時間の評価・内容」に記載された課題研究等についての質疑を行い、積極性や倫理性、社会性、コミュニケーション力などを評価します。

・ 一般選抜入学試験

個別学力試験に基づき、基礎学力を判断します。特に、言語能力、論理的思考力を重視し、国語、小論文、英語、数学等の学力で選抜します。

食物栄養学科では専門に関する基礎学力を評価するため、生物、化学等の学力でも選抜します。

各科目とも、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、記述式問題を含んだ出題内容とします。また、小論文は、それぞれの学科の学習内容に関連した文章の読解および要約を含んだ出題とします。

面接では、提出された調査書を参考資料として活用し、特に「総合的な学習の時間の評価・内容」に記載された課題研究等についての質疑を行い、積極性や論理性、社会性、コミュニケーション力などを評価します。

調査書では、記載された内容（学習成績の状況のほか、部活動やボランティア活動、資格や検定試験など）について評価の対象とし、点数化します（「備考」については、特に記載を求めません）。

・大学入学共通テスト利用入学試験

大学入学共通テストに基づき、基礎学力を判断します。特に、言語能力、論理的思考力、国際的な視野を重視し、国語、英語の学力で選抜します。

食物栄養学科では専門に関連する基礎学力を評価するため、数学、生物、化学等の学力でも選抜します。

また、調査書では、記載された内容（学習成績の状況のほか、部活動やボランティア活動、資格や検定試験など）について評価の対象とし、点数化します（「備考」については、特に記載を求めません）。

・特別選抜入学試験

〔帰国子女特別選抜〕

自己経歴書の提出書類に基づき、海外における学習活動、課外活動などを評価します。志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度、入学後の学習意欲や目的意識などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。

個別面接では、海外生活で培われた積極性や社会性、コミュニケーション力などを評価します。

〔社会人特別選抜〕

社会人としての経験を活かし、他の模範となるような向学心、社会性、計画性などを評価します。志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度、入学後の学習意欲や目的意識などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。

個別面接では入学後の明確な目的意識と学習意欲などを総合的に判断します。

〔未来の種特別選抜〕

入学後の夢や明確な目標を持ち、それに向かって学ぼうとする姿勢、向学心、計画性などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。個別面接では本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度や適性、入学後の明

確な目的意識と学習意欲などを総合的に判断します。

〔留学生特別選抜〕

本学において専門的な分野を学ぶことによって、社会の諸問題解決に貢献しようという意欲の高さを評価します。志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度、日本での学びを選んだ動機、本学での学びに対する目的意識などを評価します。日本語作文では、日本語能力のほか、表現力、論理的思考力などを評価します。

個別面接では、学習意欲や入学後および卒業後の進路に対する明確な目標や行動力、計画性などを評価します。

以上のように、高大接続改革実行プラン（平成 27 年 1 月 16 日 文部科学省）にも示されている、単に知識・理解を測るだけでなく、思考力・判断力・表現力等も測ることができる多様な選抜方法を準備し、「青森中央短期大学入学者選抜規程」（備付・規程集 2-23）に基づき、公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、青森中央短期大学パンフレット、学生募集要項、本学ホームページおよび学生便覧に記載し、入学希望者、保護者、在学生に向けて明示している。

アドミッション・オフィスの機能として、本学では入試広報センターを設置し、学生募集の企画立案、実施に関すること、入試情報分析に関すること、入学試験の実施に関すること、入学事務手続きに関すること等を行っている。受験等の問い合わせに対しても、同センターが適切に対応している。問い合わせは、電話、ホームページ上の問い合わせフォームによって受け付けており、質問内容に応じて適切に対応している。また、キャンパス見学を随時受け付けており、必要に応じて先方が希望する学科の教員が対応している。さらに進学相談会においては、入試広報センター職員、各学科教員が協力し、受験に関する問い合わせに対応している。

アドミッション・ポリシーは、高校訪問時や、高校教員対象説明会で説明し、高校教員の意見と、大学が求める人物像とが反映されたものとなっている。今後も引き続き聴取を続け、相互理解を図りながら定期的に見直していく。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科の学修成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学修成果に具体性がある。
- (2) 学修成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学修成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学は学科ごとのディプロマ・ポリシーを学修成果として位置付け、汎用的能力、専門的能力を「態度・志向」「知識・理解」「技能・伝達」「行動・創造」の四つに分類し、本学が育てる人物像を具体的に示している。また、ディプロマ・ポリシー（学修成果）を獲得するために設置されている科目には、学生を主語とした具体的な到達目

標が定められており、これらは学期単位で達成可能なものになっている。令和 3 年度卒業生において、食物栄養学科在籍者 44 名中 43 名（97.7%）が学位を取得、また資格履修者 42 名中 41 名（97.6%）が栄養士免許を取得している。また幼児保育学科在籍者 54 名中 54 名（100%）が学位を取得、うち資格履修者 54 名中 50 名（92.6%）が保育士資格、資格履修者 50 名中 49 名（98.0%）が幼稚園教諭二種免許を取得していることから、教育課程の学修成果は一定期間内で獲得可能である。

本学の学修成果は、アセスメント・プランに基づき、「学修成果の達成状況（成績の推移）」（提出-18）、「GPA を活用した『学びの質』自己チェックシート」（提出-19）、「ディプロマ・サプリメント」（提出-21）、「各種外部試験結果」（備付-34,35）、「卒業後のアンケート調査結果」（備付-59）等から、多角的に測定する仕組みを有している。

また特色の 1 つとして、幼児保育学科では、音楽分野の授業に「カワイピアノグレード制度」を導入し、2 年次の授業内で学生全員が受験できる体制を整えている。本制度は音楽の基礎課程から専門課程までの 16 の段階（レベル）に区分し、レベル毎の「グレード（級）」を設置し、学内においては、年に 2 回グレード試験を実施できる体制を整えている。これにより、一定の期間における学習の習熟度・理解度を可視化することが可能となっている。本学の音楽分野における到達目標は、幼児教育に必要なピアノのレベルをバイエル修了程度としているため、同程度の課題レベルとなる 11 級以上取得を目標としている。令和 3 年度受験者においては、約 91%の学生が 11 級以上を取得しており、科目の到達目標と個人レベルに対応したグレード制度を導入することによって、可視化しにくい音楽分野の学修成果について、客観的かつ具体的な学修成果の測定が可能となった（備付-36）。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学修成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、「アセスメント・プラン」に基づき、学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。

具体的には、セメスター毎に GPA を算出し、学科会議にて学修成果の獲得状況を確認している。算出された GPA を基に、担当科目の成績評価と GPA とを比較することにより、学生の特性を判断したり、教員の成績評価基準を確認したりしている。

食物栄養学科では、栄養士実力認定試験の全国平均と学内の結果を比較し、幼児保育学科においても、外部試験結果と学内成績を比較することで、学修成果の獲得状況

を客観的に確認している。これらに加え、学生一人ひとりに GPA 分布等をまとめた「学修成果の達成状況（成績の推移）」をセメスターごとに配布しており、学生は、自己評価と自己省察し、次セメスターへの目標を定め、さらには、卒業生に対し学位授与の補助資料である「ディプロマ・サプリメント」を発行し、学修成果の獲得状況を可視化している。

また、食物栄養学科は、学修ポートフォリオ（備付-52）を試行的に導入し、活用を試みている。

質的データとして、「成長実感・満足度調査」、「卒業生に対するアンケート」「卒業生対象就職先アンケート」を実施し、結果を集計・分析することで、学科の教育活動が意図したとおりに学生に伝わっているかを確認し、次年度の教育活動の改善に活用している。

これら学修成果の評価結果および、毎年度発行している「自己点検・評価報告書」は、本学ホームページ「情報公開」内に掲載することで、広く社会に公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価の取り組みを行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学修成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

キャリア支援委員会・キャリア支援センターが中心となり原則として年に一度、卒業後 3 年目にあたる卒業生の就職先および卒業生自身に対し、アンケート調査（備付-37,38）を実施している。アンケート調査項目は、現在の卒業生個人の状況を把握するだけでなく、本学の学修成果である「汎用的能力」「専門的能力」が、社会でどの程度発揮できているかを確認している。「卒業後のアンケート調査結果（2021 年度）」（備付-59,60）からは、ほとんどの項目において学修成果が達成され仕事に活かされていることがわかる。また、卒業生対象の項目と就職先対象の項目を比較しても大差はないことから、個人の評価と就職先の評価に乖離がないことが伺える。

アンケートの最終項目において、卒業生に対しては「何をもう少しきちんと学べばよかったのか」、就職先に対しては「何をもっと強化して教育してほしいのか」を聴取している。これらの調査結果は毎年度集計し、キャリア支援委員会、学科会議、部局長会議において達成状況を確認・点検している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

就職先アンケート調査の回収率はここ数年高い回収率を維持しているが、卒業生に対するアンケートの回収率が低いため、集計結果だけで点検には活かせない面がある。

食物栄養学科の学修ポートフォリオによる学修成果の可視化のためには、運用方法（記録の蓄積）が課題である。また、幼児保育学科において、現段階で学修ポートフォリオについては検討がされていない状況である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料	1 学生便覧（令和3年度）
	29 新入生のメッセージ（令和3年度）
備付資料	22 ウェブサイト「企業・地域とコラボ」 https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/food/collaboration_project
	24 学科会議議事録
	33 成績評価のガイドライン
	41 授業評価アンケート
	42 成績評価分布と授業評価アンケート結果
	43 ウェブサイト「情報公開」（成績評価分布と授業評価結果） https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
	50 成長実感・満足度調査結果
	51 ウェブサイト「情報公開」成長実感・満足度調査 https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
	61 青森中央短期大学GPA制度及び履修登録単位数上限並びに修学指導等に関する取扱い要項
	64 学生会館に関するアンケート
	65 青森中央短期大学イメージ調査
	66 学生FDから出された意見等一覧
	68 令和4年度学生会館入館のご案内
	69 入学前サポートプログラム実施案内
	70 LINEによる入学前相談窓口
	71 オンライン教材「ちゅっぴいドリル」
	72 令和3年度新入生オリエンテーション資料
	73 学科別ガイダンス実施要項
	80 ウェブサイト「情報公開」（授業評価アンケート集計） https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
	83 社会人のための個別進学相談会チラシ
	84 長期高度人材育成コース募集チラシ
	85 学校法人青森田中学園海外留学プログラム
	86 Online Australian Study Tour
	88 青森中央短期大学 令和3年度試験実施要項
	89 就活“ふやせる”ガイドブック

	90	幼稚園・保育園合同説明会実施要項
備付資料-規程集	1-17	学校法人青森田中学園 文書取扱規程
	1-18	学校法人青森田中学園 文書取扱規程
	1-45	学校法人青森田中学園 教育ローン利子補給奨学金規程
	1-49	学校法人青森田中学園 海外留学奨励費規程
	2-29	青森中央短期大学 上級学校への進学者に対する奨学金給付規程
	2-40	青森中央短期大学 表彰規程
	2-42	青森中央短期大学 奨学金制度規程

【区分 基準Ⅱ-B-1 学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学修成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学修成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学修成果を認識して、学修成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効的に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学は学修成果獲得に向けて、「成績評価のガイドライン」（備付・33）およびシラバスに示した成績評価基準に基づき、公正かつ厳格に学修成果を評価している。具体的には、シラバスに学期末試験、小テスト、レポートなどを課すことを示し、それらをどのような割合・基準で成績評価に反映させるのかを明記している。これらの内容に

については授業初回に学生へ周知した上で、適切に学修成果を評価している。また、学期末試験や追試験、再試験については試験実施要項（備付-88）に基づいて厳格に実施している。これらの試験の実施時期や実施期間については可能なかぎり学習時間が取れるように設定され、学修成果が得られるように配慮している。学修成果の獲得状況は学科会議にてセメスターごとに GPA 分布状況等を確認することで、適切に把握している（備付-24）。

学生による授業評価については、全科目に対してポータルサイトによる授業評価アンケート（備付-41）を実施し、アンケート結果は、学期ごとに教員へフィードバックしている。また、年度末から年度当初にかけて、年度のすべての担当科目の授業評価アンケートを可視化し、「成績評価分布と授業評価アンケート結果」（備付-42,43）として非常勤講師を含めた全教員へ個別に提示している（令和 3 年度の科目については、コロナ禍により、アンケートの実施、成績の確定が遅くなったため、令和 4 年度 4 月に提示予定）。このアンケート結果では、成績評価の分布と授業に対する 1 週間の平均勉強時間も提示され、授業改善に大きく寄与している。

授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整について、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを用いながら、専任教員間で各科目の到達目標と授業計画を共有し、関係の強い授業間では内容を相互に確認し合い、授業計画に反映させている。その計画は非常勤講師へも共有し、授業計画の際に活用してもらっている。また、両学科ともにオムニバス科目が複数あるため、担当教員間で密に内容の打ち合わせや役割分担を確認し、協力体制を整えながら円滑に実施している。

教員は、学科の教育目標やディプロマ・ポリシーに基づき各科目の到達目標を設定しているため、学生の到達目標の達成度を確認することで、教育目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、入学時に新生オリエンテーションを行い、新生に対して学生生活全般について説明し、その後、学科ごとに教育目標、取得できる免許・資格、履修方法の説明を行っている。また、履修相談の時間を設け、大学生活へ速やかに適応できるようにしている（備付-72）。さらに、学期の開始時には始業ガイダンスを実施し、履修などに関する過去にあった課題や問題を踏まえながら必要な情報発信を心がけ、学生がスムーズに学習に取り組み、快適に学生生活を送れるように配慮している（備付-73）。

次に、各学科の各学年には専任教員をクラスアドバイザーとして配置し、学生の身近な存在の教員として、日頃から相談しやすい環境を整えている（提出-1 p.20, 備付-61）。クラスアドバイザーは履修に関することや学生生活上の問題の相談に積極的に対応し、適切な指導・助言を行うとともに、毎月開催している学科会議においても学生の受講態度などについて情報交換を行っている。また、非常勤教員が担当する科目における欠席状況を事務局で集約し、その情報をクラスアドバイザーと共有しながら修学指導にあたっている。学科教員、事務職員、学生相談室の連携・協力により学生の卒業に至るまでの指導や支援体制が十分にできている。

クラスアドバイザー制

[令和 3 年度学生便覧 P.20]

クラスアドバイザー制は、学生生活をより充実させるためのものです。クラスアドバイザーの主な修学指導の内容は次に掲げる通りです。

- (1) 学生の履修登録指導及び成績を把握する等日常的に指導・助言を行う。
- (2) 学生が学期初めに行う履修登録に際し、指導・助言を行う。
- (3) 学生の履修未登録による不利益が生じないように、期限内の履修登録を徹底させるように務める
- (4) 学生が履修取消し期間に行う履修登録の削除に対して、承認を与える。
- (5) 学期初めに行うガイダンス等を計画・実施する。
- (6) 保護者や保証人等への連絡・助言等を行う。
- (7) インタークシート（学生に関する成績情報、履修状況、面談記録等を記載したファイル）を作成し、学生の修学状況の把握及び指導に役立てる。
- (8) その他必要と認めた事項についての指導・助言を行う。

※GPA により学科等が行う主な修学指導の内容とその GPA の基準は別に定める。

事務職員は、学生が学修成果の獲得に向け、授業内でどのような指導を受けているかについて、授業最終回の授業評価アンケートや、学生の出席状況、学習支援センターにおいて行われているリメディアル講座（オンライン教材「ちゅっぴいドリル」）（備付-71）の実施状況、単位の修得状況などを把握し、間接的に学修成果を認識している。

また、事務職員は授業時間割の調整、各教員に合わせた効果的な教育が実施可能な教室の調整、非常勤教員科目の学生出席状況の把握およびクラスアドバイザーへの報告を通し、学生が学修成果を獲得するための一端を担っている。また、教員の補助として教材を用意するほか、各種委員会で担当する業務を行い、学修成果獲得に貢献している。

各学科の教育目標については、年度始めに行われる短期大学教員研修会や教授会などにおいて発表される情報を事務職員も把握しており、前年度の目標に対する到達状況や、今後の課題なども含め、教員と同じレベルで教育目的・目標を把握している。各学科内において議論された内容についても、毎月の部局長会議において、事務局各次長・課長が報告を受けており、年度途中であっても、状況の把握が可能となっている。

事務職員は、どの部署でも学生の履修や卒業に関わる業務が直接的・間接的に存在しているため、それらの業務を通じ、学生生活の多くの場面で、学生を支援している。特に直接的に関わる学務課と学習支援課では、月に 1 回程度「学務課・学習支援課合同会議」を実施し、学修面で指導が必要な学生や、卒業に向けて支援が必要な学生等の情報を共有している。

学生の成績記録は、「学校法人青森田中学園文書取扱規程」（備付-規程集 1-17）、「学校法人青森田中学園文書保存規程」（備付-規程集 1-18）により、適切に保管している。学生原簿（学籍簿）（成績原簿）は永年保存、出席簿・成績評価表など教務関係は 5 年

保存であることが明記されている。また、本学の教務システムである「GAKUEN」においても、平成 9（1997）年度卒業生の情報から電子化し、保存している。

本学で設置している図書館情報センターでは、学生の学習を円滑に進めるための資料整備や図書館内の環境整備を行っている。図書館においては、3名の司書（内、1名は司書教諭免許も所持）、そのほか学生の学内ワークスタディが交代でカウンター業務、レファレンス業務などの図書館業務全般にあたっており、平日であれば、朝の 8 時 30 分から夜の 21 時まで図書館を開館し、学生の学習向上のためのサポートを行っている。図書館内では、30 台の貸出用のノートパソコンの設置、無線 LAN アクセスポイントの整備、さらに、ラーニング・コモンズスペースを設置している。このスペースでは、学習会話を可能とし、学生同士が教え合う、議論し合う環境を整備し、活発に利用されている。また、図書館情報センター会議では、設備の充実や利便性を向上させるため、活発な意見交換が行われている。

教職員に対しては、1 人 1 台以上のパソコンが配備されており、授業の資料作成から一般的な事務的業務まで、幅広く活用されている。また、学内ポータルサイトや、Microsoft Teams、SharePoint、Forms など Microsoft 365 の機能を活用し、授業のみならず、学科内および委員会等の情報共有の手段として活用している。

本学では、情報処理科目を全学科に設置し、必修科目としている。いずれも学内の情報処理演習室で授業を実施し、Microsoft Word、Excel、PowerPoint などの基本的なソフトウェアの使用法のほか、情報セキュリティや情報モラルなど、コンピュータリテラシーの向上のための授業を実施している。

このように、日常的に教職員および学生が大学の設備活用やコンピュータを利用するように努めており、学校運営においてコンピュータは活用されている。

学内の LAN は、学内各所に無線 LAN アクセスポイントが設置されており、すべての建物内でフリー Wi-Fi と登録制 Wi-Fi が利用できる。登録制 Wi-Fi はフリー Wi-Fi よりも高速で、学生は登録したいノートパソコンなどのデバイスを持参し、申請することで利用できる。登録制 Wi-Fi を通じて、図書館で契約している各種データベース等の資源を、学生自身のデバイスでも利用できるようになる。

日常発生する情報機器等に関する疑問やトラブルには、図書館情報センターの情報処理技術員が個別に対応しており、各教職員の技術向上の一端を担っている。また、新たなシステムや機器が導入された場合には説明会を実施したり、マニュアルを配布したりするなど、教職員の全体的なコンピュータの利用率や利用技術の向上に取り組んでいる。特に近年は遠隔授業の必要性が高まり、教員に対し複数回に分けて遠隔授業実施に向けて、コンピュータリテラシー向上のための研修会を実施した。この研修会は非常勤講師にも案内をし、2 名の非常勤講師が参加した。さらに、令和 3 年度は ICT 教育に関する知識と意識を向上させるための FD 研修会も、青森明の星短期大学と共同で実施した。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学修成果獲得に向けて学習支援を組織的に行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生支援のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択ためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 Ⅱ-B-2 の現状＞

本学は入学手続者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報提供と、入学後の学修にスムーズにつなげることを目的に、入学前サポートプログラム（備付-69）を実施している。本プログラムは、入学前の数か月で実施する高校での学修を活かした、学修意欲の向上や基礎学力の定着、また大学生活に対する不安の解消、学生の連帯感の形成など多様なプログラムで構成されている。

具体的には総合型選抜入学予定者向けにスクーリングを実施している。なお、令和3年度はコロナ禍のため対面実施からオンラインスクーリングに切り替えて実施した。食物栄養学科は、総合型選抜入試の出願要件であるミニ講義のテーマを題材とし、教員のきめ細かい指導のもと主体的に学習を進め、入学前教育の実施に注力するとともに、入学前の不安解消に役立てている。なお、本プログラムで学んだ学修成果は、入学後の授業で新入生全体に向けて発表を行っている。通信課題としては、総合型選抜・推薦入学予定者を対象に学科の特色に合わせた課題の提出、添削を行っている。

幼児保育学科では、希望に合わせて複数回の入学前ピアノプライベートレッスンやグループレッスンの時間を設け、ピアノに対する入学前の不安の軽減、また、入学後の学修効率の向上に寄与している。

また、令和2年度（令和3年度入学生対象）からは、新型コロナウイルス感染症予防の観点から「LINEによる入学前相談窓口」（備付-70）を開設し、入学生の学修面や精神面の不安解消に努めた。

本学は入学者に対し、新入生オリエンテーションを2日間にわたって実施している。新入生オリエンテーションでは、学長より建学の精神、教育目標、卒業までに身につけてもらいたい学修成果などを学生便覧に基づき説明している。その後事務職員からは、学生便覧に基づき、学生生活、学生サポート、施設設備、課外活動などについて詳しく説明している。

新入生の全体オリエンテーション終了後は、学科ごとに分かれ、学科の三つの方針をはじめ、履修やカリキュラムに関する説明について、綿密なオリエンテーションが行われている。なかでも、各学科で取得できる資格・免許を活かした専門職については、より具体的な役割や必要な知識と技術を説明し、その内容をもとに各学科の教育目標や資格取得に向けての心得について言及することで、学習の動機づけを行っている。そのうえで全体的なカリキュラムの構成や履修の仕組みの説明を行い、主体的な学びにつなげている。入学時以外にも学期ごとに始業ガイダンスを行い、カリキュラムや履修に関する説明を行うとともに、資格に関する各科目の選択についてさらに詳細に説明している。

本学では学生便覧を印刷物として毎年改訂して発行している。学生便覧には各学科の教育目標、学年暦、履修の手引、教育課程表、学生生活の手引などが記載されている。その他、新入生には、充実したキャンパスライフを送ってもらうために、「新入生へのメッセージ」（提出・29）を配布し、キャンパスマナーなどについて周知を図っている。

本学では入学前教育としてオンライン教材「ちゅっぴいドリル」を導入している。ちゅっぴいドリルでは、各学科の学びの特性にあわせたコース・教科を選択し、それぞれの学科の達成基準を設定している。また、リメディアル教材としても活用し、学科と学習支援センターが連携をとって学修支援にあたっている。

本学ではクラスアドバイザー制度を活用し、学生の学習上の悩みに対応している。この制度は各学科、各学年にクラスアドバイザーとして教員を3名程度配置し、学生の学習・生活状況を把握しながら必要のある場合に指導や助言を行う体制を築いている。その体制をもとに専任教員や非常勤教員から各科目に関する情報を収集し、クラスアドバイザーが学生の相談・助言にあたっている。直接的な対応はクラスアドバイザーだけに留まらず、学科会議などで共有した情報をもとにそれ以外の専任教員や事務職員も学生からの相談等に適宜対応している。また、学習支援センターにも学生相談を担当する学生相談員がおり、クラスアドバイザーと連携を取りながら様々な相談に対応している。さらに、例年6、7月に教育懇談会を開催し、様々な悩みに対して早期に対応できる体制を整えており、悩みが深刻になる前段階で保護者・学生と面談することができ、退学率の低下等の高い効果が期待できる。令和3年度はオンデマンドで教育懇談会を実施し、個別相談については電話対応とした。

学習面において進度の早い学生や優秀学生には、四年制大学などへの編入や進学への指導を個別に行っている。加えて、優秀学生は、卒業式関連行事内において、資格を発行している協会から授与される「会長賞」などに選出し、特別研究において優秀な学生には学長から優秀賞、準優秀賞、努力賞が贈られる。なお、優秀賞・準優秀賞授与者は表彰と同時に短期大学全学生の前で発表する機会を設けているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

また、「青森中央短期大学表彰規程」（備付・規程集2-40）を設け、学習面のみならず、人物的にも他の学生の範となった学生に対し「学長賞」を授与している。

本学の留学生の受け入れについては、入学特別選抜プログラムにより可能としてい

るが、現在留学生は在籍していない。留学生の派遣については、「海外留学プログラム」（備付-85）を整備している。本プログラムでは、短期・中期留学プログラムを複数準備し、異文化に触れ、現地での貴重な交流を体験する機会を提供している。本学においても留学に興味を持つ学生が増え、平成30年度に3名の学生が3週間から4週間の留学を経験した実績があるが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により留学実績はない。しかし、渡航が難しいことからオンライン留学（備付-86）へと切り替えることで、コロナ禍の中でも機会を提供している。留学支援としては、「学校法人青森田中学園海外留学奨励費規程」（備付-規程集 1-49）を設け、学生の費用の一部負担や、語学支援講座として併設の青森中央学院大学に在籍する留学生を講師とした語学準備講座、ネイティブスピーカーを講師とした英会話講座等を開講し、積極的に海外留学の促進を図っている。また、留学を単位化するため「海外研修（教養科目1単位）」を設置しており、学生が留学に、より一層積極的になれるよう、体制を整備している。

これらの学習支援は、学期ごとに作成される「学修成果の達成状況（成績の推移）（令和3年度）」、「GPAを活用した『学びの質』自己チェックシート（令和3年度）」、「授業評価アンケート」や「成長実感・満足度アンケート」などの各種アンケートから情報を収集し、学科会議等で方策を点検している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学の学生生活を支援する部門としては、学生生活の中心となる学習に関わる多く

の業務を担当し、自治組織である学友会をサポートする「学務委員会」、学習相談、生活相談、健康相談、家庭や対人関係に関する相談などの各種相談業務や、サークル等学生団体を支援している「学習支援センター」、学生の寮生活を支援する学園共通委員会である「学生会館運営委員会」がある。また、各学科ではクラスアドバイザー制度を設け、各学年に 3 名程度の教員を配置し、学生生活全般のサポートを行っている。さらに、特別研究担当教員も担当学生のサポートを行い、学生に対し多様なサポート体制を敷いている。月に 1 度開かれる学科会議では、クラスアドバイザーより学生の情報が共有され、支援が必要な学生に対しての情報共有と方策が話し合われている。必要に応じて、学習支援課および学務課と連携をとり、協同で支援にあたっている。

本学は、学務委員会と学習支援センターが中心となり、学友会と各種部活動、サークル活動（運動系 2 団体、文化系 3 団体）を支援している。青森中央学院大学と共通の部活動・サークル（運動系 28 団体、文化系 27 団体）も多く、設置校の垣根を越えて学生同士が交流し、各種の活動を楽しむ様子が見られる。

年 1 回開催される「学園創立記念行事（運動会）」や「翔麗祭（学園祭）」の企画運営は学友会が中心に行っており、意欲のある多くの学生がさまざまな活動に取り組んでいる。しかし、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、運動会および学園祭は中止となり、学友会の活動の場を設けることができなかった。

幼児保育学科では、木曜日の 2 校時（10：30～12：00）に「サークル・ボランティア演習」という時間を設け、放課後の活動では中々実践できない、園児やお年寄り等を交えたサークル活動が展開できるよう工夫している。食物栄養学科では、令和 3 年度「食のサークル」を立ち上げ、これまで外部からの依頼の都度実施していた食育やレシピ提供などの学科の活動の一元化を図り、専門性を活かした課外活動の活性化に取り組んでいる。

本学にはカフェテリア（学生食堂）が 1 ヶ所、キャンパスショップ（売店）が 1 ヶ所設置されている。近隣にはコンビニエンスストアも存在するが、学生の多くは学内の施設を利用している。上記の施設の他に、学内にはテーブルとイスを数多く設置し（通常、7 号館フリースペース 80 席、2 号館学生ラウンジ 44 席、1 号館 1 階 75 席を設置しているが、新型コロナウイルス感染症対策のため席を間引きしている。）、学生が休み時間や空き時間に自由に談話や学習ができる環境を整えている。また、学園の歴史や現在の活動を伝える展示コーナー「+C（プラスシー）」内には、ベンチ、展示ケース、机、掲示板、ホワイトボード、ボックス席、シンク等様々な機能を有し、学生は自由に活用している。

学内には「こぶし会館（女子専用寮）」、「国際交流会館」、「学術交流会館」の三つの学生寮が整備され、宿舎を必要とする学生に提供している（備付-68）。学生会館運営委員会では、各会館の情報交換や学生から積極的に意見聴取し、寮の生活環境の充実に努めている。アパートの斡旋は行っていないが、希望する学生寮に入寮できなかった学生から要望があった場合には、アパートなどの情報提供を行っている。例年であれば、学生会館に入寮している学生が中心となって、「歓迎会」「納涼会」「お別れ会」などを企画・実施し、それらの企画・運営をサポートしているが、令和 3 年度はコロ

ナ禍のため実施を見送った。

長期の休業期間を除き、平日は青森駅から本学までスクールバスを運行している。自動車や自転車で通学する学生に対しては、駐車場自治会、駐輪場自治会に加入したうえで、駐車場、駐輪場を提供している。駐車場は、学生用駐車場を3ヶ所設け、十分な駐車スペースを確保している。

経済的理由で学費の納入が困難な学生に対しては、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の各種奨学金、各市町村の奨学金などを案内している。また、銀行の教育ローンの紹介や、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、株式会社セディナと教育ローンを提携している。これら教育ローンは、本学ホームページ上でも確認や申込みが可能となっており、利用者に対しては、年度の利息の全部または一部を奨学金として支給する「学校法人青森田中学園教育ローン利子補給奨学金」（備付・規程集 1-45）を実施している。学費分納などについても個別の事情を勘案し柔軟に対応しており、経済的な理由で学業の継続が困難とならないよう、大学全体で学生をサポートしている。また、令和2年度入学生より、給付奨学金制度を2つ、学生寮費免除制度を1つ新設し、さらなる経済支援に取り組んでいる（備付・規程集 2-42）。

本学は、学習支援センター内に、健康管理室、学生相談室を設け、各種相談業務や体調不良などの学生に対応している。健康管理室には保健師を1名、学生相談室には公認心理師を2名配置し、「学生相談室・健康管理室合同会議」を毎月開催することで、連携を密にとっている。また、相談専用のメールアドレスを設けるなど、学生が相談しやすい体制を整えている。

学生生活に対する学生の意見や要望に関しては、クラスアドバイザーや、特別研究の担当教員などが受け付けているほか、「授業評価アンケート」（備付-42,43,80）、「成長実感・満足度アンケート」（備付-50,51）、「学生会館に関するアンケート」（備付-64）、「青森中央短期大学イメージ調査」（備付-65）、「学生FDから出された意見等一覧」（備付-66）によって、学生の本学に対する要望全般を把握し、問題の改善に努めている。

本学には現在留学生は在籍していないが、併設の青森中央学院大学には多数の留学生が在籍し、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

本学では、社会人学生受け入れのための入学試験制度を設けている。11月には「社会人のための個別進学相談会」（備付-83）を実施した甲斐もあり、令和3年度は食物栄養学科8名、幼児保育学科4名の学生が入学した。社会人学生の多くは、年齢差や勉学に対して大きな不安を抱えて入学してくるため、クラスアドバイザーや特別研究担当教員および学務課・学習支援課職員が中心となり、支援を行っている。さらに、近年の多様な入学志願者（社会人・既卒者）の増加とそれに伴う卒業後の進路の多様化を受け、令和3年度は、既存の離職者等再就職訓練事業「長期高度人材育成コース」（備付-84）以外にも、幅広い社会人学生向けの本学独自の支援制度の可能性について検討を進めている。

障がいのある学生を受け入れるための施設整備や支援体制において、学内の各棟にはスロープが設けられ、建物入口を含め車いすでの通行が可能となっているほか、令和2年度には車椅子階段昇降車を導入し、実質的な完全バリアフリー化を実現してい

る。また、学園全教職員を対象に、令和元年度「発達障害に関する基礎研修会」、令和2年度「発達障害に関する応用研修会」を実施している。令和4年3月（令和3年度）に予定していた発達障害に関する研修会はコロナ禍のため令和4年度に延期となってしまったが、本学では障害に対する知識の修得と意識の統一を図るべく、定期的に研修会を開催するよう心がけている。

学生の社会的活動では、食物栄養学科はイトーヨーカドー、青森県農林水産部総合販売戦略課と連携し、青森県の「ふるさと産品消費者県民運動」の取り組みの一環として本学学生が企画したお弁当『祝！産学官コラボ10周年選抜よくばり弁当』が完成し、青森県内イトーヨーカドー4店舗で販売した。この取り組みは、平成24年から10年連続で取り組んでおり、学生が考案したレシピが商品となり販売されるという経験を通して、地域活性化に寄与している。さらに令和3年度からは、JA青森広報誌に掲載する野菜のレシピの作成・提供の活動も行っており、県産野菜の消費促進、地産地消に貢献している（備付-22）。

音楽レクリエーションの研究と外部活動を行う『中短音れくサークル』は、保育関連施設、グループホームなどの高齢者福祉施設や一般向けに楽しい音楽レクリエーションを提供し、地域の方々の健康や交流の場となるよう、地域の公民館などで活動している。しかし、令和3年度は高齢者福祉施設を中心に活動する予定であったことから、新型コロナウイルス感染症の影響により、全予定が中止となってしまった。

ボランティア活動では、本学の特色として、主に幼児保育学科の学生を中心とした障がい児の運動あそびを提供するセルクルサークル、障がい児・者のサッカーを中心とした余暇活動をサポートするSSSサークル、JAF（日本自動車連盟）と連携したドレミぐるーぷがある。

セルクルサークルは、例年であれば運動あそび教室を本学体育館で実施し、障がいのある子ども達に、のびのびと身体を動かす機会や環境を提供しているが、直前まで受入れの準備はしていたものの、令和3年度はコロナ禍のため全日程で活動することができなかった。

SSSサークルは、青森市だけではなく、その他の地域で行われる障がい児・者を対象としたサッカー教室にも積極的に参加し、コロナ禍により例年より少ないものの、年間50回（100時間程度）も活動することができた。

ドレミぐるーぷは、幼稚園・保育園の子どもたちに交通安全の大切さを伝えるため、コロナ禍ではあったが、7月に本学の附属園に赴き交通安全教室を行った。

長期履修生の受け入れについては、科目の順次性・時間割の編成・教員配置等、解決しなければならない課題が多く、長期履修制度は整えていない。

これらの学生の社会的活動（地域活動・地域貢献・ボランティア活動など）は、入学・卒業時の学長式辞やオリエンテーション時の学長講話、各種メディア、学内の広報活動、オープンキャンパスで積極的に取り上げ、学生の活躍を学内外に公表している。本学は「青森中央短期大学表彰規程」により「青森中央短期大学功労賞」を定め、学業だけではなく、社会的活動を積極的に評価できる仕組みになっている。また、令和3年度からは、学内で把握している活動以外にも、学生の社会的活動の状況を集め、

活動による学修成果を積極的に評価し、ディプロマ・サプリメントにも記載する仕組みを作っている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学・留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学では、求人情報を集約し効果的な就職支援を行うために法人組織として設置しているキャリア支援センター、ならびに教職員で構成されるキャリア支援委員会を組織し、幅広く学生の就職活動を支援している。キャリア支援センターは学生の就職相談窓口であり、その利用方法や利用上の注意点について、学生便覧、ならびに学生に配布する「就活“ふやせる”ガイドブック」(備付-89)を本学ホームページ内の学生専用サイトに掲載し、全学生に周知している。キャリア支援センター職員は、個々の学生にカウンセリング、面接指導、履歴書添削などを行い、入学時から卒業後の進路選択までの各段階の相談において、きめ細やかな対応・助言を行っている。キャリア支援センター内では、過去の求人情報や卒業生の就職活動報告、就職関連の書籍・資料を閲覧できるよう整備・管理されており、さらに学生が積極的に就職活動に関する情報を入手できるよう、パソコン3台・プリンタ1台を設置している。また、コロナ禍における企業のWEB説明会や面接に対応するための防音個室を整備した。

教員とキャリア支援センター職員から構成されているキャリア支援委員会では、毎月会議を開催し、求人動向や学生の就職活動状況に関する事項、キャリア科目における学生全体の意識や進路希望の動向に関する事項、就職活動を支援するためのツールやセミナー運営に関する事項、その他本委員会が必要と認めた事項の現状把握と問題解決に努めている。学科ごとの教員による進路支援は、学科のキャリア支援委員および各学科・学年ごとに配置されるクラスアドバイザーとの連携で行われる。学習状況、資格取得、学生生活などとともに、進路についても情報を共有し、学生に対しきめ細やかに支援を行っている。

キャリア支援センターでは、各学科の意向や学生の就職活動の時期を考慮し、就職支援セミナーなどを開講している。就職支援セミナーについては、シリーズ化し各学科の学習進捗状況や、学科に必要な時期に合わせて実施している。講師はセミナーの講座内容に応じ、キャリア支援センター職員や外部講師を招いている。講座内容は4つに大別され、①履歴書作成や面接などの採用試験対策を中心としたもの、②県内の資格、免許職を取り巻く現状と活躍する卒業生の講話、③ビジネスマナー、スタイリング、メイ

クなどを含めた実践講座、④就職活動報告の学内ポータルサイト入力・点検に伴うサポートを、就職活動の時期とキャリア科目の進行状況とのバランスを考慮し、計画・運営している。

令和３年度のキャリア支援センターが主体的に行った講座やガイダンスは、次のとおりである。

【令和３年度就職支援セミナー 一覧】

＜食物栄養学科 ２年＞

No	日 付	内 容	講 師
1	3 月 24 日	就職活動について ＜キャリア支援センターの利用＞	キャリア支援センター
2	4 月 5 日	就活メイクと履歴書の写真撮影	スタジオクローバー
3	4 月 28 日	履歴書の書き方：自己 PR と志望動機 NG ワードがあることを知っていますか？○○○の書き方を知っていますか？	キャリア支援センター
4	9 月 10 日	ポータルサイトを利用して「就職活動を報告しよう」	キャリア支援センター
5	9 月 18 日	「幼稚園、保育園等合同説明会」	食物栄養学科 キャリア支援センター
6	1 月 12 日	「社会人としての心構え」 ※幼児保育学科と合同	一般社団法人日本スト レスチェック協会
7	個別対応	ポータルサイトを利用して「就職活動を報告しよう」※オンライン (活動報告未登録者対象)	キャリア支援センター

＜食物栄養学科 １年＞

No	日 付	内 容	講 師
1	9 月 18 日	「幼稚園、保育園等合同説明会」	食物栄養学科 キャリア支援センター
2	2 月 8 日	「学内企業就職説明会事前指導」 「実践マナー講習 -就職相談会での 立ち居振る舞い-」※オンライン	キャリア支援センター
3	3 月 2 日～ 3 月 4 日	学内企業就職説明会	キャリア支援センター

＜幼児保育学科 ２年＞

No	日 付	内 容	講 師
1	3 月 25 日	「就職活動についておよび進路アンケート」	キャリア支援センター

2	5 月 24 日	「就職活動について～園選びから内定までの動き、求人票の見方」	キャリア支援センター
3	6 月 28 日	「青森県内の介護福祉士の現状について」	キャリア支援センター 幼児保育学科 専攻科卒業生
4	7 月 14 日	「青森県内の保育者の現状について」	青森県社会福祉協議会 青森県保育士・保育所 支援センター
5	9 月 18 日	幼稚園、保育園合同説明会	幼児保育学科 キャリア支援センター
6	11 月 9 日～ 11 月 11 日	「県外希望者向け保育園説明会」 ※オンライン	幼児保育学科 キャリア支援センター
7	11 月 12 日～ 11 月 13 日	「保育者のたまごたち・園見学ツアー (むつ市)」	キャリア支援センター 幼児保育学科 青森創生人財育成・定 着推進協議会・青森ブ ロック事業
8	1 月 12 日	「社会人としての心構え」 ※食物栄養学科と合同	一般社団法人日本スト レスチェック協会
9	個別対応	ポータルサイトを利用して「就職活動 を報告しよう」※オンライン (活動報告未登録者対象)	キャリア支援センター

< 幼児保育学科 1 年 >

No	日 付	内 容	講 師
1	9 月 18 日	幼稚園、保育園合同説明会	幼児保育学科 キャリア支援センター

食物栄養学科では、主に栄養士関連企業に参加してもらい、就職説明会を行っている。令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常 1 日で実施していた説明会を 3 日間に分散し、少人数で行うことで、対面での説明会を実施している。学生は説明を受けて、企業研究の重要性や意欲、自己アピールの必要性などを感じ、学生一人ひとりが「就職に向けて何が足りないのか」を気づく機会にもなっており、就職に対する心構え・考え方が変化することで、就職率の向上につながっているものと評価している。

幼児保育学科では、平成 27 年度より「幼稚園・保育園合同説明会」を毎年実施し、こちらも少人数及び徹底した 3 密回避により、対面での説明会を実現した。県内から 11 施設が参加し、園担当者からは、園の方針や保育の特徴、求める人材等が説明された（備付・90）。また、約 10 名の出身者が在籍しているむつ市、下北地区の保育園、障

害児入所施設を見学するバスツアーを実施し、保育現場への理解を深める機会となった。

本学では、キャリア科目「キャリアプランニング（演習 1 単位）」15 コマをコモンベークスの卒業必修科目として全学科で開講している。学科の特性や進路を踏まえ、働くことの意義、自己理解・自己分析、職業理解、キャリア形成をカリキュラム化したものである。これは上表のキャリア支援センターが行う「就職支援セミナー」と、時期を連係させている。

就職の状況については、各学科会議で就職状況を確認し、検討課題について議論している。毎月の就職状況などは、部局長会議や教授会などでも報告し、状況を確認するとともに、月々の就職状況を始めとする蓄積されたデータを年度末に分析・検討し、次年度の就職支援に活用している。また、就職状況の具体的な数値や求人動向を踏まえ、学科ごとに適切な就職支援を行っている。さらに、過去の受験報告については、既卒学生がポータルサイト上に残した就職活動報告メモ（匿名）を、学生・教職員ともに閲覧することが可能であり、受験時や個別相談時に活用している。

進学・編入学に対する支援は、クラスアドバイザーをはじめとする学科ごとの教員が、学習支援センターと連携をとりながら行っている。食物栄養学科では、管理栄養士課程の四年制大学への編入学試験を受験した学生または卒業生を、また、幼児保育学科では生涯にわたるキャリア形成を優位にするためにも、本学専攻科福祉専攻へ内部進学した卒業生を、キャリア科目の講師として招き、進路選択とキャリア形成の一助としている。また、短期大学等の専攻科へ進学または、四年制大学へ編入学する学生に対しては「上級学校への進学者に対する奨学金給付規程」（備付・規程集 2-29）により、経済的支援も実施している。さらに、本学幼児保育学科卒業生が本学専攻科福祉専攻に入学する場合は、入学金を免除している。

留学について、国際交流課職員が留学のための各種手続きなど、留学前後の支援を行うとともに、「学校法人青森田中学園海外留学奨励費」により経済的支援を実施している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

令和 3 年度はオンライン教材を用いたリメディアル教育を実施したが、リアルタイムの実施状況の把握などの機能をうまく活用できなかったことが課題である。

長期履修制度について、学科やカリキュラムの特性上、実施の検討を見送ってきたが、18 歳人口が減少する中で、多様な学生の受け入れ方法について検討しなければならない。

長期高度人材育成コースの社会人に限らず、多様な背景を持つ学生を対象とした、教育環境の整備や支援体制の充実を図る必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. 学生のディプロマ・ポリシー（学修成果）の理解度を調査し、低いようであれば説明の機会を増やしていく。
2. 学修成果のアセスメントについて、科目ごとに学修成果の点検を行い、FD 活動などを通じて教育課程全体としての点検、見直しを実施する。
3. 適切な成績評価と GPA の活用について、各学科及び学務委員会が中心となり、継続的な成績評価データの蓄積に加え、成績分布を慎重に分析し、設定された到達目標が適正かどうかを検証していく。さらに、学生表彰の選出に GPA が活用されることを学生便覧に明記し、学生に対する意識付けを行うとともに、優秀学生に向けた学習支援の在り方を研究していく。
4. 学生自身が就職活動報告をポータルサイトに入力し、キャリア支援課は、その状況をポータルサイトから確認することで、よりタイムリーな情報を学生に提供し支援しているが、全員が入力しているわけではない。効果的な就職支援ができるよう、積極的に利用してもらう工夫をする。
5. ラーニング・コモンズについて、学生の図書館利用状況などを把握・点検しながら、例えば学生チューターの登用など、教職員による支援だけでなく学生同士による学修成果の向上・充実を図る。
6. 留学生の派遣について、本学短大生に魅力となる専門分野に関連した短期プログラムを企画し、入学後早期から学生、保護者へ積極的に周知していく。

【改善計画の実態状況】

1. 学生に対して、学生便覧や学長講話で伝えるだけでなく、カリキュラム・マップをもとに、シラバスに授業の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明記したうえで、初回の授業時に学生にディプロマ・ポリシーを意識させている。
2. 「成績評価のガイドライン」「シラバス作成の手引き」を策定し、教員は、それらに基づいてシラバスを作成し、授業を展開している。また、成績分布や授業評価アンケート結果を教員個別単位で確認している。カリキュラム・ツリーの作成を通して、教育課程全体の学修成果の向上を図っている。なお、令和元年度より教学マネジメント委員会を組織し、令和 2 年 10 月にアセスメント・プランを策定した。これにより令和 3 年度からアセスメント・プランに基づき機関レベルから科目レベルまで総合的に学修成果を点検することが可能となった。
3. 「成績評価のガイドライン」「GPA の分布状況」「授業評価アンケート結果」「学修成果の達成状況（成績の推移）・GPA を活用した『学びの質』自己チェックシート」（個人成績のチェックシート）などから、教員は科目ごとの GPC と学生ごとの GPA を把握し、到達目標や成績評価基準の設定やカリキュラム・マップの見直しを行っている。「青森中央短期大学表彰規程」を整備し、内規に定めた GPA の基準に基づき、優秀学生を選出し、表彰している。また、修学指導等に関する

取扱い要項を定め、学生には学期始めのガイダンスや、個人成績のチェックシートを配付する際に、GPAを意識させている。

4. 就職支援セミナー等で継続的にポータルサイトへの入力アナウンスするとともに、ポータルサイトへの就職活動状況報告を「就職活動による公欠願」の返却条件にすることで、利用促進を図った。
5. チューター制度を活用した時期もあったが、現在はワークスタディ制度（教育的配慮の下に学内の業務に補助的に従事させ、職業意識及び職業観の涵養と協調性ある人材の育成に資するとともに、経済的事情により就学困難な者に一層の経済的支援を図ることを目的とする制度）を活用し、学生同士での支援を図った。
6. 海外留学については、5泊6日の短期プログラムを準備し、比較的留学しにくいとされている短期大学において、手軽で魅力ある海外留学プログラムを整備している。また、新型コロナウイルスの影響で難しくなった実留学の代替として、オンライン留学プログラムを複数提供した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

リメディアル教育については、入学前教育からオンライン教材を提供し、入学直後に実施状況を学科で共有することで、基礎学力等が不足する学生を早期発見し、学生支援につなげられるようにしていく。

18歳人口の減少に加え、社会人の学び直しの機会提供や、子育て世帯等が働く時間や家族の時間を確保できるよう、令和4年度より長期履修制度について検討していく。

多様な背景を持つ社会人学生の教育環境の整備や支援体制の充実を図る取り組みとして、例えば子育てと両立して勉学に励む社会人を対象とした奨学金制度の導入などを検討していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

備付資料	23	2021年度個人研究費・学長裁量経費及び特別研究等運営費ハンドブック（短大）
	44	ウェブサイト「教員紹介」 https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/food/teachers https://www.chutan.ac.jp/faculty_packaging/infant/teachers
	91	教員個人調書〔様式21〕
	92	教育研究業績書〔様式22〕 過去5年間（平成29年度～令和3年度）
	93	非常勤教員一覧表〔様式23〕
	95	青森中央短期大学研究紀要 過去3年間（令和元年度～令和3年度）
	96	FD活動一覧（令和元年度～令和3年度）
	97	SD活動一覧（令和元年度～令和3年度）
	98	研究倫理審査部会運営要領
	99	研究倫理審査Q&A
	100	ウェブサイト「学術懇談会・外部資金研究会」 https://www.aomoricgu.ac.jp/publication/academic/academic_round_table/ ※併設の青森中央学院大学のサイト
	101	令和3年度研修日一覧
	102	青森中央短期大学 望ましい教員像
	103	青森中央学院大学・青森中央短期大学事務局職員像
	104	SDマップ
備付資料-規程集	1-2	学校法人 青森田中学園 組織規程
	1-4	学校法人 青森田中学園 職員就業規則
	1-5	学校法人 青森田中学園 非常勤教員規程
	1-51	学校法人 青森田中学園 SD活動規程
	2-8	青森中央短期大学 教員選考規程
	2-9	青森中央短期大学 教員選考（採用・昇任）に関する規則
	2-12	青森中央短期大学 公的研究費等の取扱いに関する規程
	2-13	青森中央短期大学 個人研究費規程
	2-21	青森中央短期大学 教学マネジメント委員会規程
	2-31	青森中央短期大学 研究倫理指針
	2-32	青森中央短期大学 『人を対象とする研究倫理』ガイドライン
	2-33	青森中央短期大学 研究活動行動規範
	2-34	青森中央短期大学 研究活動の不正行為の防止等に関する

る規程

【区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学では、以下のように教員組織が編成されており、その専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

【青森中央短期大学専任教員表（令和3年5月1日現在）】

学科・専攻名 (専攻科を含む)	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助 手	非 常 勤 講 師	備 考
	教授	准授	講師	助教	計						
食物栄養学科	4	3	4	1	12	5		2	3	33	家政関係
幼児保育学科	4	5	3	2	14	8		3	1	12	教育学・保 育学関係
(小 計)	8	8	7	3	26	13		5	4		
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数(ロ)							4	2			
合 計	8	8	7	3	25	17		7	4		

本学専任教員の年齢構成は、平均年齢で教授 62.8 歳、准教授 45.3 歳、講師 53.0 歳、助教 33.7 歳となっている。学科別においても次表のように推移しており、問題なく組織されている。

【年齢別教員数（令和3年5月1日現在）】

大学名	学部学科	～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
青森中央短期大学	食物栄養学科	0	1	3	3	5	0
	幼児保育学科	1	1	7	2	1	2

本学では教員の採用時には、学位、教育実績、研究業績などの確認に必要な書類、証明書などの提出を求めている、それらを厳正に確認した上で採用している（備付-91,92）。その過程において、設置基準を充足していることを確認している。

専任教員の職位については、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の定める基準に準拠し「青森中央短期大学教員選考規程」（備付・規程集 2-8）、「青森中央短期大学教員選考（採用・昇任）に関する規則」（備付・規程集 2-9）を定めて運用している。

また、栄養士養成施設、保育士養成施設、幼稚園教諭二種・栄養教諭二種の免許状を取得できる教員養成課程、本学で取得可能な資格の養成施設に必要な教員についても、それらの設置基準に定める必要な教員数を配置しており、それぞれの設置申請書、東北厚生局が定める報告書において確認している。

専任教員の配置は学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき適正に配置され、非常勤教員についても、本学「学校法人青森田中学園非常勤教員規程」（備付・規程集 1-5）に基づいて採用し、保有学位や教育実績などを勘案しながら、それぞれの学科に適切に配置している（備付-93）。

実習・実験等の科目では、必要に応じて助手等が補助し、安全確保ならびに学習のサポートに努めている。

教員の採用、昇任は「青森中央短期大学教員選考規程」（備付・規程集 2-8）に基づき、厳正な審査の基に行われている。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、その他）は、公開されている研

究業績や、毎年刊行されている「青森中央短期大学研究紀要」（備付-95）から、学生の学び、教育実践に十分に還元されていることがうかがえ、教育課程編成・実施の方針に基づき成果を上げている。各専任教員は論文発表、学会発表、学会活動、その他国際会議の出席などについて、毎年研究活動の計画および活動報告を行っている。教員の研究活動は、本学ホームページで随時閲覧確認できる形をとっており、各専任教員の研究・教育業績の記録を効率的に確認かつ公開できるよう、「researchmap」を導入している（備付-44）。さらに、専任教員のより一層の教育研究活動の推進を図るため、「学長裁量経費」（備付-23）も運用しており、令和3年度は6件申請、採択されている。

外部資金獲得については、公募情報を学内専用サイトおよび一斉メールにて教員に随時周知し、申請書作成のフォローを行っている。特に科研費については、併設の青森中央学院大学との共催で例年「科研費公募要領等学内説明会」を実施し、申請・獲得を支援しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、実施が見送られた。代替措置として、一斉メールでの説明と資料・情報提供、および、必要に応じて個別フォローを行った。過去3年間、毎年度科研費を申請し獲得に向け努めているが、採択には至っていない。

専任教員の研究活動については、「青森中央短期大学公的研究費の取扱いに関する規程」（備付-規程集 2-12）、「青森中央短期大学個人研究費規程」（備付-規程集 2-13）に加え、「青森中央短期大学研究活動行動規範」（備付-規程集 2-33）、「青森中央短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」（備付-規程集 2-34）、「青森中央短期大学研究倫理指針」（備付-規程集 2-31）、「青森中央短期大学『人を対象とする研究倫理』ガイドライン」（備付-規程集 2-32）が定められ、これらに基づいて行われている。さらに、人を対象とする研究の実施にあたっては、上記規程のほか「研究倫理審査部会運営要領」（備付-98）、「研究倫理審査 Q&A」（備付-99）により研究倫理審査の制度・体制が整えられている。また、研究倫理教育については、研究費を支給される全教員を対象に、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）」の受講を原則5年度ごとに義務付けているほか、専門家を講師に招聘し研究倫理研修会を実施するなど、充実が図られている。これら本学の規程や取組みについては、ホームページ内教職員専用サイトや資料配布、会議での趣旨説明を通じて学内教員に周知を行っている。

研究成果を発表する場として「青森中央短期大学研究紀要」を年1回発行し、令和3年度は7本掲載されている。また、教員の研究意識向上や情報交換、外部資金の申請・獲得の支援等を目的とした学内研究会「学術懇談会」（備付-100）を、併設の青森中央学院大学研究推進委員会との共催で、令和3年度は計4回実施している。食物栄養学科では、毎年2月末に学科内学術懇談会を実施し、互いの研究テーマをピア・レビューし、研究活動の活性化を推進している。

本学の研究特色は、将来ビジョン「情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学」のもと、「食育」に関して体系的に計画を立て、青森県の短命県返上の取組みと「青森県食育推進計画」に連動し、地域の多様な行為主体と連携、協働しながら「ヘルスコミュニケーションを用いた食育活動の展開～青森を健康長寿

県とする食育拠点づくり～」事業を展開・実践していることにある。この事業を本学の研究ブランディングに位置づけ、食物栄養学科・幼児保育学科それぞれの専門分野から最新の知見を投影している。令和 3 年度は、子どもとその保護者世代を対象として、食文化保護継承のための食育プログラムを、前年度に引き続き附属幼稚園・系列保育園と連携して実証研究を行った。

専任教員の研究室は、助教以上の教員に配置しており、食物栄養学科、幼児保育学科教員は 2 号館 2～4 階にそれぞれ配置している。また、食物栄養学科助手室は 1 号館 1 階、幼児保育学科助手室は 2 号館 3 階にそれぞれ配置し、さらに学科の打ち合わせ用として 2 号館 4 階にミーティングルームを配置し、有効利用している。

研究・研修時間の確保を目的として、専任教員には週に 1 日（助教・助手は半日）の研修日を設け、研究や自己研鑽の時間にあてている（備付-101）。夏期や冬期の長期休業期間には、各学科から交代で 1 名の学内研修を務めてもらう以外は、研究・研修の時間にあてている。また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関しては、学長が必要と認めた場合には、それぞれの事情に合わせて柔軟に対応できる体制を整えている。

本学の FD 活動については、教学マネジメント委員会が中心となって実施し、「教学マネジメント委員会規程」（備付-規程集 2-21）に基づき FD 活動を実施している。令和 3 年度は大学全体で 2 回、青森明の星短期大学との共同 FD 研修会を 1 回開催し、「青森中央短期大学 望ましい教員像」（備付-102）に基づき、授業・教育方法の改善を行っている。なお、併設の青森中央学院大学との共催や、法人本部で開催される FD 研修会にも自主的に参加しており、積極的に教育改善に努めている（備付-96）。

青森中央短期大学 望ましい教員像

1. 建学の精神および教育の理念を十分に理解し、情熱と高い倫理観をもって教育・研究に取り組む教員
2. 教育活動に必要な知見と経験を有し、教育目標の実現に向けて学生一人ひとりの能力を引き出し、責任をもって学生を支援する教員
3. 研究者としての社会的な責務を果たし、研究成果を社会に広く還元する教員
4. 本学の特徴を理解し、他の教職員と協力・協働し信頼関係を築き、主体的に自らの役割及び職務を遂行する教員
5. FD・SD 研修などに積極的に参加し、継続的に研鑽を深める教員

第 1 回は、佐賀大学皆本晃弥教授による、「ティーチング・ポートフォリオ研修」を行った。本学では研修以前より「簡易版ティーチング・ポートフォリオ」の作成を行っていたが、あくまでも個人用として作成していたため、皆本氏より組織的かつ有効的なティーチング・ポートフォリオの活用方法について学んだ。

第 2 回の青森明の星短期大学との共同 FD 研修会では、東北学院大学稲垣忠教授による「ICT 教育について」の演題のもとオンラインで研修が行われ、ICT 教育の現状を把握し、大学教育との関りと今後の課題を明確にした。

本学は各学年 4～6 名程度「FD 学生スタッフ」を任命し、学生と教職員とで、前期・後期 1 回ずつ学生参加型 FD 研修会を実施している。学生から直接意見を聴取することで、授業改善のみならず、学修環境改善につなげている。

【令和 3 年度 FD 研修会等一覧】

	内容	日程	参加人数
令和 3 年度 青森中央短期大学 第 1 回 FD 研修会 (オンライン)	ティーチング・ポートフォリオとは？－組織的な導入のポイント 講師：佐賀大学 理工学部 教授 皆本 晃弥 氏	令和 3 年 9 月 6 日	教職員 21 名
令和 3 年度 青森中央短期大学・青森明の星短期大学共同 FD 研修会 (オンライン)	ICT 教育について 講師：東北学院大学 文学部 教授 稲垣 忠 氏	令和 4 年 3 月 22 日	教職員 40 名

【令和 3 年度学生 FD 研修会等一覧】

	内容	日程	参加人数
令和 3 年度 青森中央短期大学 第 1 回学生 FD 研修会	「青森中央短期大学学科別座談会」	食物栄養学科 令和 3 年 9 月 7 日	教員 4 名 食栄 FD 学生 スタッフ
		幼児保育学科 令和 3 年 9 月 30 日	教員 3 名 幼保 FD 学生 スタッフ
令和 3 年度 青森中央短期大学 第 2 回学生 FD 研修会 (オンライン)	「後輩に伝える青森中央短期大学の良さ・魅力とは？」	令和 4 年 2 月 8 日	教員 4 名 食栄・幼保学生 FD スタッフ

これらの学修成果を向上させるための各活動が分断的にならないよう、青森中央短期大学では各部門の長を中心とした部局長会議を設置し、各委員会活動の情報共有や活動調整を実施しており、各部門の連携を推進する場にもなっている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学修成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

「青森中央学院大学・青森中央短期大学事務局職員像」(備付-103)のもと、本学事務組織は教育研究を支援するため「学校法人青森田中学園組織規程」(備付-規程集 1-2)で定められた組織で構成されており、業務内容も規程に明記され責任体制が明確化されている。

青森中央学院大学・青森中央短期大学 事務局職員像

本学は、学園創立以来、教育理念である「実学教育」を志向して、建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」を一貫して堅持し、豊かな人間性・高い倫理性を基に、幅広い教養と高い専門的能力と技能を備えた有為な人材を地域社会へ輩出してきました。

近年、世界や地域を取り巻く環境が激しく変化し、青森地域においても、少子化が急速に進行する中で、時代の要請に応える有為な人材をこれからも育成し続けるためには、複雑化する課題にも対処できる職員の能力開発と組織力の向上が必要だと考えます。

よって、本学は建学の精神に基づいた明確な職員像をここに掲げます。

① 学生第一の最適解を見出し、実行できる職員

職員が、学生の充実した日々を支援するには、多くの選択肢から最適な答えを導き出し、積極的に実行に移さなければなりません。そのために、様々な事象に対して、多角的な思考で情報を収集・分析し、主体的に解決策を計画・実行する職員を目指します。

② 信頼関係を構築し、協働できる職員

個々の職員が能力を発揮し、組織が大きな成果を収めるには、他者を尊重して信頼関係を構築し、あらゆる人と協力する必要があります。そのために、思いやりの心を基礎として、自己と他者を理解することに努め、コミュニケーションを取りながら、協調して仕事ができる職員を目指します。

③ 学ぶ意欲を常に持ち、自己研鑽できる職員

本学が永続的に発展し続けるには、組織としての成長に加え、個人の成長も欠かせません。そのために、社会人としての基本となるマナーをはじめ、幅広い知識と深い専門性を身に付け、常に向上心を持って学び続ける職員を目指します。

④ 自己を管理し、充実感を持って仕事ができる職員

職員が社会人として豊かな人生を送り、自己実現や長期的な目標を達成するには、組織的な取り組みとともに、セルフコントロールに努め、心の張りを保ちながら仕事ができることが大切です。そのために、自らの感情や意欲・モチベーションをはじめ、時間や体調を管理できる職員を目指します。

事務職員の所属に関しては、各課の業務内容や目的に応じて適切に配置している。また、毎年学内外で開催される研修会やシンポジウム、フォーラムなどのイベントに参加(令和3年度は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD フォーラム 2021)にオンライン参加)することにより、それぞれの担当分野における知識や技能の更なる充実に努めている。

【職員に関する事項(令和3年5月1日現在 単位:人)】

区分	青森中央短期大学	青森中央学院大学 (併設)	青森中央学院大学 地域マネジメント研究所 (併設)
専任職員	21	58	1

事務関係諸規程は適切に備えられており、これらに基づき事務組織の運営を行っている。諸規程は年度末に総務課において見直しを行い、規程集として適切に管理・保管している。

本部棟1階の本部事務局に総務課、学務課、国際交流課、研究支援・地域連携課が集約されており、同1階には入試広報課も配置されている。キャリア支援課は、求人票の掲示スペースや就職に関する個別相談に対応する関係上、7号館1階に配置され、業務にあたっている。学習支援課は、学習相談・学生生活相談・健康相談等、悩みを抱える学生が足を運び、十分なケアができる環境を整えるため、学生相談室と健康管理室を並列で7号館1階に配置している。

全ての職員は、専用のパソコンを所有しており、情報機器の割り当ては適切に行われている。また、それぞれの担当業務に必要な備品を配備しており、不足などが生じた場合には、適宜補充している。

令和3年度のSD活動は、「青森中央学院大学・青森中央短期大学職員像」および「SDマップ」(備付-104)に基づき職員合同SD研修会を年2回開催し、「学校法人青森田中学園SD活動規程」(備付-規程集1-51)に則った適切なSD活動を展開している。職員のSD活動は事務局職員で組織されたSDプロジェクトメンバーを中心として内容が検討され、年度でテーマを決定し繋がりをもって研修するよう工夫されている。令和3年度も令和2年に引き続き、新型コロナウイルスの状況を踏まえながらの研修計画が求められ、会場を分けオンライン中継するなどし、感染対策を徹底して開催した。SD研修会後にはアンケートを実施し、取りまとめた結果については、必ずSDプロジェクトから全職員へフィードバックするとともに、意見を取り入れ改善を図っている。

本学は職員だけでなく、教員を対象としたSD研修会や、教職員合同のSD研修会も実施しており、教職員に必要とされているタイムリーな情報や知識を提供するよう工夫している(備付-97)。

【令和 3 年度 SD 研修会一覧】※時系列順

	内容	日程	参加人数
令和 3 年度 青森中央学院大学・青森中央短期大学 合同教員対象 SD 研修会	「本学園における IR の取組について」	令和 3 年 8 月 4 日	教員 71 名 職員 6 名
令和 3 年度 第 1 回事務局合同 SD 研修会	「ロジカルシンキング研修」	令和 3 年 8 月 30 日	職員 46 名
令和 3 年度 教職員（希望者）対象 SD 研修会	「オンライン授業基本操作研修」	令和 3 年 9 月 15 日 令和 3 年 9 月 21 日 （各日午前・午後計 4 回）	教職員 42 名
令和 3 年度 青森大学・青森中央学院大学・青森中央短期大学 合同研修会	「地方大学における IR の推進に向けて」	令和 3 年 10 月 14 日	教職員 8 名
令和 3 年度 第 2 回事務局合同 SD 研修会	「クリティカルシンキング研修」	令和 3 年 12 月 28 日	職員 57 名

上表の合同 SD 研修の他、入職から 1 年未満の新任職員を対象に「新任者研修会」を実施し、本学園の建学の精神や沿革ならびに総務・教務系の基礎知識を学ぶ場を設けている。また、コロナ禍において、いつでもどこでも研修ができるよう、新任者用のオンデマンドプログラムも準備している。

本学では平成 27 年度から継続的に月 1 回程度、就業時間内で自主 SD 勉強会を開催している（繁忙期を除く）。令和 3 年度はコロナ禍のため例年 8 回から 10 回程度で実施してきた勉強会の回数が大きく減ってしまったが、本取組は、職員一人ひとりの知識の向上だけでなく、プレゼンテーション能力やディスカッション能力の向上も期待され、参加職員のレベルアップの一端を担っている。

事務局長は、日常的な業務の見直しや改善について、年度始めの事務局の事業計画などとあわせて全職員に周知しているほか、次長・課長会議においても、随時業務についての改善を求め、各課が実行している。この会議は各部署が情報を交換し、連携を深め、協力して円滑な学校運営を行うために機能しており、学修成果向上に貢献している。また、毎朝実施されている各次長・課長間の業務調整は、職員朝礼とあわせ、事務局全体が情報を共有し有機的に活動するための役割を果たしている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については「学校法人青森田中学園職員就業規則」（備付・規程集 1-4）に基づいて適正に管理されており、1 週当たりの就業時間は 40 時間と定められている。

教育職員に対しては、週 1 日（助教・助手は半日）の研修日が設けられるように時間割上の配慮がなされているほか、学生の長期休業期間中には業務に支障のない範囲で研修期間が設けられており、就業規則上も自宅研修を認めている。

事務職員の勤務は就業規則により「1 ヶ月単位の変形労働時間制」となっており、オープンキャンパス、入試業務などによる土・日曜日出勤に対応できる体制になっている。また、学生の学修環境向上のために、図書館の開館時間延長（午後 9 時まで）や課外の学修指導に対処するため、始業時間を遅らせるなど柔軟な勤務時間を就業規則に明記し、適正に管理している。

職員就業規則はホームページ内の「教職員専用サイト」で閲覧が可能で、全教職員に周知されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は教職員が適切に組織されており、FD・SD 活動も組織的に実施されている。しかし、これからはますます加速する時代の変化に柔軟かつ素早く対応していくため、中・長期的な視点で高等教育の在り方を考えることができる教職員の育成が急務である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

<根拠資料>

- 備付資料
- | | |
|-----|------------------------------------|
| 10 | 災害時における避難所としての施設使用に関する協定 |
| 105 | 校地、校舎に関する図面 |
| 106 | ウェブサイト「情報公開」 |
| | （校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること） |

https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures

- 107 図書館案内
- 108 青森中央学院大学・青森中央短期大学 図書館資料収集方針
- 109 図書館資料廃棄に関する内規
- 110 ウェブサイト
「ビオトープオープンエデュケーションサイト」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/activity/chutan_biotope
- 111 危機管理マニュアル
- 112 学校法人青森田中学園 自衛消防団組織図
- 備付資料-規程集 1-15 学校法人青森田中学園 固定資産及び物品管理規程
- 1-22 学校法人青森田中学園 危機管理規程
- 1-23 学校法人青森田中学園 防災規程
- 1-57 学校法人青森田中学園 情報セキュリティポリシー

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障害者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は情報資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用した教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地・校舎は、併設の青森中央学院大学と併用して使用している。校地面積は 125,077 m²、校舎の面積は 26,943 m²となっており、いずれにおいても、短期大学設置基準の規定を充足している（備付-105,106,基礎データ [様式 11]）。

運動場についても、併設の青森中央学院大学と共用で、3号館（第1体育館・瑞力館）、10号館（第2体育館）、柔道場、サッカー場、野球場、屋内練習場、テニスコート、ハンドボール場を設置しており、十分に確保されている。

校地と校舎は、いずれもバリアフリーへの対応がなされており、各棟の入口にはスロープが設けられている。また、本部棟、3号館（第1体育館）、7号館、9号館、10号館（第2体育館）には、障がい者も利用可能なトイレを設置するほか、エレベーターには点字による操作表示がなされている。さらに、エレベーターが整備されていない1号館には、自走式の車いす階段昇降車を備え付け、食物栄養学科の専用教室である2階の調理室、幼児保育学科の専用教室である3階の造形演習室までのアプローチを可能としている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室などは、各校舎に整備されており、講義室24室、演習室7室、実験実習室13室、情報処理演習室3室を整備している。

上述の各講義室などには、講義・演習・実験・実習等に必要な機器が、栄養士養成課程、保育士養成課程に必要とされる基準を充足する形でも整備されており、主要な教室にはAV機器、スクリーン、プロジェクタが設置されている。3室ある情報処理室には合計160台を設置、アクティブ・ラーニング教室には合計50台の学生用パソコンを備え付けている。アクティブ・ラーニング教室では、机を自由に組み合わせてのグループワークや、備付ノートパソコンを活用し、インターネット等を介した授業の実施も可能である。

また、地域の自然を学べる生きた教材である『ビオトープ』が学内に設置されており、「センス・オブ・ワンダー」をコンセプトに、授業での活用・学生サークル活動での活用・附属幼稚園の保育活動での活用・地域への活用を四つの柱とし有効活用されている（備付-110）。

学習資源センターとしての役割は、本学の場合図書館が果たしており、図書館の面積は、2,139 m²である。ラーニング・コモンズを含めた本学の図書館は、閲覧席318席、104,000冊が収納可能な設備を有している（備付-106,107）。学園で保有している蔵書数は101,457冊（うち外国書5,403冊）である。学術雑誌受入タイトル数は192誌（うち外国書が44誌）、電子ジャーナルタイトル数は34誌（うち外国書20誌）であるほか、映像資料を1,731点整備している。なお、上記のうち、短期大学として所有している図書の状況などは次の通りである。

【青森中央短期大学図書状況一覧（令和3年5月1日現在）】

学科・専攻課程	図書	学術雑誌		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	[うち外国書] (冊)	[うち外国書] (種)	電子ジャーナル [うち外国書]			
食物栄養学科	4,121[0]	17[2]	2[2]	85		
幼児保育学科	7,494[19]	24[2]	0[0]	113		
専攻科福祉専攻	422[0]	9[0]	0[0]	33		

図書館では、「青森中央学院大学・青森中央短期大学図書館 資料収集方針」（備付-108）および「図書館資料廃棄に関する内規」（備付-109）に則り、資料の収集および廃棄を行っている。収集については、教員選定を毎年前学期に実施し、学科の特性をふまえた図書の収集を行っているほか、学生リクエスト図書も随時受け付けており、学生の希望した図書が購入できるシステムを整備している。

本学では体育館（瑞力館）を整備しており、その面積は 2,325 m²である。短期大学の体育館の主な用途は、入学式・卒業式等諸行事のほか、幼児保育学科の体育実技系の科目およびサークルなどが使用している。また、平成 30 年度に第 2 体育館（2,242 m²）が整備されたことで、今まで併設大学の強化指定サークルが放課後使用の大半を占めていたが、短期大学のサークル活動に割り当てる時間を大幅に増やすことが可能となった。

スクリーンやプロジェクタ等が備え付けられている主要な教室以外でも、ICT を活用した授業が適切に実施できるよう、授業専用ノートパソコンを 5 台、持ち運び可能なプロジェクタを 3 台、可動式スクリーンを 4 台準備している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業の必要性が高まり、教員の ICT リテラシー向上のため、専任教員に対し常に準備を呼びかけた結果、全ての教員が遠隔授業を実施できるまでとなったが、オンデマンド（録画視聴）型の授業や非常勤講師の遠隔授業を支援するため、遠隔授業専用のノートパソコン 4 台、iPad4 台、web カメラ 4 台、イヤホンマイク 4 台、ビデオカメラ 2 台、ビデオキャプチャー 2 台、スピーカーフォン 1 台を準備し、対面型授業から遠隔授業へ移行した際、通常、対面授業で使用している教室 3～4 室を、素早く「簡易スタジオ」へ変更する準備も整えた。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産及び物品の管理については「学校法人青森田中学園固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集 1-15）により、電気設備点検、消防設備点検、エレベーター設備点検、ガス点検、給水設備点検、水道水質検査など、適正に定期点検を実施し、施設設備、物品を維持管理している。

本学は火災・地震発生時に対応した「危機管理規程」（備付-規程集 1-22）、「防災規程」（備付-規程集 1-23）、「危機管理マニュアル」（備付-111）などの諸規程を整備して

いる。また教室ごとに火元取扱責任者を配置し、定期的に管理・点検を行っている。また、本学園では自衛消防団が組織されており、理事長・学長を隊長とし、全設置校の教職員が「救護班」「消火班」「避難誘導班」「搬出班」「指揮連絡班」の 5 班にそれぞれ配置されている。災害が発生した場合は速やかに動けるよう、配置および役割は、年度初めの学園研修会で確認している（備付-112）。

さらに、本学園は「防災に強い大学」を確立するため、学園推進プロジェクトとして事務局職員から構成される「防災プロジェクト」を組織し、防災体制・防災設備・備蓄等を整え、本学の特色を活かした防災活動に取り組むとともに、学園の防災意識向上と防災システムの点検・改善を行っている。本組織では、例年避難訓練を年に 1 回実施しているが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。避難訓練実施の際は、学生・教職員が速やかに安全確保できるよう、避難方法・避難経路や教職員の緊急時における役割を確認するとともに、専門業者による消火器を使った消火指導も実施している。また、キャンパス内にある 3 つの学生寮においても、年に 1 度避難訓練を実施し、日頃から学生・教職員の災害に対する危機意識を高めるよう努めている。非常食などの備蓄品については段階的に購入を進め、1,800 食（寮生が 3 日間過ごすことのできる数量）を備えている。また、キャンパス内の建物は全て耐震基準をクリアしている。

危機管理マニュアルにある「事象別危機管理マニュアル」では、地震、風水害、火災、事件・事故、交通事故、不審者、感染症、新型インフルエンザ、盗難・破損、犯罪発生などに関する緊急時の具体的対応が示されている。

新型コロナウイルス感染症の全国的な流行を受け、「危機管理規程第 7 条」および「事象別危機管理マニュアル（感染症）」に基づき、理事長を本部長とした「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症に関わる様々な事案について検討を重ねてきた。入構検温の実施、手指消毒の徹底、3 密を徹底回避（座席指定、履修人数制限、教室の換気等）、県外出張の規制などにより、コロナ禍においても、年間のほとんど（5 月 14 日～22 日のみオンライン授業期間）を対面で授業することができた。

平成 28 年度より、青森中央学院大学、青森中央短期大学を設置する学校法人青森田中学園と青森市が「災害時における避難所等としての施設使用に関する協定」（備付-10）を締結している。地震などの災害時に本学 3 号館（第 1 体育館）、9 号館（学術交流会館）、野球場、10 号館（第 2 体育館）、11 号館（屋内練習場）を避難場所および避難所として運用でき、760 名の市民を収容することが可能となっている。

情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」（備付-規程集 1-57）に基づいて各事務局員が使用するパソコンにアンチウイルスソフト（ESET Endpoint Antivirus）を必ずインストールし、サーバでウイルス定義ファイルの更新状況や検知状況を把握できる体制を整えている。このほか、ファイアウォールの構築や、メールサーバでのウイルスチェックなども併用している。

教職員の ID・パスワードについては、図書館情報センターの限られた職員しかアクセスできないよう管理されており、外部漏えいの可能性を極力抑制するよう努めてい

る。

省エネルギー対策として、キャンパス内の LED 化が完了し、廊下・ホールなどに人感センサーを設置しているほか、各照明スイッチに節電に対する啓蒙シールを貼付するなど、学生・教職員に対する意識づけをしている。その他、冷暖房の温度設定、土日祝日は、本部棟および 7 号館のエレベーター使用頻度により 2 基のうち 1 基の停止、6 月から 9 月までの期間においてはクールビズを実施し、消費エネルギーを抑えるよう努めている。紙で印刷していた会議資料や授業の資料は、Microsoft365 の導入により web 上にアップロードし閲覧することで、ペーパーレス化も進んでいる。

また、地球環境保全の一環として、翔麗祭（学園祭）の模擬店において、デポジット（預り金）制度を採用し、各模擬店で物を提供する際にプラスチック容器ではなくリユース食器を使用している。ただし、令和 3 年度の翔麗祭はコロナ禍により中止としたため、この取組みを実施することができなかった。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学は教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備し、有効的に活用できている。ただし、現在新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、なるべく広い教室を配置し、座席指定をすることにより、後部座席の学生よりホワイトボードやスクリーンが見えづらいという声が挙がっているため改善していかなければならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料	105	校地、校舎に関する図面
	106	ウェブサイト「情報公開」 （校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること） https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
	113	学内LAN 配置図
	114	学内ポータルサイト使用マニュアル
	115	パソコン必携の手引き 2022 ICT GUIDE
	116	遠隔授業実施ガイドライン（教員用）
	117	遠隔授業実施ガイドライン（学生用）
	118	オンライン授業基本操作マニュアル（教員用）
	119	オンライン授業基本操作マニュアル（学生用）
備付資料-規程集		特になし

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学修成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学修成果獲得のための情報処理教育を実施している。情報処理棟である 5 号館には専門職員を配置し、学園全体の設備・システムの保守業務をはじめ、学生のパソコン利用環境の整備や操作指導の支援にあたっている。

各学科では、「情報処理演習Ⅰ（必修）」「情報処理演習Ⅱ」を開講し、技術向上に関するトレーニングの機会を学生に提供している。また、食物栄養学科では、初年次教育である「アカデミックスキルズ入門」「スタディスキルズⅠ」内で、数理・データサイエンス・AI 教育を取り入れており、デジタル社会において、これらを日常生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身に付けることを目的として実施している。

ポータルサイトの利用法について、新入生に対して必ず入学時のガイダンスにおいてレクチャーしており、教職員に対しても「学内ポータルサイト使用マニュアル」（備付-114）を公開し、情報リテラシー向上に努めている。さらに、令和 2 年度から Microsoft365 の使用を強く推奨しており、授業内での資料配布、課題提出および教員への各種問い合わせなどは、パソコンやスマートフォンを通して実施する科目を増やし、学生が恒常的に ICT を活用するよう支援している。また、令和 4 年度新入生より、ノートパソコンの必携化を実施することにより、ICT の活用需要が更に高まるため、教職員に対し積極的な活用の準備を呼びかけているとともに、新入生ガイダンス時に配布用の「パソコン必携の手引き」（備付-115）も準備した。

さらに、教員および学生の遠隔授業を支援するため、「遠隔授業実施ガイドライン」（備付-116,117）並びに「オンライン授業基本操作マニュアル」（備付-118,119）を作成し、情報リテラシー向上のための資料を提示している。

設備などの維持、更新については定期的に更新を実施し、計画的にセキュリティを確保している。5号館にある演習室のハードウェア・ソフトウェアについては、定期的に更新を行っており、令和2年度末には、3つの演習室に備えられていた160台のデスクトップを、全て最新モデルのノートパソコンに入れ替え、向上・充実を図っている。また、アクティブ・ラーニング教室に備え付けられているノートパソコンも、令和3年度全台の入れ替えが完了した。

各学科においては、免許・資格取得に必要な施設および機器備品類を、各種法令に基づき適切に設置し、更新が必要な備品・破損している備品などのチェックは、年度末に各学科と総務課が共同で点検・確認を行っている。

情報資源の分配についても更新と同様に実施しており、教育環境の整備上、必要に応じ実施している。

上述のように、本学は情報処理棟（5号館）に160台のパソコンを配備して運用しているほか、授業用として事務局に5台の貸出用ノートパソコンを備え付けている。また、教職員に各1台のパソコンを配備しており、学校運用に活用している。

学内の各所には無線LANのアクセスポイントを整備している（備付-113）。これにより、教員が研究室で準備したスライド資料や動画教材を、クラウドを介して教室で提示することができるようになることに加え、学生が自身のノートパソコンを用いての情報検索や課題の作成・提出ができるようになっている。また、Microsoft365を導入したことで、教室を問わずインタラクティブに授業を展開する、いわゆるアクティブ・ラーニング環境を発展させることができている。さらに、本学園内で使用できるフリーWi-Fiを1Gから3Gへ拡張したことにより、動画や資料等を手元のパソコンやスマートフォンから閲覧できるよう工夫する科目も増加している。

また、簡単な小テストをスマートフォン等からFormsにより解答させ、リアルタイムで集計結果に対するフィードバックが可能となり、ICTを活用した効果的な授業が展開できている。

本学は3室の情報処理演習室の他、各主要教室にプロジェクタ、スクリーンを整備し、パワーポイントやDVDなどの視聴覚資料を用いた講義を行い、教育課程・実施の方針に基づく学修成果の獲得に寄与している。図書館にも貸出用のパソコンを30台常備しており、図書資料と併せて使用することで、学習効果を高めてもらうよう工夫している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学では時代のニーズに合わせ柔軟に教育内容を変化させ、それに応じた教育設備等を整えてきたが、令和4年度新入生から実施するパソコンの必携化について、学生が入学時からつまづかないよう、あらゆる角度からトラブルの可能性を検討しておくなければならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料	7	第二期中期計画「こぶしの花プラン」
	8	ウェブサイト「将来ビジョン・長期計画・中期計画」 https://www.chutan.ac.jp/college_information/vision
	30	活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式 1〕
	31	事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕
	32	貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式 3〕
	33	財務状況調べ〔書式 4〕
	34	資金収支計算書・資金収支内訳表
	35	活動区分資金収支計算書
	36	事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
	37	貸借対照表
	38	ウェブサイト「情報公開」（法人の概況） https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
	39	学校法人の概要（令和 3 年度）
	40	青森田中学園中期経営計画（2021 年～2025 年）
	41	青森田中学園中期経営計画 2022年度重点事項
	42	青森中央短期大学教員研修会資料（令和 4 年度）
	43	収支予算書（令和 4 年度）
備付資料	120	ウェブサイト「奨学寄附金」 https://www.chutan.ac.jp/college_information/support/shogakukifu
	121	青森田中学園キャンパスグランドデザイン
	123	青森中央短期大学イメージ調査
備付資料-規程集	1-14	学校法人青森田中学園 資産運用規程
	1-59	学校法人青森田中学園 奨学寄附金取扱規程

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適切である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

学校法人全体の資金収支差額は、令和元年度は△104,887千円、令和2年度は100,750千円、令和3年度は81,896千円となり、令和元年度においては、施設設備を維持するための大規模な改修工事が行われ、修繕費が嵩んだことに原因がある（提出-30,35）。

事業活動収支差額は、令和元年度は25,726千円、令和2年度は59,793千円、令和3年度は157,831千円と均衡しており、過去3年間に於いて収入超過となり健全な財務状況を維持している（提出-31,36）。

令和元年度では、大規模な改修工事を実施し、令和2年度では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全学生に修学支援金を支給し、演習室のパソコン等の入替更新に伴う経費等が計上された。令和3年度においては、前年度に計上した経費について計上されないため、157,831千円の収支差額が生じた結果となった。

事業活動収支差額比率は、令和元年度は0.9%、令和2年度は2.2%、令和3年度は5.6%となった。

貸借対照表を見ても、特定資産の総額が、令和元年度は36億7,308万円、令和2年度は38億7,665万円、令和3年度は40億7,936万円計上している。流動資産の現金預金は、令和元年度は15億9,839万円、令和2年度は16億9,914万円、令和3年度は17億8,103万円計上している。負債額については、総負債比率が令和元年度は6.4%、令和2年度は7.1%、令和3年度は6.7%となっており、借入金はなく負債額の内訳は会計上の見積りである固定負債の退職給与引当金が31.4%、収益性負債である流動負債の前受金が48.6%、費用性負債である未払金が13.9%、預り金が6.1%となっている。流動比率も令和元年度は305.1%、令和2年度は294.7%、令和3年度は331.7%と継続して200%を超え、資金繰りの問題なく、健全な財務状況を示している。（一般に金融機関等では200%以上であれば優良とみなしている。）（提出-32,37）

短期大学の事業活動収支差額は、令和元年度は△27,048千円、令和2年度は△49,183千円、令和3年度は△66,460千円となり、過去3年連続で支出超過となった。

前述のとおり、学校法人全体では、借入金はいく、令和3年度決算において、繰越支払資金17億8,103万円を有し資金繰りに問題はない。しかしながら、この状態がさらに続けば健全な財政状態もいずれは悪化するため、早期に改善し向上させる必要がある。

退職給与引当金については、将来の退職金の支給に備えるために、公益財団法人私立大学退職金財団へ加入し、期末要支給額の100%を基にして掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上しており、目的どおりに引き当てられている。

資産運用については「青森田中学園資産運用規程」（備付・規程集 1-14）に基づいて適正に行われ、ほぼ全ての資産は銀行預金による元本償還が確実な方法で行われている。株式による運用は本学園の取引銀行である地域金融機関の株式に限定したものであり、株式購入にあたっては理事会、評議員会に購入経緯を説明し、承認を得ている。

経常収入に対する教育研究経費の割合は、直近5年間を見ても、学校法人全体で33%～38%台で推移し、短期大学においても令和元年度は29.9%、令和2年度は36.1%、令和3年度は31.6%と教育研究経費への資金配分は適切に行われている。

教育研究用の施設整備及び学習資源については、令和元年度に基幹システムの更新を行い、全館内にWi-Fiを導入、全学生にMicrosoft365のA5ライセンスを付与し、ポータルサイトのスマートフォン対応へバージョンアップ等を行い、令和2年度は演習室のパソコン入替更新等を実施し教育環境等の整備を図った。令和3年度については、自動証明書発行機の導入、図書館貸出返却装置機器入替更新などを実施し学生サービスの充実を図り、アクティブラーニング室のパソコン入替更新及び大講義室の椅子及び机の更新を実施し教育環境等の整備を図った。

こうした教育環境整備及び教育の質保証の向上、学生サービスの充実等のために、適切な予算配分、無駄のない予算執行等を実施してきた。

決算処理後の公認会計士による監査報告では、計算書類が学校法人会計基準に準拠して、会計年度の経営の状況および財政状態を適正に表示していると認められ、特別な監査意見はない。

寄付金の募集及び学校債の発行について、学術研究の助成を目的に受け入れる「奨学寄付」を募集している（備付-120,規程集-1-59）。収入における学納金の割合にも限度があり、今後は寄付金収入および外部資金の獲得を増加させる取り組みを継続実施していく必要がある。また、学校債については発行していない。

短期大学の過去3年間の5月1日現在の入学定員充足率は、令和元年度は81.3%で学科別に食物栄養学科91.7%、幼児保育学科75.0%、令和2年度は64.4%で学科別に食物栄養学科75.0%、幼児保育学科58.0%、令和3年度は73.1%で学科別に食物栄養学科100%、幼児保育学科57.0%となり、幼児保育学科が減少傾向にある。

短期大学の過去3年間の5月1日現在の収容定員充足率は、令和元年度は81.3%で学科別に食物栄養学科94.2%、幼児保育学科73.5%、令和2年度は72.5%で学科別に

食物栄養学科 82.5%、幼児保育学科 66.5%、令和 3 年度は 67.1%で学科別に食物栄養学科 86.6%、幼児保育学科 55.5%となり、幼児保育学科が減少傾向にある。

18 歳人口が減少傾向にあり、四年制大学志向などから、年々学生数が減少し定員未充足の状態が続いている。その結果、短期大学の事業活動収支差額比率は、令和元年度は△5.9%、令和 2 年度は△11.5%、令和 3 年度は△14.3%と 3 年連続マイナスとなった。

学校法人全体としては「青森田中学園中期経営計画（2021 年～2025 年）」（提出-40）「青森田中学園中期経営計画 2022 年重点事項」（提出-41）、短期大学では「第二期中期計画こぶしの花プラン」（提出-7,8）に基づき、毎年度の事業計画と予算を決定している。具体的には、法人本部企画部が中心となり、各委員会から提案される事業計画を、各委員会の構成員となっている事務局職員を通して各課が集約し、事務局長、事務局次長および法人企画部長が各課長と協議し、最終的に次長・課長会議において調整を行い作成している。結果として、作成された事業計画や予算は関係部門の意向が集約されたものとなっている。

最終的に理事会で決定された事業計画は、年度始めに開催される辞令交付式・学園研修会において全教職員に提示される。予算の執行に関しては担当次長及び課長が把握しており、事業に係る支出の都度、稟議書や支出伺書が教職員から提出され、担当次長及び課長は予算との照合を行ったうえで経理責任者である総務管理部長を経て理事長が承認している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、資産の取得状況および預貯金の出納に関しては、月次試算表として総務管理部長を経て理事長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用については、学校法人会計基準に基づき正確かつ迅速に資産等の管理台帳、資金出納簿等に記録し、不明な点や判断が難しい場合は公認会計士等に相談し対処している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

短期大学は、将来ビジョン「情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学」を掲げ、学内外に表明している。

また、学長を委員長とする将来構想委員会が設置され、その所管事項は主に「本学の現状分析及び多方面からの情報収集と予測」「持続可能な大学経営のための中長期計画の策定」「将来構想短期計画の策定」としている。本学では、大学経営全般を「長期的」「総合的」視点で捉え、さらに着実な実行に向けて財政・人材を「計画的」に備えることを目的に、「中期計画こぶしの花プラン」を策定し、実行している。この「こぶしの花プラン」は部局長会議・教授会・学科会議等で進捗状況を確認するとともに、年度ごとに進捗状況を PDCA シートにより振り返ることで、PDCA サイクルを確立している。この中期計画を基盤として、18 歳人口の減少に耐えうる「学生確保のため・質保証のため」の短期大学運営について検討している。なお、令和 2 年度をもって、「こぶしの花プラン」の第一期が完了したため、令和 3 年度から 5 か年の中期計画「こぶしの花プラン」の第二期を開始している。

さらに、平成 27 年度より、全学年を対象にイメージ調査を実施し、学生が思う本学の現状のイメージを客観的に把握している（備付-123）。

学生募集対策としては、法人組織に入試広報センター、キャリア支援センター、学習支援センター、地域連携センター、基幹教育センターなどの学園全体を統括する部署を組織しており、短期大学に設けられた入試広報委員会、キャリア支援委員会、学務委員会、地域社会活動委員会等と連携して、学園全体として学生募集、キャリア支援、学生活動支援、教職員の地域貢献などをバックアップする体制となっており、総合的な実行計画の立案により、効率的に成果があげられるように運営されている。

また、学生募集戦略を徹底的に見直し、志願者の増加を目指し、社会人や留学生など、多様な学生を受け入れ体制を整備・検討してきた。18 歳人口の減少をふまえ、令和元年度より社会人教育プロジェクトを立ち上げ、離職者等再就職訓練事業の長期高度人材育成コース募集に力を入れ、令和元年度の入学者は 13 人、令和 2 年度の入学者は 12 人、令和 3 年度の入学者は 13 人、令和 4 年度の入学者予定者は 10 人と一定の成果を上げている。

人事計画については、設置基準、養成施設として必要とされる教員確保を念頭に年齢構成のバランス、将来的な人件費の推移を考慮しながら進めている。

施設設備の将来計画については、1 号館改修計画と称して平成 28 年度より毎年 1 億円を第 2 号基本金に組入し、それに見合う特定資産を計上していたが、1 号館の耐震工事を実施し耐震基準に達したことにより安全性が担保されたことや 18 歳人口の減少及び四年制大学志向などから学生数の減少等を勘案し、計画を見送った。また、10 年後のキャンパスの理想像を掲げ、計画的に整備を進めていくことを目的に令和 2 年度にキャンパスグランドデザインプロジェクトを立上げ、キャンパスのコンセプトの立案やコンセプトに沿ったキャンパス整備のガイドライン等の作成に着手し、令和 3 年度よりグランドデザインに沿って具体的なキャンパス整備を進めるため検討を重ねた結果、令和 4 年度に正門付近の整備を実施予定である（備付-121）。

外部資金の獲得については、併設する青森中央学院大学と共催で外部資金獲得研修会を実施し、教員に対して積極的に科研費の獲得を促している。また、「私立大学等改革総合支援事業」や「私立大学経営集中支援事業」の外部資金獲得に向けて、学長を中心として積極的な改革を組織的に取り組んでいる。なお、遊休資産については保有していない。

短期大学の人件費比率は、令和元年度は 66.9%、令和 2 年度は 68.4%、令和 3 年度は 76.2% で全国平均値よりも高めであると言える。{参考：令和 2 年度財務比率表（規模別）短期大学部門 0.2 千人～0.5 千人平均（日本私立学校振興・共済事業団 令和 3 年度版今日の私学財政 P 627 より）は 59.3% である。}

人件費依存率では、令和元年度は 110.2%、令和 2 年度は 123.5%、令和 3 年度は 156.3% と高い数値である。{参考：同上、平均は 78.6% である。}

学校法人として、法人本部、青森中央学院大学および青森中央短期大学の事務局を一元管理していることから、情報の共有、業務運営の効率化、実行の迅速化を図るとともに、危機意識を共有することができる。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報および経営情報は本学ホームページに掲載して公開している（提出・38）。

学校法人全体の「日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については 3 年連続「A3」の正常状態を維持している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

法人全体の経営は安定しているものの、18 歳人口の減少、四年制大学志向などにより、短期大学の定員は充足していない状況が続いている。定員充足の方策として、社会人を正規生として受け入れ、資格取得を目的としたリカレント教育を実施し、一定数の入学生は確保できているものの、高校生の志願者数が減少しており、特に令和 2 年度からの減少幅が大きいと、早急に対策が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. 教員の研究活動を推進するために「研究に関するニーズ調査」を実施し、その結果をもとに、研究環境の改善を行う。
2. FD 活動の取り組みについて、「情報提供型 FD」から「実施型 FD」へと転換し、次年度に活かした教育改善活動を組織的に実施していかなければならない。
3. SD マップに基づき、体系的な研修会を実施し、次のステップに向けた取り組みを行っていく。
4. 洋雑誌などの価格が高騰しており、近隣大学と連携し、相互貸借サービスなどを

検討していく。

5. 省エネルギー対策について、照明の全 LED 化と、教職員および学生に対し、省エネに対する意識向上を呼びかける。
6. 教職員に対しての情報リテラシーの向上に関する取り組みについては、ポータルサイト説明会などを複数回実施する。
7. 学園全体の財務内容は良好な状態であるが、青森中央短期大学単体では良好な経営とは言えない。経営のさらなる安定化と危機意識の共有するための、分析された客観的な資料を提示していく。

【改善計画の実態状況】

1. 教員の研究活動を推進するために「研究に関するニーズ調査」を実施し、学長裁量経費の新設や、研究に関する研修会の機会を増やし、研究環境の改善を行った。
2. FD 活動は活発化し、グループワーク・ワークショップ中心の実践型 FD 活動が展開できている。また、学生 FD 研修を取り入れることにより、学生の生の声を直接次学期および次年度へ反映することが可能となった。
3. SD マップに基づいた SD 研修会が展開され、現在では 8 月には全教職員、12 月には全職員を対象とした研修会を実施している。さらに、新任者向け研修会を 4 月、管理職者向け研修会を 2 月に実施しており、レベルに合わせた研修会も実施し、体制は確立している。（令和 3 年度はコロナ禍のため管理職者向け研修会は未実施）
4. 洋雑誌などの価格高騰対策は、青森県高等教育機関図書館協議会において、近隣の大学と連携し、共同購入や相互貸借などのサービスを検討していくこととしていたが、各大学における契約形態の違いから実現は難しいとの結論に至った。
5. 照明の LED 化が完了し、教職員に対しては研修会での周知、学生に対しては掲示板等で省エネに対する意識向上を継続的に呼びかけた。また、Microsoft365 の導入により、会議資料や授業資料等のペーパーレス化も進めた。
6. 教職員は ICT 教育の対応および新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、恒常的に ICT を活用することになったことに加え、Microsoft365 の使用方法の FD 研修会や、教職員同士の相互研修により、情報リテラシーは以前に比べ、格段に向上した。
7. 全教職員対象に「青森県の高等学校卒業生の進学者数・進学率」や「青森県の高等学校卒業生数と大学・短大進学者数」などの分析された客観的な資料を提示していった。また、入試広報委員会を中心に学生募集戦略に注力し、定員確保に向けて努めた。さらに、社会人教育プロジェクトを設置し、社会人が通いやすい環境を検討するとともに、長期高度人材育成事業や専門実践教育訓練給付金制度等を活用しながら、社会人学生確保にも力を入れた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学において、中・長期視点に立って物事を計画・立案できる教職員を育成するた

め、教職員対象とした「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に関連する SD 研修会を実施する。

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、広い教室の配置・座席指定により、後部座席の学生がホワイトボードやスクリーンが見えづらいという課題について、教室の中間にモニターを設置していくことを検討していく。また教員に対してはホワイトボードに書き込む際の文字の大きさについて、年度初めに注意喚起を行っていく。

また、ICT 化を進めることにより、特に入学当初は必ずパソコンに不慣れな学生やパソコンの不具合が発生することが予想されるため、空き時間や放課後にサポートデスクの時間を設けるなどして、ICT を活用することに乗り遅れる学生が出ないように支援していく。さらに、随時学生より ICT に関する質問や疑問等を受け付けるフォームを作成し、トラブル等に速やかに対応できる体制を整えていく。

短期大学の定員充足の方策として、社会人を正規生として受け入れ、一定数の入学生は確保できているものの、高校生の志願者数が年々減少している。入試広報委員会を中心に、教育の差別化や本学の特色等を前面に打ち出してきたが、現在までの定員に回復させることは非常に困難なため、令和 4 年度は、入学定員変更について、具体的に検討していかなければならない。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

提出資料	41 中期経営計画 2022年度重点事項
	44 寄附行為
	45 理事会議事録
備付資料	124 理事長の履歴書
備付資料-規程集	1-1 寄附行為

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、法人本部長を兼任し学園の財務を担うとともに、短期大学幼児保育学科教授を兼務しており、経営面および教学面からも、本学園が創立から築いてきた建学の精神・教育理念を尊重するとともに、適切かつ強いリーダーシップを発揮し、学園運営の責任を担っている（備付-124）。法人の最高意思決定機関である理事会は、短期

大学学長も構成員となっており、法人と教学が一体となった迅速な意思決定と教学運営を実現している。

理事長は、毎年 3 月に開催される理事会・評議員会において意見を聴取し、次年度の「中期経営計画 2022 年度重点事項」（提出-41）を決定している。そして、毎年度始めに開催する辞令交付式および学園研修会の冒頭において、建学の精神に基づいた重点事業を説明した上で、当該年度の具体的な事業計画を提示しており、学園全体の運営に関して理事、評議員、全教職員が共有できる管理運営体制が確立している。結果として、寄附行為第 12 条に定める「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」を実現しており、権限の一元化が図られている（提出-44, 備付-規程集 1-1）。

理事長は、寄附行為の定めに従い、会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、5 月下旬に開催する理事会の議決を経た決算および事業の実績を議決している（提出-45）。理事会後に実施される評議員会では、理事会で決議・報告された内容について審議・報告し、評議員の意見を求めている。

理事会は寄附行為第 16 条に基づき、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は理事長が招集し、開催にあたってはその議長となり、学校法人の業務の最終的な意思決定機関として適切に運営されている。

理事会は認証評価の重要性を認識しており、短期大学の運営方針や課題等は、理事である学長から理事会に報告されている。また、学内外から収集された情報は、短期大学発展のため、次年度の学園重点事業に反映され、年度始めに行う学園研修会において、全教職員に向けて伝達している。

理事会は、短期大学のみならず、設置校全般の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営および短期大学の運営に必要な規程を整備するとともに、諸規程の制定や変更などがあれば理事会に諮り、決議を行っている。

理事は、寄附行為第 6 条に定める理事定数は 8 名以上 10 名以内となっており、令和 4 年 3 月 31 日現在の理事数は 8 名となっている。理事は建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および識見を有している者から選任されている。選任区分による内訳は、私立学校法第 38 条第 1 項に基づく寄附行為第 6 条第 1 項 1 号理事（青森中央学院大学の学長）1 名、2 号理事（青森中央短期大学の学長）欠員、3 号理事（青森中央経理専門学校の校長）1 名、私立学校法第 38 条第 1 項第 2 号に基づく寄附行為第 6 条第 1 項 4 号理事（評議員のうちから評議員会において選任した者）2 名、私立学校法第 38 条第 1 項第 3 号に基づく寄附行為第 6 条第 1 項 5 号理事（学識経験者のうち理事会において選任した者）4 名となっており、法令に基づき適切に構成されている。理事会への理事の出席率は高く、欠席時には寄附行為第 16 条第 10 項により、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示を行っている。

また、私立学校法第 38 条第 8 項に基づき、「寄附行為」第 11 条には役員解任について規定している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長は今後、18歳人口の減少による学生の確保を常に念頭に、中・長期的な観点から地域に求められる学園の存在意義を明確にしている。毎年度始めに開催される辞令交付式および学園研修会などでは、自らの意思を伝達し、学園の運営に対して強いリーダーシップを発揮している。

理事会は、教学面から要望される案件に対しても迅速に対応し、高等教育機関を取り巻く環境の変化に即応できる体制を維持し、寄附行為に基づき適正に運営されており、特に問題はない。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

久保薫学長の急逝により2号理事が欠員となっている。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 4 青森中央短期大学学則
- 5 ウェブサイト「学則」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/rules
- 7 第二期中期計画「こぶしの花プラン」
- 8 ウェブサイト「将来ビジョン・長期計画・中期計画」
https://www.chutan.ac.jp/college_information/vision
- 9 青森中央短期大学教員研修会（令和3年度）
- 10 学長講話（令和3年度）
- 11 教育懇談会資料（令和3年度）
- 12 非常勤講師対象説明会（令和3年度）
- 46 教授会議事録
過去3年間（令和元年度～令和3年度）

備付資料

- 89 教員個人調書〔様式21〕
- 90 教育研究業績書〔様式22〕
過去5年間（平成29年度～令和3年度）

備付資料-規程集

- 2-3 青森中央短期大学 学長選考規程
- 2-7 青森中央短期大学 教授会規程

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

- ② 学長は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1の現状＞

学長は、教学運営の責任者として、その権限と責任において、教授会の審議事項または報告事項に対しての意見を参酌し、最終的な判断を行っている。

学長は短期大学の教育充実に努め、平成10年4月に就任以来、5期連続して務めている。その間、食物栄養学科に栄養教諭課程、フードスペシャリスト課程、フードサイエンティスト課程を設置、幼児保育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置したほか、長期的展望に基づいて平成18年には看護学科を設置し、さらに平成26年度には青森中央学院大学看護学部へ改組転換するなど、現在の短期大学の運営基盤を堅固なものとするためリーダーシップを発揮している。

一方、学外においても青森県食育推進会議委員を務め、地域の課題や社会の要請など新たな情報を入手し、養成する専門職の将来像や地域における本学の役割など、その時代に合致した建学の精神の具現化はどうあるべきか常に模索している。以上のことから、本学園の理事として理事会への適切な提言を行い、短期大学をはじめとする学園設置校の運営基盤を築いてきた（備付-89,90）。

学長は、建学の精神、教育の理念・目標について、学生・教職員に対し、学長講話（提出-10）・学校行事・短期大学教員研修会（提出-9）などで直接語り周知に努めている。保護者に対しては、後援会総会・教育懇談会（提出-11）、非常勤講師に対しては非常勤講師対象説明会（提出-12）の際に丁寧に説明し、本学の教育方針の理解に努めている。また、新年度を迎える前に開催する教員研修会では、青森中央短期大学の目標と方策を教員へ表明するとともに、教育基本法第7条（大学）、学校教育法第83条（大

学)、同第 108 条(短期大学)、私立学校法を提示し、短期大学の法的な位置づけを再確認することで、存在目的を明確に示している。

学長は、教育環境の変化、社会環境の変化(人口減少、必要職種の変化、グローバル化など)にスピード感を持って対応している。建学の精神に基づく教育研究の推進・分析・改善のための課題を把握すると同時に目標を設定し、教学運営全般にわたってリーダーシップを発揮している。特に令和 2 年度は「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な「望ましい教員像」を策定し、その教員像に基づき、教育研究活動に臨んでほしい事項等を絶えず伝えている。また、教学マネジメント委員長として教学マネジメント指針に基づき、アセスメント・プラン策定、ディプロマ・サプリメントの改訂、CAP 制の導入など、「学修成果」を焦点とした政策を次々と実現していった。

また、平成 27 年度からスタートした 5 か年の中期計画「第一期中期計画こぶしの花プラン」の責任者として、PDCA シートを活用した計画の遂行に努め、令和 2 年度末をもって、こぶしの花プランの第一期が終了したことを報告し、全 35 項目からなる第一期の事業評価達成度は 5 段階中の 4(80%)と評価した。そして、令和 3 年度より開始された 5 か年の中期計画「第二期中期計画こぶしの花プラン」(提出-7,8)へと繋げ、実行している。

これらのことから、学長は強いリーダーシップを発揮し、短期大学の向上・充実に努めている。

学生に対する懲戒(退学、停学および訓告の処分)の手続きについては、「青森中央短期大学学則」第 73 条に明記している(提出 4,5)。

学長は、「青森中央短期大学学長選考規程」(備付-規程集 2-3)に基づき、法人理事会において設けられた学長候補者選考委員会が決定した学長候補者を、教授会に報告するとともに理事会に答申し、理事会において決定されている。

教授会は「青森中央短期大学学則」第 9 章および「青森中央短期大学教授会規程」(備付-規程集 2-7)に基づき、臨時開催の場合を除き毎月 1 回定例で開催されている。

教授会は学長が議長となり、短期大学の審議事項については、教授会規程第 3 条に基づき、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項および前各号に掲げるもののほか、学長裁定に関する事項を定めており、構成員から意見を聴収した上で最終的な決定を行っている。教授会の構成員は、教授会規程第 2 条第 2 項により、学長、学科長および学科の専任教授、職員より法人本部長、事務局長、事務局次長と定められている。さらに学長が必要と認めた場合は、准教授および講師その他職員を加えることができるとし、准教授および事務局課長が出席しているため、教育研究組織と事務組織の連携が図られている。これにより、審議の円滑な進行や決定事項の迅速な実行につながっている。議事の内容については教授会規程により、議事録として作成され保管されている(備付-46)。また、教授会案件の整理や各部門間の校務運営上の調整を行う機関として理事長、学長、学科長、各委員会委員長、事務局長、事務局次長などを構成員とする部局長会議が設置されており、建学の精神に基づく学修成果および 3 つのポリシーの検証、将来構想に関する学長からの答申事項や

短期大学運営全般に関する諸事項の検討も行われ、その結果が教授会に反映されている。さらに、教学面の公務を分掌する各種委員会が設置され、校務運営に関する提案事項が協議されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、短期大学の向上・充実のため、多くの学修成果向上のための施策を実現させ、第二期中期計画の策定により、教職員の進むべき方向性を可視化できている。また、教授会および教学面の公務を分掌する各種委員会についても、それぞれの規程に基づき適切に運営されている。今後時代の変化に合わせて運営体制を見直し、将来ビジョンである「情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学」を常に見据えていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

平成 10 年から令和 4 年まで青森中央短期大学の学長を務めていた久保薫学長は、令和 3 年 7 月に体調不良のため療養していたが、令和 4 年 2 月 28 日急逝したため、令和 4 年 3 月 1 日から、本学園石田憲久理事長が学長代行として就任した。

学長が不在であった時期の教授会は、青森中央短期大学教授会規程第 4 条の 2 に基づき、議長は指名された事務局長が行い、学長が委員長の委員会では、副委員長がその責務を全うした。

学長は療養中も教職員への指示や教職員からの報告をメールで送受信し、学長として常に現状の把握と青森中央短期大学の未来について考えていた。学長の意志はしっかりと教職員へと伝わっており、不在であった約半年間は、学科長（補佐）、部局長、事務局長だけでなく、教職員一人ひとりが自身の役割を自覚し行動したため、学長不在に加え、コロナ禍という状況が重なっていたにもかかわらず、滞りなく令和 3 年度を終えることができた。今まで発揮し続けてきた「学長のリーダーシップ」の賜物である。

【テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス】

＜根拠資料＞

提出資料	38	ウェブサイト「情報公開」（法人の概況） https://www.chutan.ac.jp/college_information/acjc_disclosures
	44	寄附行為
	47	評議員会議事録 過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）
備付資料	130	監査報告書 過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は寄附行為第 5 条に基づき 2 名を選任している。

毎年、文部科学省主催の「監事研修会」に参加し、学校法人を取り巻く環境や教育行政の動向について認識を深めてもらうようにしており、その後に開催される理事会、評議員会において報告を受け、理事、評議員が情報の共有を行っている。監事は理事会・評議員会に出席し、不明な点について質問するなど、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握するほか、実際に教育現場を視察するなどして、監事としての視点、見地から意見を述べている。しかし、令和 3 年度はコロナ禍であったため、教育現場視察は実施しなかった。

また、常設の監査室を設け、期中監査を実施するとともに、毎年 3 月には当該年度の予算執行状況による補正予算および次年度予算の編成状況についても監査し、直後の評議員会で諮問し、理事会で決定している。

監事は財産の状況について毎年 5 月に当該年度の会計監査を行い、私立学校法および「寄附行為」（提出-44）の規定により、毎会計年度、監査報告書（備付-130）を作成し、当該年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出している。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

寄附行為第 19 条により「評議員会は、17 名以上 21 名以内の評議員をもって組織する。」と定められており、令和 4 年 3 月 31 日現在、理事総数 8 名に対して評議員総数は 18 名となっており、理事総数の 2 倍を超える評議員で適切に組織されている。評議員の選任については寄附行為第 23 条により次頁のように規定されている。

第23条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会におい

て選任した者 4 名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 6 名以内

(3) 評議員から選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 4 名以内

(4) 学識経験者又は本法人の功労者で、理事会において選任した者 7 名

2. 前項第 1 号及び第 3 号に規定する評議員は、それぞれの地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

現在の評議員の内訳は 1 号評議員 4 名、2 号評議員 4 名、3 号評議員 3 名、4 号評議員 7 名となっており、適切な構成となっている。特に、2 号評議員には短期大学の実習施設の施設長が含まれるほか、4 号評議員の選任にあたっては、弁護士、医師、高等学校長、地域団体代表も含まれており、学園運営に対して幅広い意見が反映される組織構成となっている。

私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 21 条に定められた事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められており、理事会前には必ず評議員会を開催し（決算に関する理事会を除く）、意見を求めている。毎年度 3 月に開催される評議員会においては、当該年度の補正予算、次年度の事業計画、予算について意見を聞いている。令和 3 年度は 4 回評議員会が開催されており、毎回、学園の運営状況に関しても詳細に報告し現状を把握してもらい、短期大学を含めた学園の将来計画に関する意見を求めている。欠席評議員においても事前に「議案についての意思表示」を提出しているため、出席状況は、4 回の評議員会で 100%となっており、学園運営に関して理事長に意見を述べる諮問機関として適切に機能している（提出-47）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公表・公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学園では、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を本学ホームページに公表している。また、私立学校法の規定に基づき、高い公共性と社会的責任を果たすため、財務情報も本学ホームページで公表・公開している（提出-38）。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事は寄附行為の規定に基づき適切に業務が遂行され、また、評議員会も役員の諮問機関として適切に運営されているため、本学のガバナンス体制は確立されている。今後とも寄附行為、その他の規定に基づき遵守していく。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実態状況

1. 少子化が進む中、幼児保育学科では定員が充足されない状況が続いている。綿密なデータ分析に基づいて課題解決を行うとともに、具体的な将来計画を立案し、理事長の適切な将来構想に反映させ、定員の充足を図っていかなければならない。
2. 将来的な財務面での安定化を図るためには、目的を明確にした適切な寄付金募集などを行うとともに、教員に関する科学研究費助成事業への研修などを積極的に行い、収入の増加を図っていく。

【改善計画の実態状況】

1. 中期経営計画に基づき策定された、青森中央短期大学の中期計画「こぶしの花プラン」を策定し、多くの項目で実行できた。しかしながら、定員の充足には至っていないため、多角的に充足のための方策を立案・実行していかなければならない。また、定員変更も具体的に検討していく必要がある。
2. 将来的な財務面での安定化を図るため、目的を明確にした適切な寄付金募集などを行うとしたが、達成できていない。教員に関する科学研究費助成事業については、研修会を積極的に実施し、獲得に向けて努めている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現在、久保薫学長の急逝に伴い、理事長が学長代行を務めているが、建学の精神を理解し、適切な学校運営ができる人物の人选を行っている。

短期大学の定員確保は年々厳しさを増し、特に地方にあって加速する18歳人口の減少と四大志向、それに追い打ちをかけるように、新型コロナウイルスの世界的な流行等、短期大学が抱える課題も増加していることから、より一層迅速な経営判断が必要となる。

教学面では教育方法のICT化およびICT技術の推進のため、令和4年度入学生から「パソコンの必携化」を実施し、社会から求められる人材育成に力を入れていく。また、「数理・データサイエンス・AI教育」も全学的に実行に移し、専門知識も去ることながら、実社会に必要な能力（活用できる能力）の定着を推進し、今以上に学生・保護者・高等学校教員から積極的に選択される短期大学へと変化していかなければならない。